

第3次さくら市総合計画 前期基本計画

令和8年3月

■ ごあいさつ ■



さくら市は、平成17年3月、氏家・喜連川の両町の合併により誕生し、昨年の令和7年3月に市制20周年を迎えました。合併以来、豊かな自然や歴史・文化といった地域資源や恵まれた交通アクセスを背景に着実に発展を遂げ、2025年4月時点の人口は合併時よりも約2,000人増加しています。さらに、15歳未満の人口比率は高く、県内でも常にトップクラスであり、ある民間調査では幸福度ランキングが4年連続県内1位となるなど、特に子育て世帯に「選ばれるさくら市」として発展してきました。

しかしながら、本市においてもこの10年間は人口が微減しており、さらに今後は人口減少の加速が見込まれております。そのような中、近年ますます進行している少子高齢化、地域とのつながりの希薄化や自然災害の激甚化、経済成長の停滞といった社会経済状況の変化に対応していくには、これまで以上にスピード感を持って、地方創生に取り組んでいく必要があります。

そのため、本計画では、国の地方創生の動向を踏まえ、地域資源を最大限活用することやデジタル技術による課題解決等を基本的な考え方とし、従来は別々に作成していた地方創生の計画である、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化するなど、より強力にスピーディーに施策を推進するものとして策定しました。

この計画は市政運営の指針となる最上位計画であり、今後、この計画を基に将来都市像「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのもち」の実現に向けた取り組みを着実に進めて参ります。

結びに、計画の策定にあたりご参画いただきました市民の皆様をはじめ、さくら市総合計画審議会、市議会、関係機関の各位に心から御礼申し上げますとともに、より一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

さくら市長 中村 卓資

1 計画策定の趣旨・目的

第3次さくら市総合計画は、今後のまちづくりの方向性を示すため、市政運営の最上位計画としてとりまとめるものです。

総合計画の策定については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 35 号)の公布・施行により、基本構想の法的な策定義務(旧第2条第4項)がなくなったため「計画を策定するか」「策定する場合は、議会の議決を経るか」については、市の判断に委ねられることになりました。

さくら市では「計画的な行政経営の推進」「市民への説明責任を果たす」といった必要性から、次の目的のため、第3次さくら市総合計画を策定します。

【第3次さくら市総合計画策定の目的】

- 未来を見据え、中長期的な視野に立ち、計画的な行政経営を推進するためのまちづくりの指針とするため。
- 経営環境、市政方針等を踏まえたPlan(計画)・Do(実施)・Check(評価)・Action(改善)に基づくマネジメントの推進基点となる政策・施策展開のPlan(計画)を設定するため。
- まちづくりのめざすべき姿及びその達成度について「市民にわかりやすい計画」を設定するとともに、市民への説明責任を果たすため、その達成度を定期的に報告し、まちづくりの状況を市民と共有するため。

【根拠法令】

さくら市総合計画条例(平成 27 年さくら市条例第 15 号)

2 計画の構成と期間

第3次さくら市総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。

(1) 基本構想

【計画期間:10年間】

市民と行政がともに進めていくまちづくりの基本理念・方向性を示すものです。

さくら市がめざす将来の都市像・まちづくりの目標を掲げます。

なお、まちづくりの基本理念・方向性は中長期な方針であり、明確な計画期間を設定しないものとします。ただし、環境変化等の必要に応じて適宜見直しを行う目安として10年間の計画期間とします。

内容については、合併時に策定した新市建設計画の理念を踏まえたさくら市第1次振興計画の内容を更に踏まえつつ、時代環境を反映させるための見直しを行います。

(2) 基本計画

【計画期間:5年間】

基本構想で定めたまちづくりの目標等を具体的に実現するための『中期経営計画』として位置づけ、施策分野ごとにめざす姿、方向性等を示します。

また、施策分野ごとに成果指標を設定し、施策のめざす姿、方向性等をよりわかりやすく示すとともに、効果検証に活用します。

社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、5年間の計画期間とします。

なお、基本計画以外の全庁的計画との連動性を図り、統合的管理を行うため、成果指標単位でその関係性を示しています。

■今後5年間で集中的・重点的に取り組むべき事項…………… 重点

■さくら市行政改革大綱に関連する事項…………… 行政改革

■さくら市国土強靱化地域計画のKPI…………… 強靱化

また、地球温暖化、格差拡大等の全世界共通の課題の解決のため、国連ではSDGs(持続可能な開発目標)を掲げており、日本でも企業・個人・行政において、その取組が活発化しています。

さくら市でも、基本計画の各施策がSDGsの17のゴールとどのような関係があるかを示します。

※KPI=Key Performance Indicator(重要業績指標)

(3) 実施計画

【計画期間:2年間】

基本計画に掲げるめざす姿の実現のための具体的な取組(事務事業)を示したものです。

事務事業についても、その成果の効果検証のために成果指標を設定し、管理します(事務事業評価)。

実施計画は、今後の事業概要を確定するものではなく、事業の成果等の結果を踏まえ、毎年度、見直しを行います。

◆ 計画の構成と期間のイメージ ◆

基本構想(基本理念と方向性)

【計画期間:令和8年度から10年間】

基本計画(施策分野ごとのめざす姿)

【計画期間:令和8年度から5年間】※前期基本計画として

実施計画(具体的な取組:事務事業)

【計画期間:令和8年度から2年間】※毎年度見直し

年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
基本構想 手段	第3次基本構想(10年)									
基本計画 手段	基本計画					後期基本計画				
実施計画	実施計画 ※									
			実施計画 ※							
					実施計画 ※					
							実施計画 ※			
									実施計画 ※	

※ 実施計画は、事務事業評価の結果等を踏まえ、毎年度見直し(追加、廃止、増額、減額等)

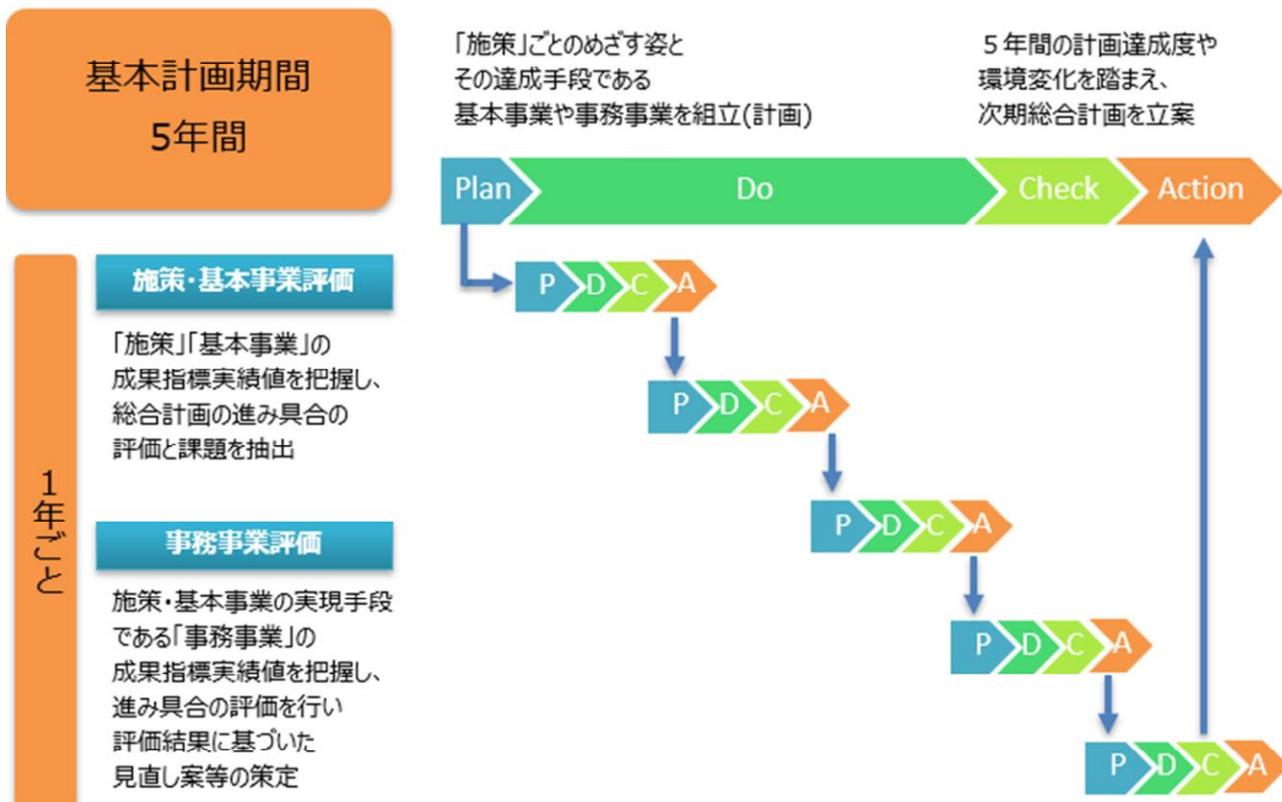
3 行政評価を活用した総合計画

(1) 行政評価の基本構造

基本構想を実現する手段として、基本計画で政策・施策体系を設定(Plan)しています。その内容に基づいて予算が配分され、事業を執行(Do)します。そして事業の実施によって、施策のめざす姿が計画どおりに達成できているかを、成果指標というモノサシを活用して評価(Check)し、その評価を検証することにより、改善策、より昇華した施策等を講じていく(Action)一連の行政評価の流れを「PDCAサイクル」といいます。

この行政評価は、階層的に実施されます。総合計画(基本計画)の進行管理(達成度管理)は、計画期間の5年間でひとつのPDCA期間として実施します。また、5年間の計画達成に向けて1年度ごとのPDCA期間を設定し、「施策・基本事業評価」「事務事業評価」を通して、成果指標値の進捗、計画達成への貢献度、新たな課題等の把握を行い、次年度への見直し、予算配分等を行います。この1年度ごとの行政評価を、5年間の計画期間において連続的に実施します。また1年度ごとの計画を実現するため、各事務事業の執行においても4半期、月間、週間単位等で行政評価を実施していきます。

さくら市では、さくら市第1次振興計画後期基本計画より、行政評価の考え方を取り入れた計画策定・進行管理に取り組んでおり、第3次さくら市総合計画でも継承していきます。



(2) 行政評価(PDCA サイクル)による進行管理・評価

行政評価を活用したマネジメントの特徴は、成果指標というモノサシを設定し、施策・事務事業の達成度を市民にわかりやすく「見える化」することにあります。

第3次さくら市総合計画においても「施策」「基本事業」「事務事業」の施策体系の各階層の達成度を示す成果指標を設定します。

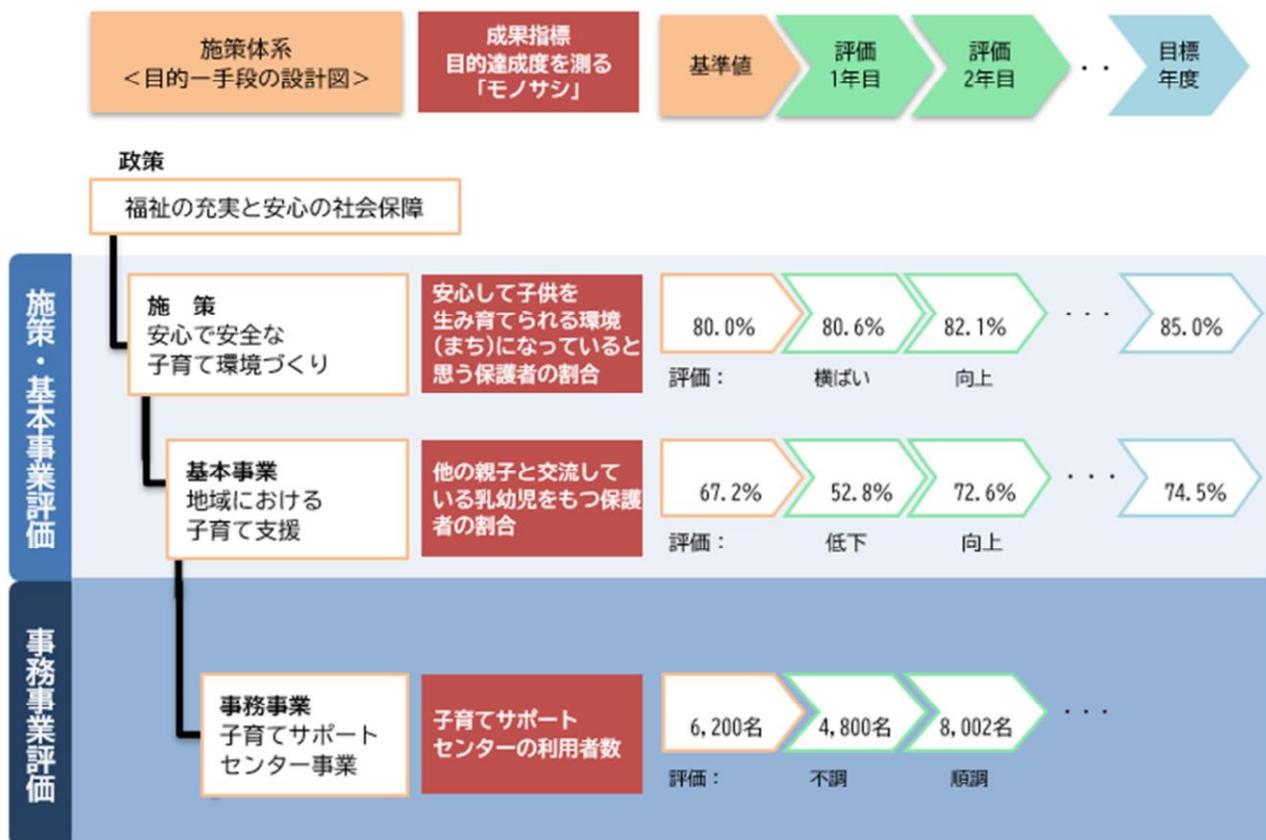
基本計画の構成要素である「施策」「基本事業」には、基本計画の計画期間満了年度の目標値を設定し、経営計画としての機能を果たします。

第3次さくら市総合計画の策定後は、1年度ごとに「施策」「基本事業」「事務事業」におけるそれぞれの成果指標について実績値の把握を行い、それに基づく達成度の評価を行います。

評価結果から、施策の成果達成に向けた課題を抽出し、事務事業の見直し、スクラップアンドビルド※等の対策を講じます。

※ 役割を終えた事業、費用対効果の低い事業等を廃止(スクラップ)し、今の時代に必要な事業、費用対効果の高い事業等を実施(ビルド)すること。

[行政評価を活用したマネジメントの例]



4 総合計画と各種計画との連動

(1) 経営計画としての総合計画

第3次さくら市総合計画は、各行政分野を総合的に網羅した最上位計画として位置づけるとともに、さくら市の「経営計画」として、政策推進・行政改革(行政経営)・健全財政の3側面を包含した計画として策定します。

【重点分野を明示した総合計画】

限られた資源で「あれもこれも」を行うことは、健全財政を損ねることになります。第3次さくら市総合計画では、基本計画期間で重点的に取り組むべき分野を計画内に明示し、市民との共有化を図ります。

【行政改革大綱を包含する総合計画】

さくら市では「行政改革大綱」は策定せず、第3次さくら市総合計画に包含するものとします。行政改革の観点から取り組むべき分野を計画内に明示し、市民との共有化を図ります。

【国土強靱化地域計画を包含する総合計画】

災害による人的・物的被害の未然防止、減災等をめざす「国土強靱化地域計画」は、全市町村での策定を国から求められています。国土強靱化地域計画は、特定の施策ではなく全分野横断的に対応する必要があります。そこで、総合計画と一体的な策定・推進を行うこととし、計画の進捗管理についても、行政評価の成果指標を活用することで、限られた資源の有効活用を図ります。

総合計画(基本計画)の施策体系一覧

他計画の
該当項目

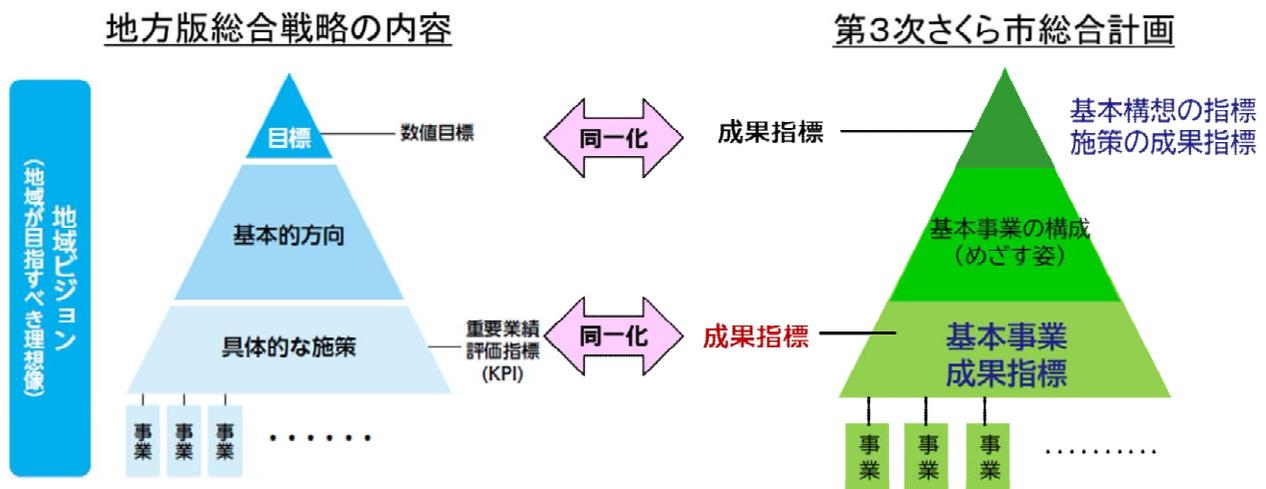
政策名		施策名		基本事業名		重点分野	行政改革	国土強靱化
01	子育て・教育	01	健やかに産み育てられる環境づくり	01	幼児教育・保育サービスの充実			
				02	こどもの居場所づくり			
				03	子育てのための経済支援			
				04	切れ目のない支援			
				05	女性とこどもの人権尊重			
				06	次世代育成のための家族形成の支援	●		
		02	確かな土台を育む学校教育	01	確かな学力の育成			
				02	豊かな心の育成			
				03	健やかな体の育成			
				04	安全・安心な教育環境の実現		●	●
		03	生涯学習・スポーツの推進	01	学ぶ機会と交流機会の充実			
				02	芸術・文化活動の充実			
				03	スポーツに取り組む機会の充実			●

【地方版総合戦略(地方創生)との一体化】

国は、地域の豊かさをそのままに、都市と同じ又は違った利便性と魅力を備えた、魅力あふれる新たな地域づくりを目指すため、令和4年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略(以下、「総合戦略」という。)を策定しました。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、総合戦略を踏まえ、地方版総合戦略を策定することが求められています。地方版総合戦略の内容としては、①目標、②講ずべき施策に関する基本的方向、③講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項(具体的な施策)の3つの要素が規定されています。また、地域が抱える社会課題の解決を図るため、自らの地域ビジョン(地域が目指すべき理想像)を再構築した上で、具体的な地域活性化の取組を進めることが重要とされています。これらの点を踏まえ、地方版総合戦略の全体的な構成イメージは以下のとおり示されています。

さくら市では、本計画と地方版総合戦略の目指す方向性が同じであることから、相互の整合を図りつつ一体として策定します。つまり、『総合計画=地方版総合戦略』となり、総合計画のすべてが、地方版総合戦略に該当します。具体的には、地方版総合戦略の地域ビジョン(地域が目指すべき理想像)を本計画の目指す将来都市像として位置づけるなど、以下のとおり整理し、より効果的かつ効率的なまちづくりを推進することとしています。



資料：内閣府「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き (令和5年12月版)」

◆ 本計画における地方版総合戦略の位置づけ ◆

	第3次さくら市総合計画	地方版総合戦略
対応関係	将来都市像	地域ビジョン
	基本構想、施策のめざす姿、成果指標	目標(数値目標)
	基本事業の構成(めざす姿)	基本的方向
	基本事業成果指標	具体的な施策(重要業績評価指標KPI)

(2) 総合計画と各個別計画との連動

第3次さくら市総合計画は、さくら市の各行政分野を総合的に網羅した最上位計画ですが、さくら市では、それ以外に部門別の個別計画を策定しています。個別計画は、第3次さくら市総合計画と同じ方向性を踏まえ、策定・進行管理が行われます。

ただし、個別計画は、第3次さくら市総合計画と計画期間が異なるため、一時的に方向性等が異なっている場合がありますが、個別計画の改定時に整合性を図るものとします。

《市の最上位計画》

◆ 第3次さくら市総合計画

個別計画 ※基本計画掲載順

- (仮称)さくら市こども計画(R8-R11)
- 第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画(R7-R11)
- 第5次さくら市男女共同参画計画(R6-R10)
- さくら市教育大綱・教育振興基本計画(R6-R10)
- 第二次さくら市生涯学習推進計画〔後期計画〕(R4-R8)
- さくら市生涯スポーツ振興に向けた基本方針(H25～)
- 第3次さくら市地域福祉計画(R4-R9)
- さくら市再犯防止推進計画(R3-)
- さくら市重層的支援体制整備事業実施計画(R6-R9)
- 第9期さくら市高齢者総合保健福祉計画(R6-R8)
- さくら市第5期障がい者計画(R8-R12)
- さくら市第7期障がい福祉計画(R6-R8)
- さくら市第3期障がい児福祉計画(R6-R8)
- さくら市公営住宅長寿命化計画(R3-R12)
- 健康21さくらプラン(第3期)(R7-R17)
- 第3期さくら市データヘルス計画・第4期さくら市特定健康診査等実施計画(R6-R11)
- さくら市新型インフルエンザ等対策行動計画(H26-R7)
- さくら市第3次食育推進計画(R7-R12)
- 地域計画(R7-R16)
- さくら市森林整備計画(R3-R12)
- さくら市企業誘致推進計画(R8-R12)
- 桜の郷づくり計画
- さくら市新エネルギービジョン(H29～)
- 第2次さくら市環境基本計画(H30-R9)
- 一般廃棄物処理基本計画(H30-R24)
- さくら市気候変動対策推進計画(R6-R12)
- さくら市建築物耐震改修促進計画(第4期)(R8-R12)
- さくら市道路整備基本計画(H31-R10)
- さくら市橋梁長寿命化修繕計画(H30-R9)

- さくら市舗装長寿命化修繕計画(R3-R7)
- さくら市都市計画マスタープラン(R3-R22)
- さくら市立地適正化計画(R7-R27)
- 氏家駅東地区魅力向上まちづくり基本計画(R7～)
- さくら市空地等対策計画(第2次)(R8-R12)
- さくら市緑の基本計画(R8-R17)
- さくら市水道事業経営戦略(R5-R14)
- さくら市生活排水処理構想(R4-R8)
- さくら市上水道施設管理計画(R4-R13)
- さくら市下水道事業経営戦略(公共・特環)(R5-R14)
- さくら市下水道事業経営戦略(農集)(R5-R14)
- さくら市公共下水道ストックマネジメント計画(R4-R15)
- さくら上野地区農業集落排水維持管理適正化計画(R5-R14)
- さくら市公共施設等総合管理計画(H29-R38)
- さくら市持続可能な財政基盤確立基本方針(R7～)

(3) 総合計画とSDGsとの関連性

SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略称であり、平成17年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」をいいます。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

このSDGsのゴール・ターゲットは、行政がめざすべき姿と重なる部分が多くあります。第3次さくら市総合計画前期基本計画では、各施策がSDGsの17のゴールのどれに該当するかを計画内で示しています。

なお、SDGsのターゲットには、発展途上国を対象としているものも多くあり、日本を含む先進国では、既に達成状態に近いものも含まれています。



■SDGs の17ゴールと第3次総合計画前期基本計画の18施策との関係性

第3次総合計画 SDGs		政策1			政策2			政策3			政策4		
		健康 やかに 産み育 てられ る環境	確かな 土台を 育む 学校 教育	生涯 学習・ スポー ツの 推進	誰一人 取り残 さない 社会福 祉の推 進	自分ら しい暮 らしの 継続の ため	保健・ 医療体 制の充 実と健 康 づくり	持続と 発展の 農林水 産業	地域 経済を 支える 商工業	魅力あ ふれる 地域資 源の活 用	自然 環境の 保全 次世代 に継承 する	安心し て日常 を過ご せる地 域の 構築	いのち とくらし を守る 災害 対策
1	 貧困をなくそう	●	●		●	●	●	●	●	●		●	●
2	 飢餓をゼロに	●			●	●	●	●	●				●
3	 すべての人に健康と福祉を	●			●	●	●						
4	 質の高い教育をみんなに		●	●									
5	 ジェンダー平等を実現しよう												
6	 安全な水とトイレを世界中に												●
7	 エネルギーをみんなにそしてクリーンに										●		
8	 働きがいも経済成長も					●		●	●	●			
9	 産業と技術革新の基盤をつくろう							●	●	●			●
10	 人や国の不平等をなくそう											●	
11	 住み続けられるまちづくりを				●				●		●	●	●
12	 つくる責任 つかう責任							●	●		●		
13	 気候変動に具体的な対策を										●		
14	 海の豊かさを守ろう										●		
15	 陸の豊かさを守ろう										●		
16	 平和と公正をすべての人に											●	
17	 パートナリシップで目標を達成しよう			●	●								●

第3次総合計画 SDGs		政策5			政策6			該当施策数
		安全で快適な交通環境の充実	魅力ある良好な都市	良好な上下水道サービスの提供	成果を重視し自立した行政経営	誰もが恩恵を受けられる新たなデジタル化の促進	持続可能な地域社会の実現	
1		貧困をなくそう						10
2		飢餓をゼロに						7
3		すべての人に健康と福祉を				●		5
4		質の高い教育をみんなに				●		3
5		ジェンダー平等を実現しよう					●	1
6		安全な水とトイレを世界中に			●			2
7		エネルギーをみんなにそしてクリーンに						1
8		働きがいも経済成長も				●		5
9		産業と技術革新の基盤をつくろう	●	●	●		●	8
10		人や国の不平等をなくそう						1
11		住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●	●	11
12		つくる責任つかう責任						3
13		気候変動に具体的な対策を						1
14		海の豊かさを守ろう			●			2
15		陸の豊かさを守ろう		●				2
16		平和と公正をすべての人に				●		2
17		パートナーシップで目標を達成しよう				●	●	5

5 さくら市の姿

さくら市は、栃木県中央部のやや北東寄りにあります。県都宇都宮市に隣接し、首都東京からは直線距離で110km～125km 圏内に位置しており、新幹線と在来線の鉄道利用であれば1時間30分で、高速道路利用であれば2時間で移動できます。東京、京浜地区等と東北地方を結ぶ東北自動車道、国道4号、JR宇都宮線等の主要な国土連携軸上にあります。

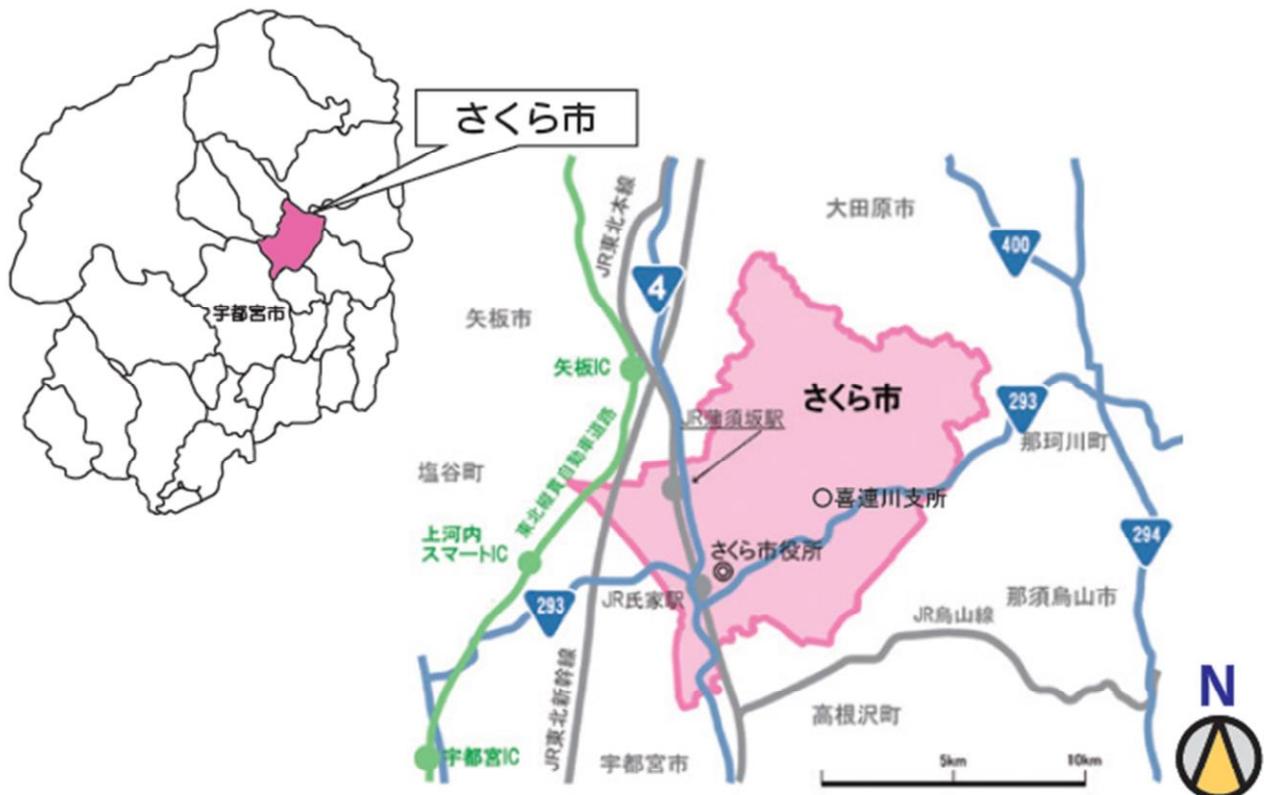
氏家地区は、関東平野の最北部に位置し、鬼怒川沿いのほぼ平坦な水田地帯内にあります。喜連川地区は、関東平野と那須野ヶ原台地との間の喜連川丘陵と水田地帯からなり、清流と緑の自然に恵まれた地域です。

さくら市は南北が17.8km・東西が15.6km で、総面積は125.63 km²で、県土の1.96%を占めます。市土のうち農地が44.2%を、山林が20.8%を占めます。

平成17年3月に栃木県で13番目に発足した市で、人口規模では12番目の大きさです。

市役所の位置	緯度北緯 36 度 41分07秒
	経度東経 139 度 57分59秒

◆さくら市の位置



6 さくら市をとりまく時代動向・潮流

人口減少社会への移行と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成 20 年をピークに減少に転じており、令和 42 年の総人口は約 9,300 万人まで減少すると国の推計では予測されています。また、総人口に占める高齢者の割合も高く、世界的に見ても空前の速度と規模で高齢化が進行しています。

未婚化・晩婚化、女性の社会進出、ライフスタイル・価値観の多様化等を背景とした少子化と健康志向、医療技術の進歩等による高齢化の進行が、労働力の減少、経済活力の低下等をもたらす一方で、年金、医療、介護等の社会保障費が増加し、社会経済構造へ深刻な影響を与えています。

このため、安心して子どもを産み育てられる環境の充実、安定した雇用環境の確保、健康寿命の延伸に向けた取組、地域で支え合う仕組みの構築等、人口減少、少子高齢化等の進行を可能な限り緩やかにしていくための対応が求められます。

安心・安全に対する意識の高まりと生活での実践

東日本大震災その他の相次ぐ自然災害(台風、豪雨等)、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等により、安心・安全に対する意識が更に高まっています。

また、自然災害、感染症等以外にも、食の安全、防犯、消費者問題、子どもを取り巻く環境等、社会生活全般に対して安心・安全を確保する対策が求められています。

地域の安心・安全を支える住民同士のつながり・共助の取組に加え、新しい生活様式の実践必要性等も高まっています。

多様性を認め、誰もが活躍できる社会へ

少子高齢化による人生 100 年時代を見据え、高齢者から若者まで、全てのヒトに活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことのできる社会の構築が求められています。

その実現に向け、雇用ルールの変更、長時間労働の是正、子育て・介護を行いながらの就労環境の整備、女性活躍の見える化等のルールづくりや運用促進が進められています。

また、性差別、性同一性障害等の性的マイノリティへの対応、職場や家庭に加え、顧客や取引先からのハラスメント防止等、多様性、人権等を認める価値観での暮らし方・接し方を整える必要があります。日本人だけでなく、留学、技能実習等の資格で在留する外国人、訪日観光客等が地域社会において支障なく生活できる多文化共生のまちづくりも求められています。

社会資本の見直しと更新の両立

高度経済成長期に整備された多くの公共建築物、道路、橋梁、公園、下水道等の社会資本(インフラを含む公共施設等)が耐用年数超過後も更新されず、災害時の被害拡大につながるケースもあります。他方、人口減少社会下で、現在の社会資本をそのまま維持することは、財政状況や住民負担を踏まえると難しい状況です。

地方公共団体には人口減少等により予想される将来需要の変化と重要な社会資本のあり方を考慮し、長期的な視点での社会資本の量と更新について定めた「公共施設等総合管理計画」の見直しや実質化と推進が求められています。

情報技術による生活革新～Society5.0～

パソコン、携帯電話、スマートフォン、AI(人工知能)、GPS(位置情報システム)等の情報通信技術が飛躍的に発達し、人々の生活に浸透したことにより、コミュニケーション及び情報発信・取得において利便性が向上しています。

それらを単に個人として利用するのではなく、仕事、学校教育等、社会全体での利用促進を本格化させ、経済発展・社会的課題の解決を両立していく人間中心の豊かな社会(Society)の実現への取組が進められています。そのためには、ビッグデータとして、公共情報の提供、民間情報との連携等を進めることも必要です。

一方、人と人のつながりの変化、犯罪形態の変化、子どもの生活・発達への影響、年齢・環境により取得できる情報量の格差等、新たな問題も生じており、行政としての対応の必要性が増加しています。

環境問題の深刻化と持続可能社会への取組

温暖化をはじめとして、地球規模での環境問題が深刻化しており、国レベルでの対策が求められるとともに、各地域・個人でも、環境問題への意識を高め、地球環境に配慮した取組を進めることが求められています。

更に、環境問題を包含した地球全体の持続可能性を保つため、国際連合ではSDGs を設定し、多くの国、企業、公共団体等が取組を開始しています。

持続的な経済発展への取組み

新型コロナウイルス感染症による活動自粛の終了後、インバウンド(訪日外国人旅行)の拡大での経済へのプラス面が見られる一方、国内企業は世界情勢の不安定化、労働力人口低下により、構造改革を余儀なくされています。

人材不足では、賃上げがされる一方、一部業種では人材確保できず事業縮小となり、地域社会への影響が懸念されます。また、中小企業では人材確保に加え、事業承継や取引先との適正取引による収益性向上が課題です。

今後の経済発展のために、国では、生産性向上、イノベーション促進、地方創生、グリーン成長戦略、下請法改正などの政策メニューを用意しており、これらの政策を有効に活用して、持続的な経済発展及び産業基盤確保に取り組むことが求められます。

地方行政の役割の変化

地方行政は、戦後の高度成長を背景として基盤整備を中心としていた時期から、心の豊かさを求める時代となり、「人づくり」を含めたまちづくりへ、その役割が変化してきました。

住民ニーズが高度化・多様化し、行政サービスへの期待はより高くなっています。また、これまで地方分権、行政改革等が進められてきましたが、今後は、人口減少の克服のため、結婚・出産の希望の実現、地域での雇用拡大等、地方創生に向けた取組が更に求められています。

市民の参画・市民と行政の協働により、地域性を活かしたまちづくりが必要です。

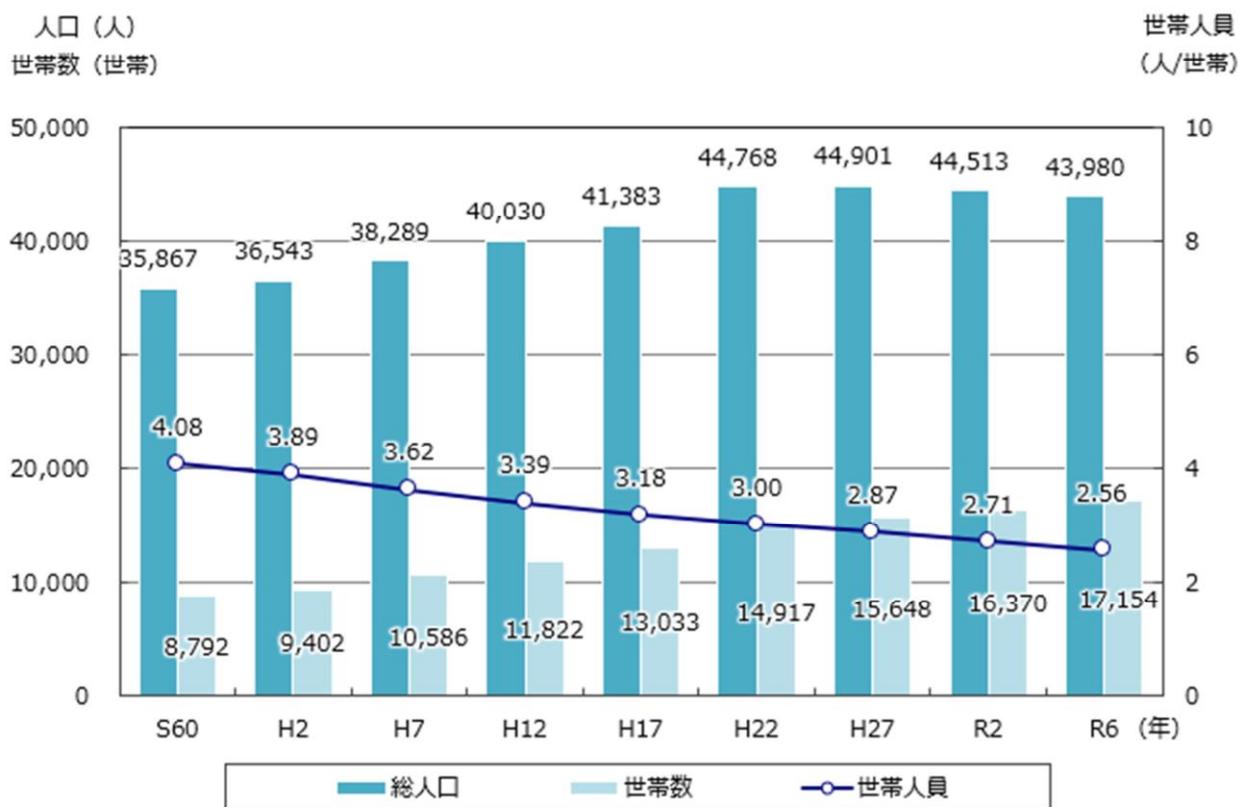
7 人口・世帯

(1) 人口・世帯の推移

令和6年10月1日現在のさくら市の人口は43,980人です。さくら市の人口は、市の発足以降より、増加傾向にありましたが。平成27年より減少が続いています。

1世帯あたりの人数は、昭和60年は4.08人でしたが、核家族化、少子化等が進み、令和6年は2.56人に減少しています。

◆さくら市の人口・世帯数の推移



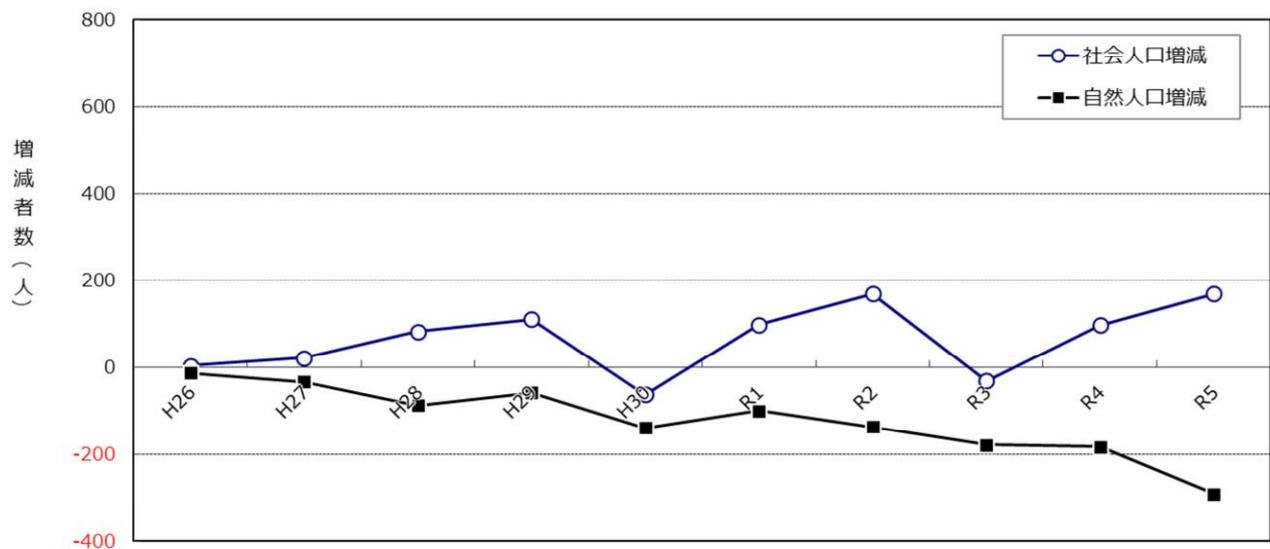
出典:国勢調査(S60~R2年)
栃木県毎月人口調査(令和6年10月1日現在)

(2) 人口増減推移

さくら市の人口の社会増減(転入数と転出数の差)は、年度での増減はありますが、平成26年以降はプラス基調で推移しています。

人口の自然増減(出生数と死亡数の差)は、平成26年以降はマイナスとなって以降、マイナス幅が増加しています。これは、出生数が減少しているなか、人口比率の高い高齢者の死亡者数が増加しているためです。

◆さくら市の社会人口・自然人口増減の推移(過去10年)



出典: 栃木県保健統計年報
栃木県毎月人口調査

◆さくら市の社会人口・自然人口増減の推移(過去10年)

		単位(人)									
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
社会人口	転入	1,736	1,739	1,707	1,659	1,545	1,775	1,763	1,489	1,751	1,809
	転出	1,733	1,718	1,625	1,549	1,608	1,677	1,594	1,520	1,654	1,641
	増減	3	21	82	110	-63	98	169	-31	97	168
自然人口	出生	416	387	329	381	346	327	322	299	320	250
	死亡	430	421	417	440	485	427	459	478	503	541
	増減	-14	-34	-88	-59	-139	-100	-137	-179	-183	-291
人口増減		-11	-13	-6	51	-202	-2	32	-210	-86	-123

出典: 栃木県保健統計年報
栃木県毎月人口調査

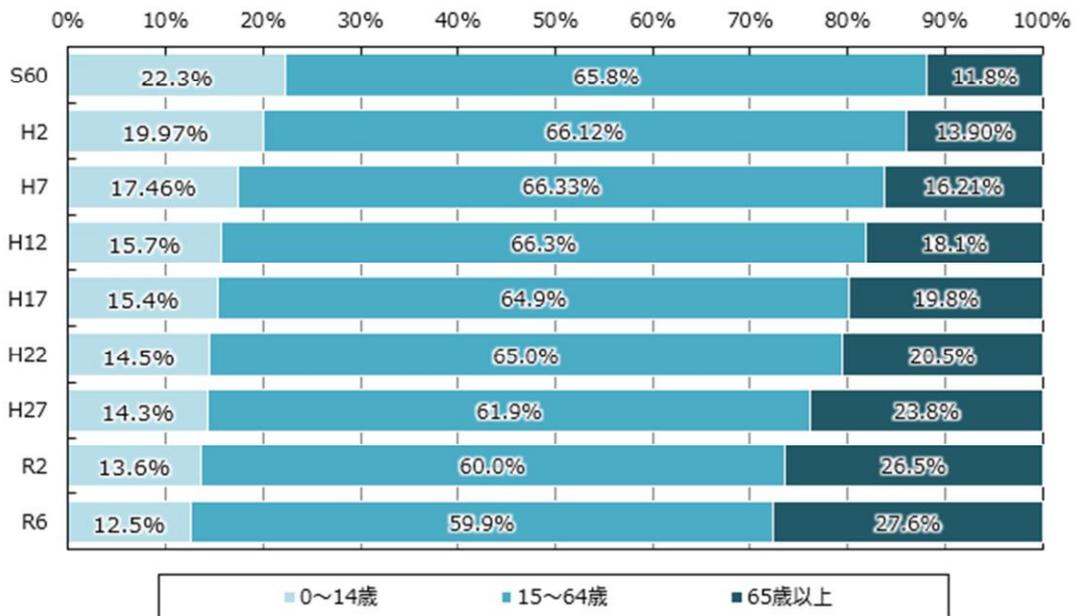
(3) 年齢階層別人口の推移

さくら市の年齢3区分の人口構成比は、高齢化率(65歳以上の人口の割合)が平成22年以降、20%を超え、令和6年度には27.6%となっています。

0~14歳人口の割合は、令和6年度は12.5%まで減少しています。さくら市においても、少子高齢化が進んでいます。

年齢階層別の特徴では、人口ピラミッドにあるように、第2次ベビーブーム世代(団塊ジュニア世代)とその周辺の45~54歳人口と団塊世代の70~74歳人口の割合が大きくなっています。

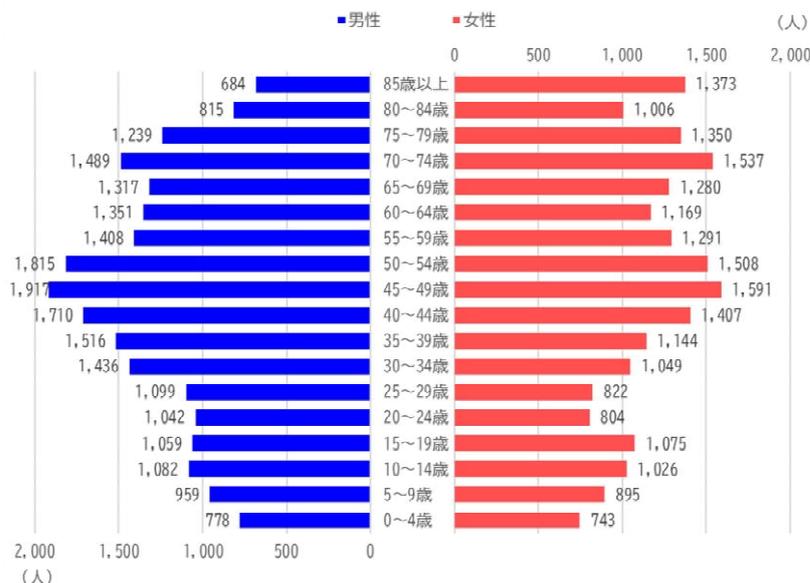
◆さくら市の年齢3区分人口構成の推移



出典:国勢調査(S60~R2年)

栃木県毎月人口調査(令和6年10月1日現在)

◆さくら市の人口ピラミッド(R6)



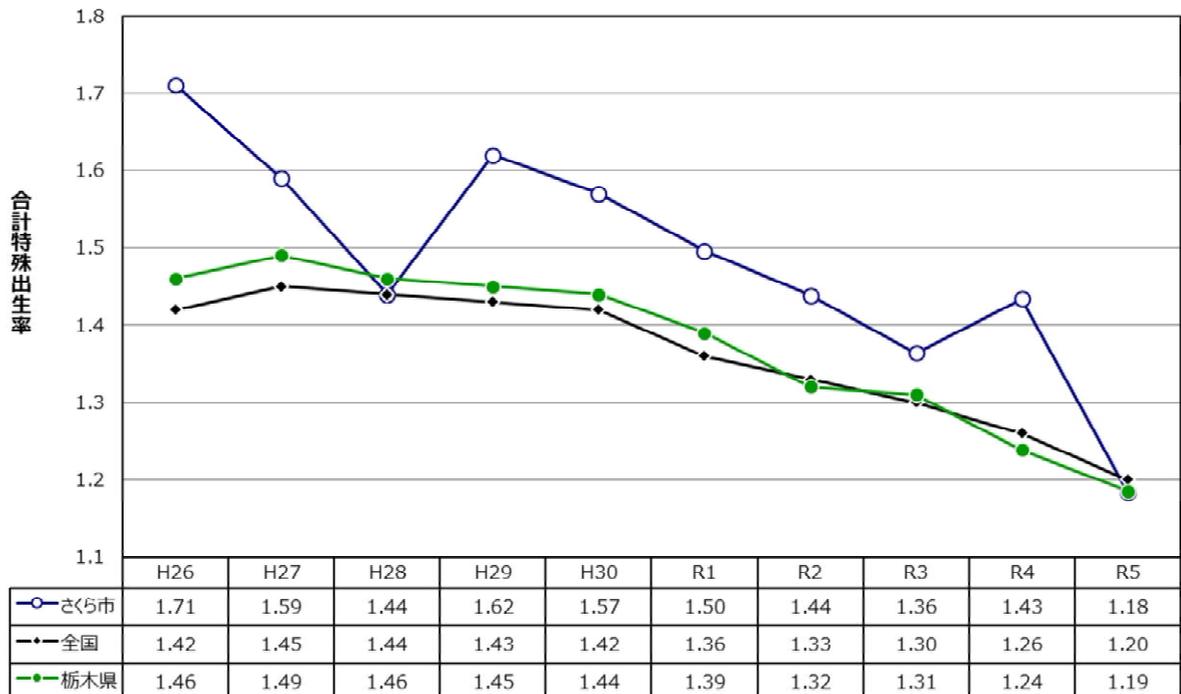
出典:栃木県毎月人口調査(令和6年10月1日現在)

(4) 合計特殊出生率の動向

全国及び栃木県の合計特殊出生率は、平成27年から低下傾向が続き、令和元年以降は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、さらに低下しています。令和5年の全国の合計特殊出生率は1.20、栃木県は1.19となっています。

さくら市の合計特殊出生率は、平成28年を除き、全国及び栃木県平均を上回っていましたが、平成28年以降、徐々に低下し、令和5年では、全国及び栃木県より下回っています。

◆合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省 人口動態統計(栃木県保健統計年報)

(5) 未婚者割合

令和2年度の未婚者の傾向については、25～29歳の未婚率が65%、30～34歳は40%を超えており、平成27年度よりそれぞれ約4ポイント高くなっており、30歳未満の晩婚化が顕著となっています。

H27(2015)年	総数	男	女
20～24歳	92.7%	96.0%	88.3%
25～29歳	62.1%	70.9%	50.1%
30～34歳	36.6%	45.4%	24.9%
35～39歳	28.0%	36.0%	18.0%
40～44歳	24.0%	30.9%	15.9%
45～49歳	19.8%	28.6%	9.2%



R2(2020)年	総数	男	女
20～24歳	90.8%	93.5%	87.4%
25～29歳	65.9%	73.2%	55.2%
30～34歳	40.1%	49.1%	27.8%
35～39歳	26.7%	35.0%	16.5%
40～44歳	24.1%	31.1%	15.2%
45～49歳	22.1%	28.7%	14.3%

出典：国勢調査(H27年、R2年)

(6) 転出入動向

① 栃木県内・栃木県外に対する転出入傾向(R2～R6の5年累計)

さくら市への転入について、栃木県外からの割合は 52.0%、栃木県内からの割合は 48.0%で、栃木県内からの転入がやや多い状況になっています。

さくら市からの転出について、栃木県外への割合は 51.3%、栃木県内への割合は 48.7%で、栃木県外への転出がやや多い状況になっています。

◆ 県内・県外の転出入動向(R2～R6)

(単位：人)

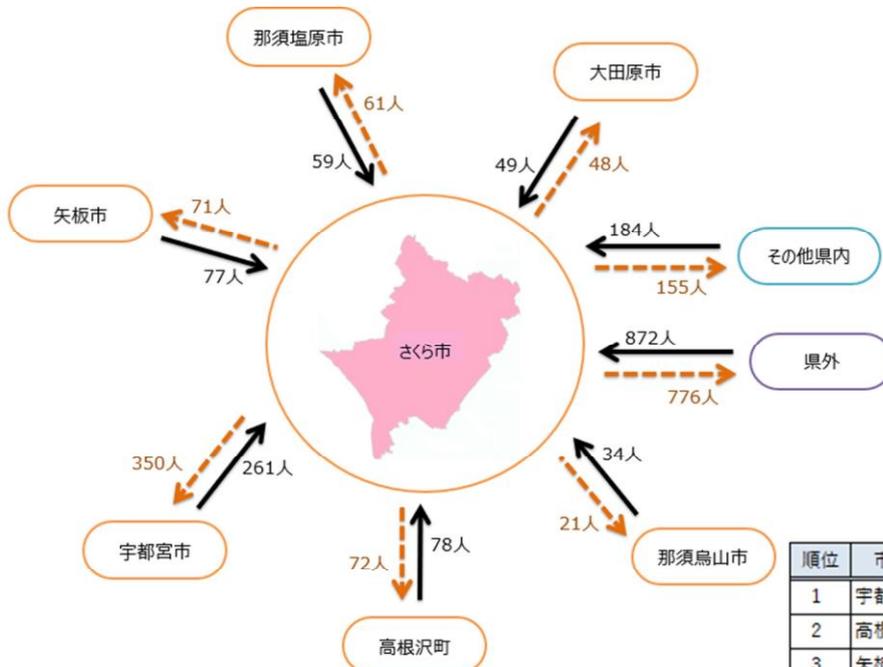
		R2	R3	R4	R5	R6	5年累計
県外 移動	転入	893	923	772	873	872	4,333
	転出	850	834	786	757	776	4,003
	増減	43	89	▲ 14	116	96	330
県内 移動	転入	825	559	963	911	742	4,000
	転出	700	643	824	855	780	3,802
	増減	125	▲ 84	139	56	▲ 38	198

出典：栃木県毎月人口調査

② 栃木県内の市町村別の転出入傾向(R6年)

令和6年度における県内市町村別転出入動向では、宇都宮市に対する転出入数が200～300人台と他市町より多く、転出超過も宇都宮市が139名と大きいことが特徴です。

◆ 県内の市町村別転出入動向(R6)



順位	市町村名	転入数	順位	市町村名	転出数
1	宇都宮市	261	1	宇都宮市	350
2	高根沢町	78	2	高根沢町	72
3	矢板市	77	3	矢板市	71
4	那須塩原市	59	4	那須塩原市	61
5	大田原市	49	5	大田原市	48
6	那須烏山市	34	6	那須烏山市	21

出典：令和6年栃木県の人口

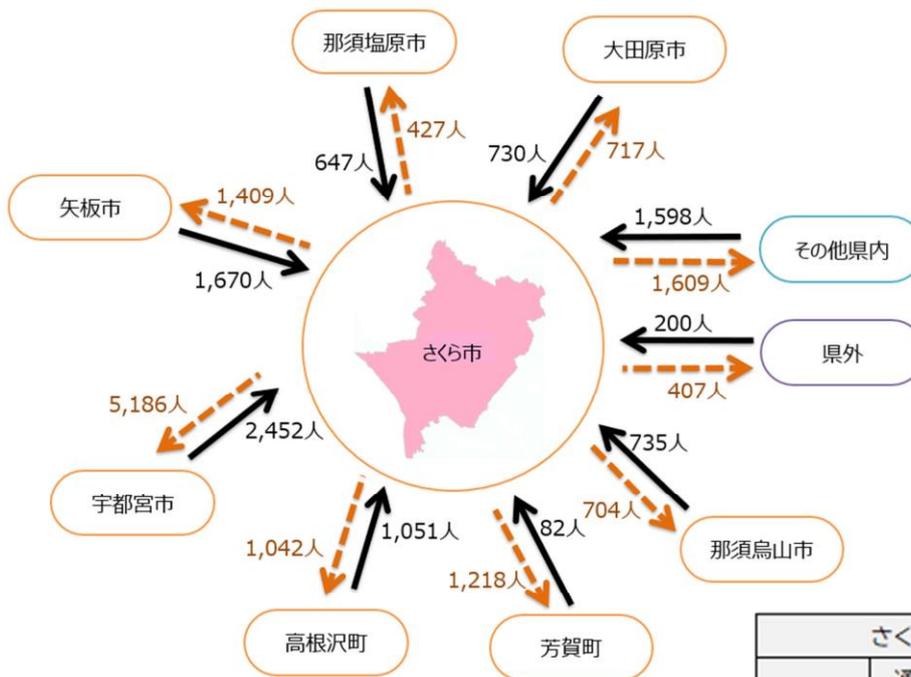
(7) 通勤・通学における近隣自治体との関係

宇都宮市への通勤・通学者の割合が非常に大きく、通勤者の41%・通学者の48%が宇都宮市に通っています。

また、宇都宮市の次に矢板市への通勤・通学者の割合が大きく、宇都宮・矢板市だけで市外への通勤通学者の5割以上を占めています。

昼間の市内への流入と市外への流出の差異は、通勤者は▲2,529人、通学者は▲739人で、昼間の市内人口が少ない状況です。

◆栃木県内の市町村別通勤・通学の状況(R2)



	通勤者	割合	通学者	割合
総数	8,417	100%	538	100%
宇都宮市	2,319	28%	130	24%
矢板市	1,589	19%	79	15%
その他	4,509	54%	329	61%

	通勤者	割合	通学者	割合
総数	10,946	100%	1,277	100%
宇都宮市	4,531	41%	616	48%
矢板市	1,239	11%	150	12%
その他	5,176	47%	511	40%

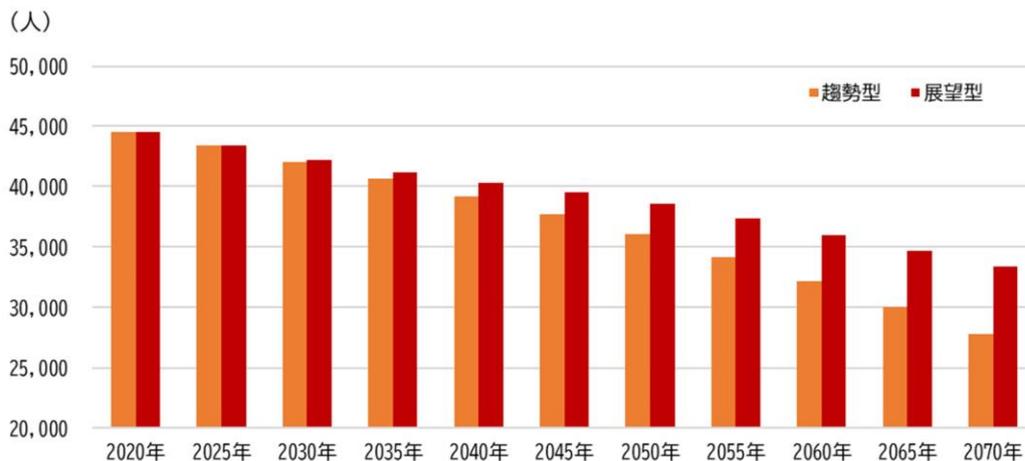
出典:国勢調査(R2年)

(8) 人口推計

さくら市の今後の人口は、これまでの転出入の傾向が続くものとし、このまま合計特殊出生率が改善しない場合の人口を^{すうせい}趨勢型とすると、2070年では27,833人となります。

一方、2050年までに国がめざしている2.07まで合計特殊出生率が改善した場合を展望型とすると、2070年のさくら市の人口は、33,463人となります。

◆人口の見通し



このまま合計特殊出生率が回復しない場合

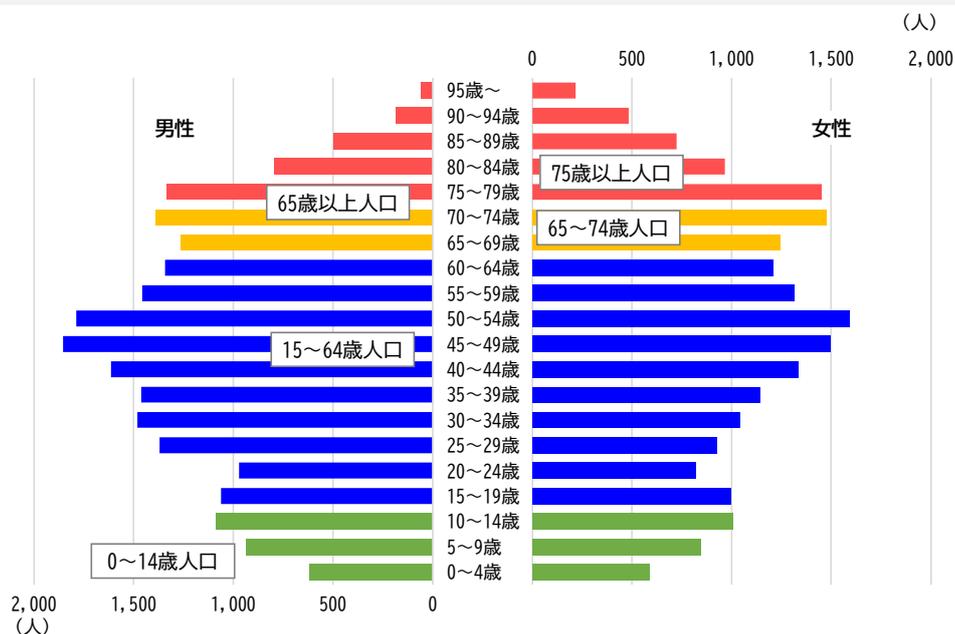
趨勢型 2070年時 27,833人

合計特殊出生率が2.07まで回復した場合

展望型 2070年時 33,463人

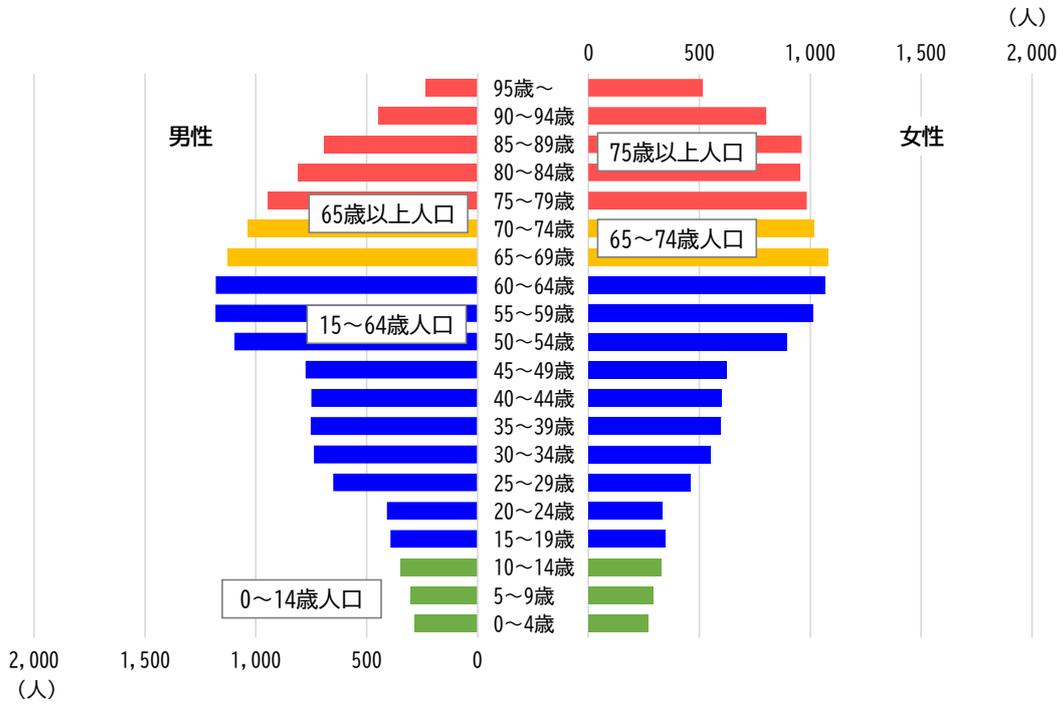
◆2025年の人口ピラミッド

0～14歳人口 11.7% 15～64歳人口 60.5% 65～74歳人口 12.4% 75歳以上人口 15.4%



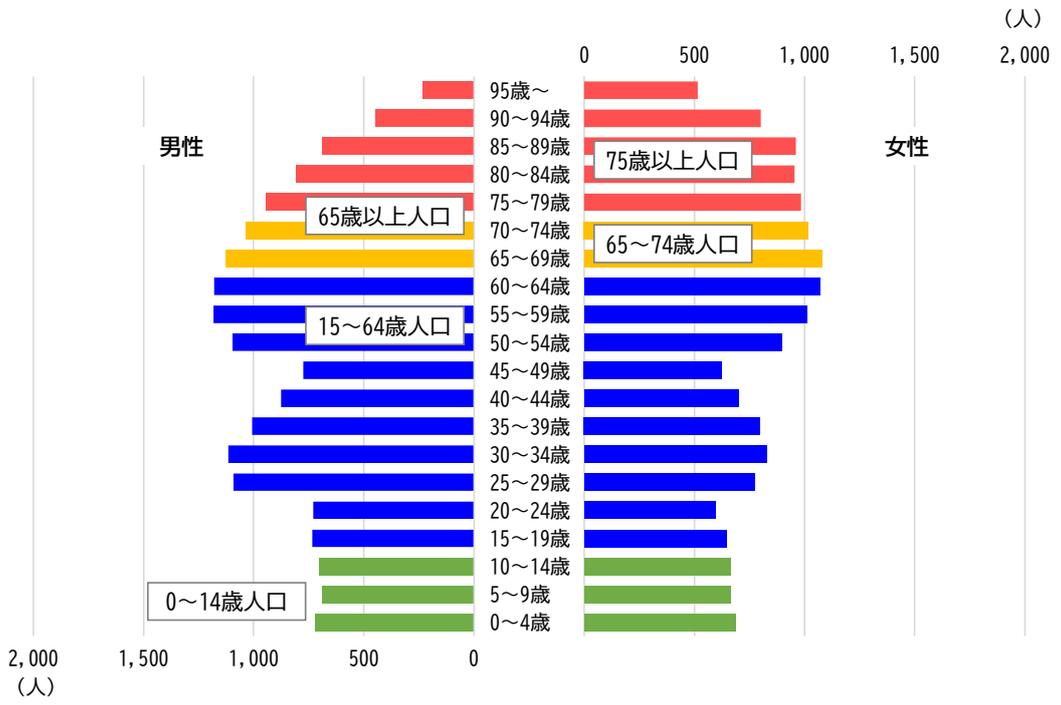
◆2070 の人口ピラミッド(趨勢型)

0~14歳人口 6.5% 15~64歳人口 51.8% 65~74歳人口 15.3% 75歳以上人口 26.4%



◆2070 の人口ピラミッド(展望型)

0~14歳人口 12.3% 15~64歳人口 53.0% 65~74歳人口 12.7% 75歳以上人口 21.9%



8 産業

(1) 就業者数の推移

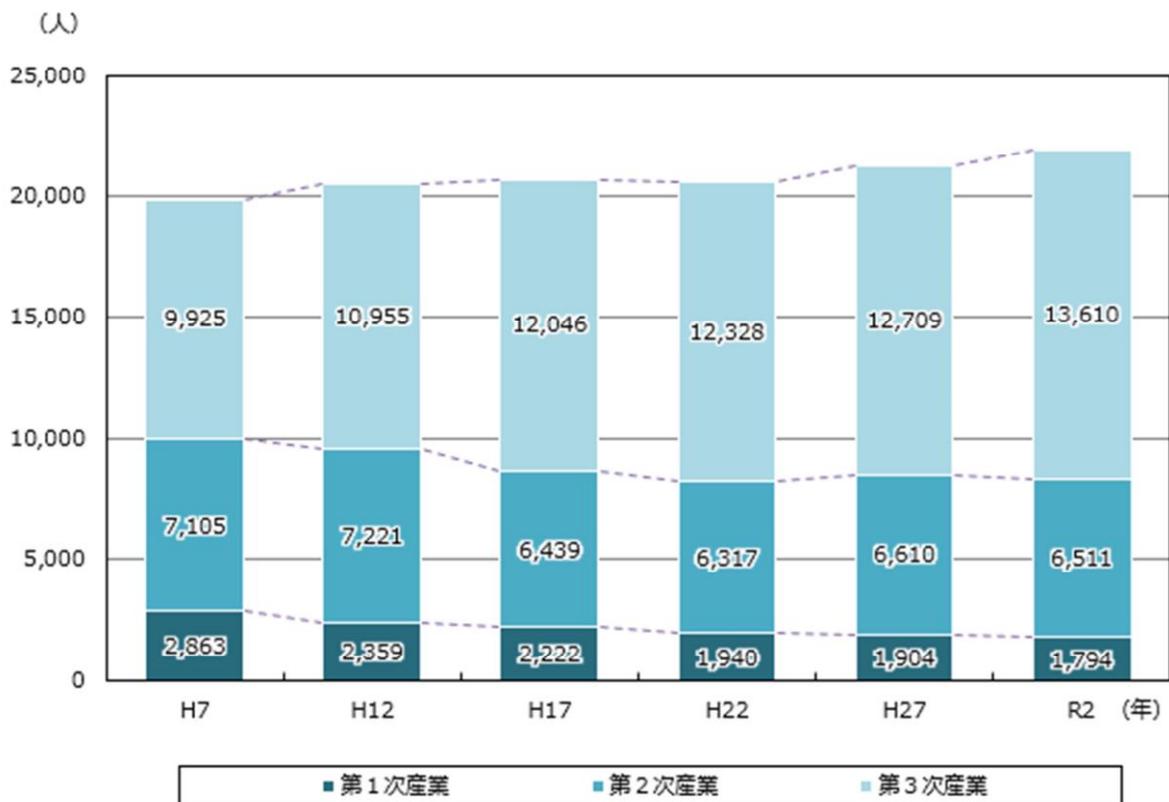
さくら市の就業者数は、平成17年まで増加傾向にありました。平成22年に減少に転じましたが、平成27年以降、再び増加に転じています。

第1次産業(農林水産業)では、平成7年から令和2年までで2,863人から1,794人に推移し、40%近く減少しています。

第2次産業(製造業等)では、平成17年から平成22年は減少となりましたが、平成27年以降、増加に転じ、6,511人となっています。ただし、平成7年の7,000人台には至っていません。

第3次産業(商業、サービス業等)では、増加傾向が続いています。平成7年は9,925人でしたが、令和2年には約1.4倍の13,610人に増加しています。

◆さくら市の産業別就業者数の推移



出典: 国勢調査(H7年~R2年)

(2) 市内総生産額の推移

さくら市の市内総生産額※は、平成 24 年度から令和 4 年度までに 1,577 億円から 2,200 億円に推移し、約 3 割の増加になっています。

第 1 次産業(農林水産業)は、令和 4 年度市内総生産額の 2.2% を占め約 49 億円となっています。平成 24 年度との比較では約 15 億円減少になっています。農業従事者数の減少、農業気象災害、気候変動の影響を受けていると考えられます。

第 2 次産業(製造業等)は、令和 4 年度総生産額の 58% を占め約 1,270 億円となっています。平成 24 年度との比較では約 582 億円と 2 倍近い大幅増加になっています。

第 3 次産業(商業、サービス業等)は、令和 4 年度総生産額の 39% を占め約 862 億円となっています。平成 24 年度との比較では、46 億円増加となっています。

※ 栃木県内の各市町の経済活動によって新しく生み出された価値(付加価値)を「生産」「分配」の両面から把握したもので、市町の経済規模、産業構造、所得の分配構造等を明らかにしようとするもの。なお、県全体の経済活動を表す県民経済計算の数値を、関連する統計指標を用いて各市町に按分(分割)する方式等により算出されている。

◆さくら市の市内総生産額の推移



出典: 栃木県市町村民経済計算

(3) さくら市の経済構造(雇用×付加価値)

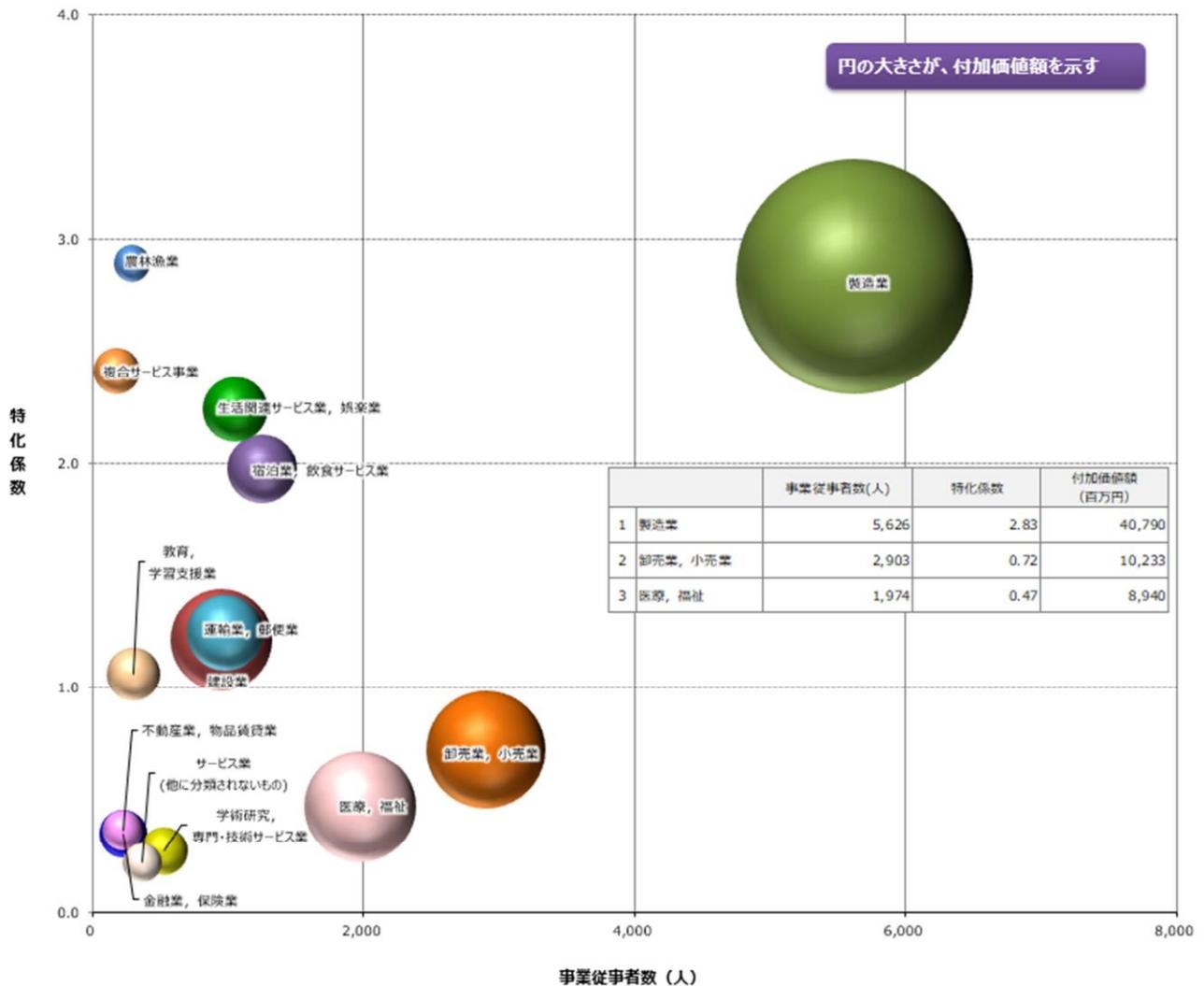
さくら市の経済構造の特徴を、産業別に「雇用者数」「付加価値額(地域の産業の稼ぐ力)」「特化係数※」の3点から明らかにしたものがバブルチャートです。

特化係数では、農林漁業がやや高い傾向にあります。

雇用者数と付加価値額では、製造業の貢献が大きく、雇用で5,626人、付加価値額で408億円になっています。次いで、卸・小売業、医療・福祉業、建設業と続きます。

※ 特定の地域の産業の集積度を測る指標。この数値が高い産業の分野が、その地域の「強み」ということ。

◆さくら市のバブルチャート



出典:総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」

9 財政動向

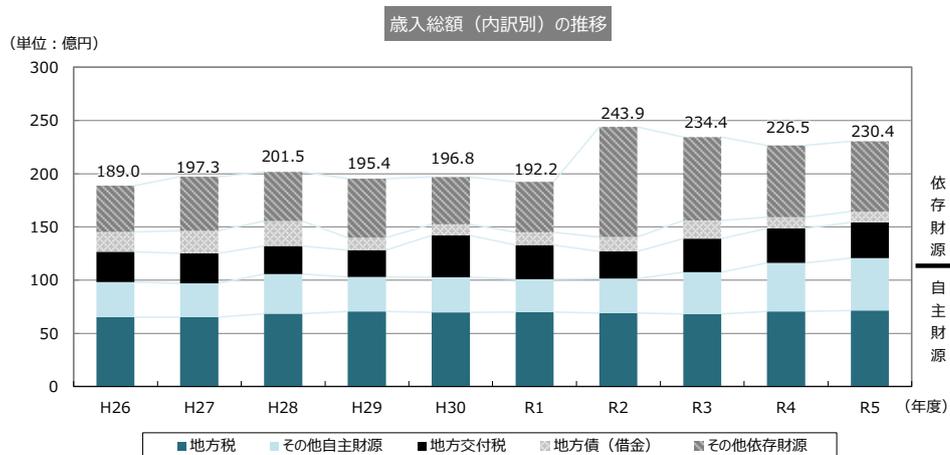
(1) 歳入歳出動向

さくら市の令和5年度歳出は 230 億円で、新型コロナウイルス感染症蔓延以降、増加基調にあります。

平成 26年度と令和5年度の比較では、地方交付税が 5.4 億円、地方税が 6.4 億円増加、ふるさと納税等により自主財源が 15.7 億円増加する一方、借金である地方債の発行は 8.5 億円減少しています。

さくら市の歳入構造は、市の自らの収入である自主財源と地方交付税等の国・栃木県からの依存財源が、ほぼ1対1の状況であるため、地方交付税額の増減等の影響を受けやすい財政構造になっています。

◆さくら市の歳入総額(内訳別)の推移



出典：総務省「市町村決算カード」

さくら市の令和5年度歳出は、約 212 億円で、新型コロナウイルス感染症蔓延以降、増加基調にあります。

平成 26年度と令和5年度の比較では、福祉等の扶助費の増加により、義務的経費が約16億円、その他経費は約 27 億円増加しています。投資的経費は、約13億円減少しています。

◆さくら市の歳出総額(普通会計)の推移



出典：総務省「市町村決算カード」

(2) 財政健全化指標の推移

さくら市の財政状況を全国 82 の類似団体※と比較すると次のような特徴が見られます。

強みとして、将来負担比率は栃木県平均以下、類似団体1位となっており、将来へ負担を残さない行政経営が行われている傾向にあります。

その他の指標については、経常収支比率と実質公債費負担率、ラスパイレス指数の3指標が栃木県平均、類似団体順位を見たときに留意が必要であり、歳出管理の向上が求められます。

※「人口」「産業構造」により総務省が類型を設定しており、同一の類型に属する市町村を類似団体とする。

さくら市の類似団体には、矢板市、茨城県桜川市、群馬県富岡市等がある。

◆市町村財政比較分析表(令和5年度普通会計決算)

令和5年度	単位	類似団体 82自治体内順 位	さくら市	類似団体 内平均	栃木県 平均
財政力指数		11位	0.69	0.54	0.69
経常収支比率	%	61位	94.7	92.0	92.8
人口1人当たり人件費・物件費等決算額	円	18位	154,354	179,664	137,911
将来負担比率	%	1位	-	17.2	0.6
実質公債費比率	%	35位	8.0	8.6	5.2
人口千人当たり職員数	人	12位	7.08	9.01	6.95
ラスパイレス指数		38位	97.6	97.5	96.3 (全国市町村平均)

用語解説

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

○経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費（人件費、扶助費、公債費等）に、地方税・普通交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

○人口1人当たり人件費・物件費等決算額

市民1人当たりの人件費・物件費・維持補修費の合計額。なお、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

○将来負担比率

地方公社、損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

○実質公債費比率

自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、3年間の平均値を使用。18% 以上の場合、新たな借金をするために国・都道府県の許可が必要となり、25%以上だと借金を制限される。

○人口千人当たり職員数

人口千人当たりの市の職員数であり、一般的に数値が小さいほど効率的な行政経営が行われているといえる。

○ラスパイレス指数

地方公務員の給与水準を表すもので、国家公務員行政職（一）職員の俸給を100とした場合の地方公務員一般行政職職員の給与の水準。

10 市民意識

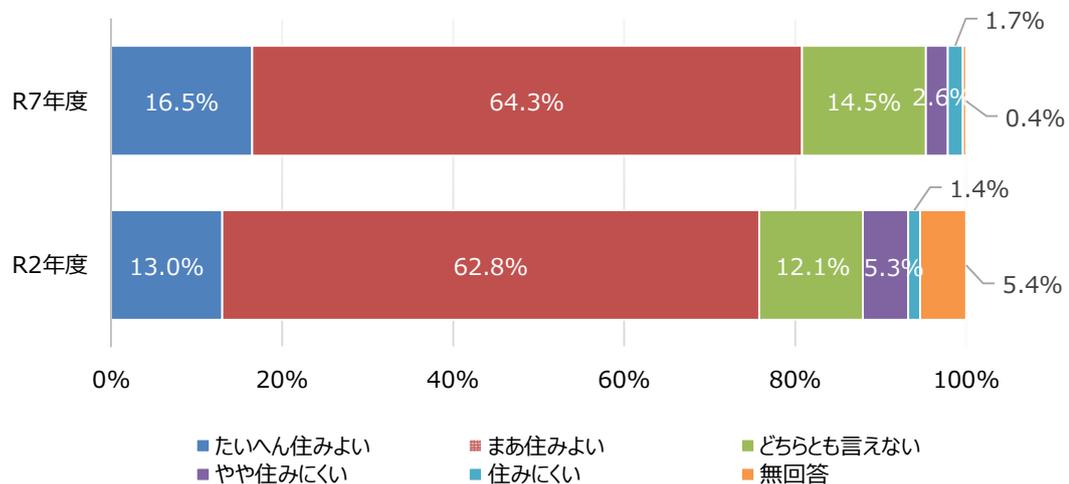
さくら市まちづくりアンケートの集計方法に係る留意点について

令和7年度のさくら市まちづくりアンケートは、回答者の年齢構成比に偏りがあると、回答数の多い年代の意見が強く、回答数の少ない年代の意見が弱く結果に反映されてしまうことから、市の実際の年齢構成比を用いて補正を行う「ウエイトバック集計」を取り入れています。そのため、過去の調査結果と単純に比較できない部分があることにご留意ください。

(1) まちの住みやすさ

令和7年度のさくら市の住み良さ・住み心地については、「大変住み良い」「まあ住み良い」という肯定的意見の合計が、80.8%となっています。

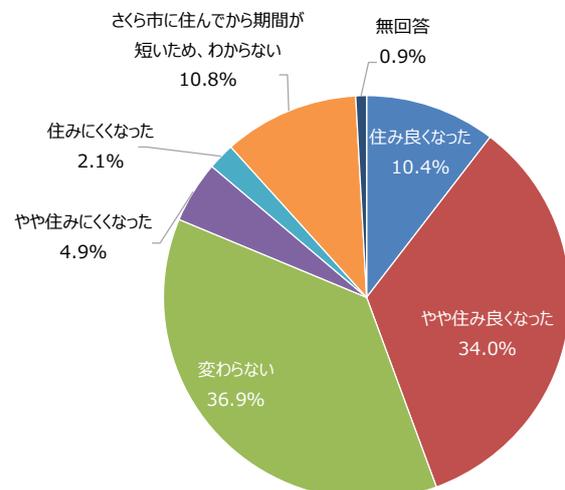
◆さくら市の住み良さ



出典：R2年度、R7年度まちづくり市民アンケート

(2) 5～10年前との住みやすさの比較

5～10年前と比べて「住み良くなった」との回答は10.4%、「やや住み良くなった」との回答は34.0%、「変わらない」との回答は36.9%となっています。



出典：R7年度まちづくり市民アンケート

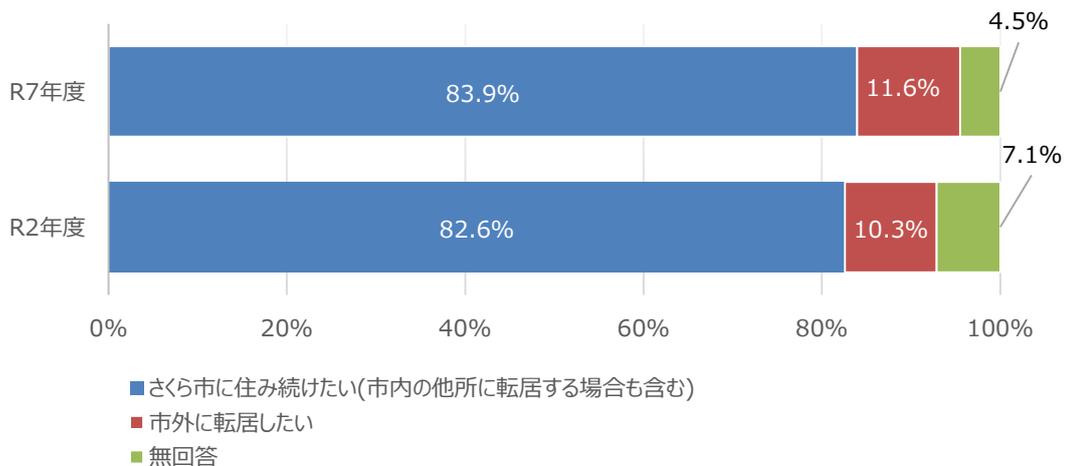
(3) 定住意識

さくら市への定住意識は「さくら市に住み続けたい」が83.9%となっています。

住み続けたい理由は「住み慣れている(ふるさとだ)から」が61.8%で1位になっており、他の意見の回答割合を大きく引き離しています。

市外に転居したい理由は、「通勤・通学に不便(遠い)だから」が36.6%で1位、「市内に適当な職場が少ないから」は33.0%となっています。

◆定住意識



出典: R2年度、R7年度まちづくり市民アンケート

■住み続けたい理由

住み慣れている(ふるさとである)から	61.8%
買い物等の日常生活が便利だから	36.2%
通勤・通学に便利(近い)だから	20.1%
自然が豊かだから	19.5%
安心・安全なまちだから	17.7%
なんとなく好きなまちだから	14.1%
不動産や家賃が適当な物件があったから	10.5%
隣近所の間関係が良いから	9.2%
子育て環境が充実しているから	7.8%
市に発展性・将来性があるから	7.5%
その他	3.7%
無回答	0.4%

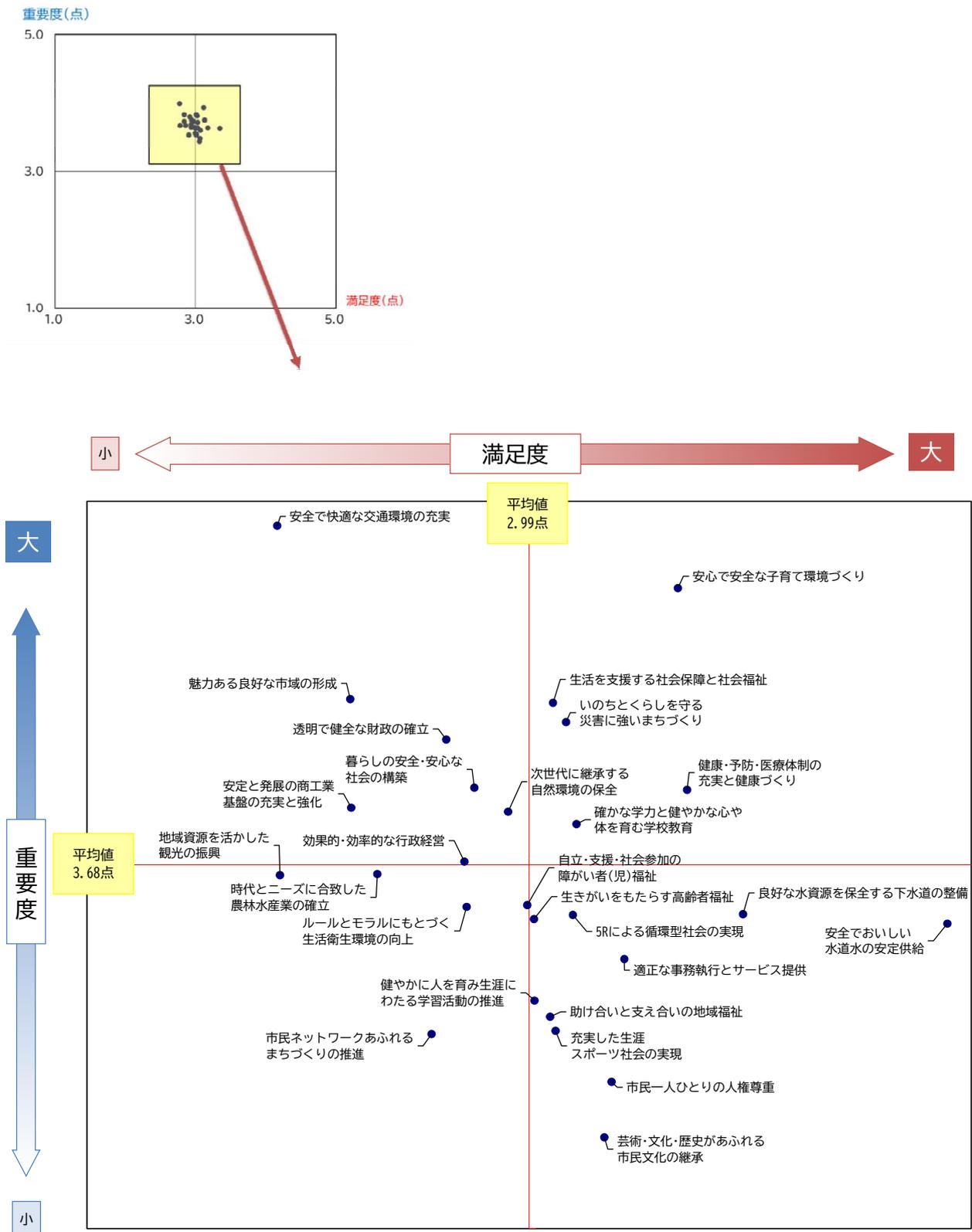
■市外に転居したい理由

通勤・通学に不便(遠い)だから	36.6%
市内に適当な職場が少ないから	33.0%
レジャー(娯楽施設)が少ないから	31.8%
買い物等の日常生活が不便だから	28.4%
地元に戻りたいから	18.7%
市の発展性・将来性が感じられないから	17.3%
その他	13.5%
洗練された(おしゃれな)所に住みたいから	10.6%
子育て環境に不満があるから	6.3%
地域の行事や近所づきあいが面倒だから	6.3%
不動産や家賃が高いから	2.6%
無回答	2.8%

出典: R7年度まちづくり市民アンケート

(3) 施策の満足度・重要度

第2次さくら市総合計画基本計画における27施策の令和7年度時点の満足度・重要度の分布は、次のとおりです。



※ 満足度は「満足である」+5点、「どちらかといえば満足である」+4点、「普通」+3点、「どちらかといえば不満である」+2点、「不満である」+1点としています。重要度は「力を入れてほしい」+5点、「できれば力を入れてほしい」+4点、「普通」+3点、「あまり力を入れる必要はない」+2点、「力を入れる必要はない」+1点としています。

○満足度の傾向

施策満足度は「安全でおいしい水道水の安定供給」「良好な水資源を保全する下水道の整備」「健康・予防・医療体制の充実と健康づくり」「安心で安全な子育て環境づくり」「適正な事務執行とサービス提供」が上位となっています。

一方「安定と発展の商工業基盤の充実と強化」「魅力ある良好な市域の形成」「地域資源を活かした観光の振興」「安全で快適な交通環境の充実」は、過去3回の調査で常に下位に位置しています。

◆施策別満足度の上位下位の変遷

上位（高い）5項目【H29】			上位（高い）5項目【R2】			上位（高い）5項目【R7】		
1位	安全でおいしい水道水の安定供給	3.34点	1位	安全でおいしい水道水の安定供給	3.37点	1位	安全でおいしい水道水の安定供給	3.35点
2位	良好な水資源を保全する下水道の整備	3.13点	2位	良好な水資源を保全する下水道の整備	3.17点	2位	良好な水資源を保全する下水道の整備	3.17点
3位	健康・予防・医療体制の充実と健康づくり	3.11点	3位	安心で安全な子育て環境づくり	3.13点	3位	健康・予防・医療体制の充実と健康づくり	3.13点
4位	適正な事務執行とサービス提供	3.09点	4位	健康・予防・医療体制の充実と健康づくり	3.12点	3位	安心で安全な子育て環境づくり	3.12点
5位	安心で安全な子育て環境づくり	3.07点	5位	適正な事務執行とサービス提供	3.10点	3位	適正な事務執行とサービス提供	3.07点
施策満足度平均点		2.99点	施策満足度平均点		3.01点	施策満足度平均点		2.99点
下位（低い）5項目【H29】			下位（低い）5項目【R2】			下位（低い）5項目【R7】		
23位	透明で健全な財政の確立	2.87点	23位	時代とニーズに合致した農林水産業の確立	2.93点	23位	時代とニーズに合致した農林水産業の確立	2.86点
23位	地域資源を活かした観光の振興	2.87点	24位	魅力ある良好な市域の形成	2.88点	24位	安定と発展の商工業基盤の充実と強化	2.84点
25位	安定と発展の商工業基盤の充実と強化	2.86点	25位	地域資源を活かした観光の振興	2.87点	24位	魅力ある良好な市域の形成	2.84点
26位	魅力ある良好な市域の形成	2.85点	26位	安定と発展の商工業基盤の充実と強化	2.86点	26位	地域資源を活かした観光の振興	2.78点
27位	安全で快適な交通環境の充実	2.77点	27位	安全で快適な交通環境の充実	2.78点	27位	安全で快適な交通環境の充実	2.77点

○重要度の動向

施策重要度は、「安全で快適な交通環境の充実」「安心で安全な子育て環境づくり」「生活を支援する社会保障と社会福祉」「いのちと暮らしを守る災害に強いまちづくり」が過去3回の調査で常に上位に位置しています。

なお、令和7年の調査より「魅力ある良好な市域の形成」が上位に位置しました。

一方「充実した生涯スポーツ社会の実現」「市民ネットワークあふれるまちづくりの推進」「芸術・文化・歴史があふれる市民文化の継承」は、順位の変更はありますが、過去3回の調査で常に下位に位置しています。

◆施策別重要度の上位下位の変遷

上位（高い）5項目【H29】			上位（高い）5項目【R2】			上位（高い）5項目【R7】		
1位	安全で快適な交通環境の充実	3.87点	1位	安全で快適な交通環境の充実	3.90点	1位	安全で快適な交通環境の充実	3.99点
1位	安心で安全な子育て環境づくり	3.87点	2位	安心で安全な子育て環境づくり	3.88点	2位	安心で安全な子育て環境づくり	3.93点
3位	いのちと暮らしを守る災害に強いまちづくり	3.75点	3位	いのちと暮らしを守る災害に強いまちづくり	3.79点	3位	魅力ある良好な市域の形成	3.83点
4位	生活を支援する社会保障と社会福祉	3.74点	4位	生活を支援する社会保障と社会福祉	3.78点	4位	生活を支援する社会保障と社会福祉	3.83点
5位	暮らしの安全・安心な社会の構築	3.71点	5位	確かな学力と健やかな心や体を育む学校教育	3.76点	5位	いのちと暮らしを守る災害に強いまちづくり	3.81点
施策重要度平均点		3.63点	施策重要度平均点		3.66点	施策重要度平均点		3.68点
下位（低い）5項目【H29】			下位（低い）5項目【R2】			下位（低い）5項目【R7】		
23位	充実した生涯スポーツ社会の実現	3.49点	23位	安全でおいしい水道水の安定供給	3.55点	23位	助け合いと支え合いの地域福祉	3.54点
24位	時代とニーズに合致した農林水産業の確立	3.47点	24位	充実した生涯スポーツ社会の実現	3.53点	24位	充実した生涯スポーツ社会の実現	3.53点
24位	市民一人ひとりの人権尊重	3.47点	25位	市民ネットワークあふれるまちづくりの推進	3.52点	24位	市民ネットワークあふれるまちづくりの推進	3.53点
26位	市民ネットワークあふれるまちづくりの推進	3.44点	25位	時代とニーズに合致した農林水産業の確立	3.52点	24位	市民一人ひとりの人権尊重	3.48点
27位	芸術・文化・歴史があふれる市民文化の継承	3.39点	27位	芸術・文化・歴史があふれる市民文化の継承	3.44点	27位	芸術・文化・歴史があふれる市民文化の継承	3.43点

基本構想

基本構想

1 基本構想の考え方

基本構想はさくら市がめざすまちづくりの方向性を示すものです。「将来都市像」と市政の方向を定めるための「基本的な考え方」で成り立っています。

なお、将来都市像は、さくら市が成立する際に作られた「新市建設計画」を継承するものとします。

2 基本構想（将来都市像と基本的な考え方）

将来都市像

安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち

基本的な考え方



1. 誰もが安心して安全に暮らせるまち

行政の基礎的な目的は市民の生活基盤の確立であり、言い換えれば誰もが安心して暮らせるまちを実現することです。

2. 地域資源の活用

地域がその魅力を発揮し、さらに活性化していくためには、歴史、文化、人、産業などの地域に存在する地域の資源を最大限に活用する取組が必要です。

3. 人口減少社会への適応

すでに人口の減少や人口構成の変化が避けられないことを共通認識とし、市民とともににより良い未来を築いていくための持続可能なまちづくりを意識していきます。

4. デジタル技術による課題解決

日常生活の利便性の向上や社会の変化への対応のためにはデジタル技術の活用が必要不可欠です。アナログを前提とした様々な仕組みをデジタル活用を前提としたものに変えていく必要があります。

3 基本構想の状況を示すまちづくり指標

基本構想の状況、まち全体の「市勢」を示すまちづくり指標を設定し、定期的に確認を行います。

人口減少への対応

①さくら市の人口	43,560 人
②年少人口(15歳未満)割合	12.6%
③社会人口増減数	169 人/年
④自然人口増減数	-287 人/年

地域活性化

⑤市町村内総生産	2,200 億円
⑥法人市民税納税義務者数	991 人
⑦所得割納税義務者数	22,094 人
⑧さくら市が住みよいと思う市民の割合	81.1%
⑨さくら市に住み続けたい と思う市民の割合	87.9%

指標の出典及び算定式

- ①住民基本台帳人口（令和7年4月1日）
- ②住民基本台帳人口（令和7年4月1日）：14歳までの人数/全人口
- ③住民基本台帳人口（令和7年4月1日）：過去1年間の転入者数－転出者数
- ④住民基本台帳人口（令和7年4月1日）：過去1年間の出生者数－死亡者数
- ⑤栃木県市町村民経済生産（令和4年度）：令和7年7月公表
- ⑥税務概要（令和7年度）
- ⑦税務概要（令和7年度）
- ⑧まちづくり市民アンケート（令和7年度）ウエイトバック集計*
：「大変住みよい」または「まあ住みよい」の回答者数/全回答者数
- ⑨まちづくり市民アンケート（令和7年度）ウエイトバック集計
：「さくら市に住み続けたい」の回答者数/無回答除く全回答者数

*ウエイトバック集計：回答者の年齢構成比による補正を行い集計をすること。

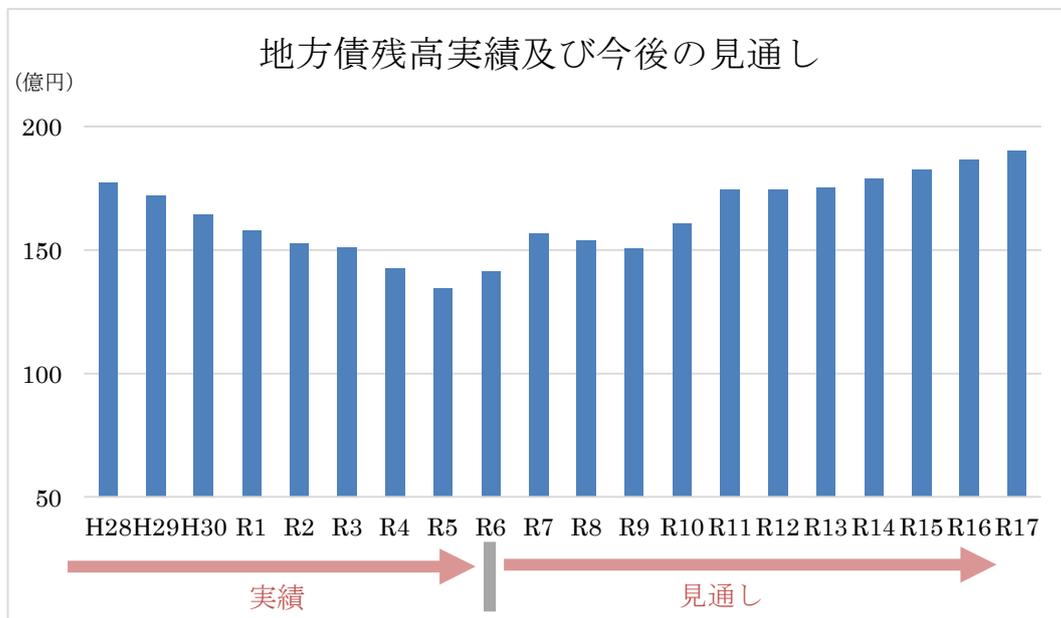
4 財政の見通し

インフレ傾向が続き、社会保障関連費や人件費などの義務的経費の増嵩が見込まれる社会情勢においては、今後も財政規模の拡大が懸念されることから、これまで以上に、歳入の確保、歳出の効率化と見直しに取り組み、安定的に財政運営を行っていかねばなりません。

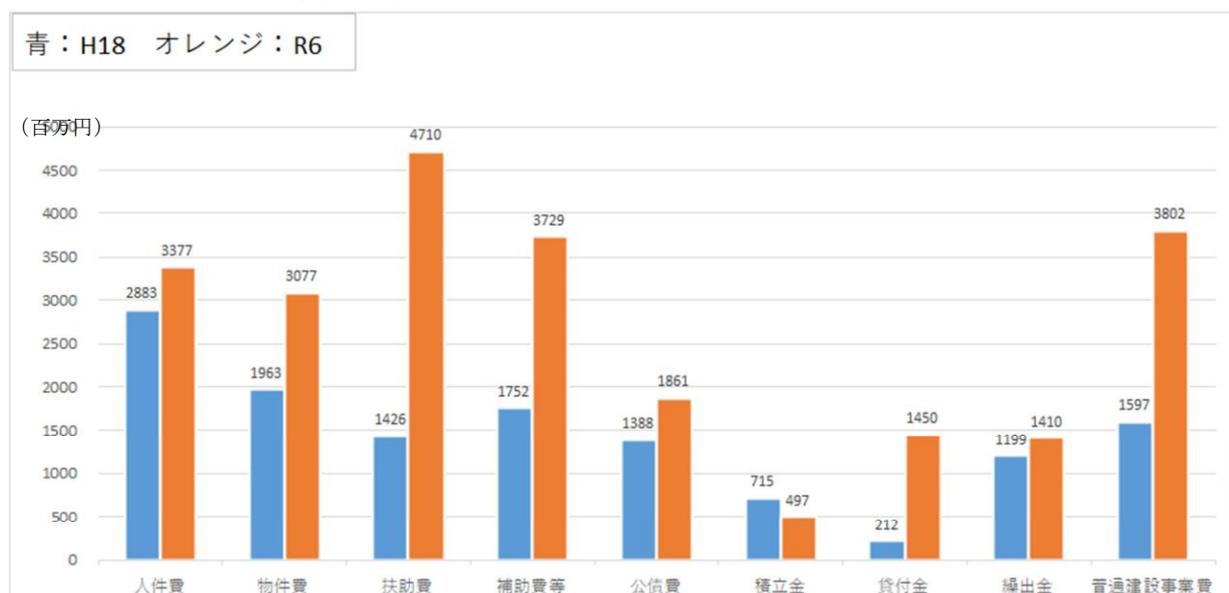
このため、歳入においては、あらゆる可能性を追求し財源確保に努めます。また、第3次総合計画期間中における大規模事業を推進するために地方債残高や将来負担比率を考慮しながら、優先的に有利な地方債の活用を図ります。

歳出においては、内部経費の縮減、市単独事業の見直しやビルド&スクラップや事務事業の選択と集中により、効率的な行財政の運営や財政基盤の強化に取り組みます。

これらの取組を進めるに当たっては、「さくら市持続可能な財政基盤確立基本方針」を指標とし、着実に財政健全化の取組を推進することで、持続可能な財政基盤の確立を目指します。



H18 と R6 の歳出性質別比較



5 土地利用の方向性

土地は、市民生活・産業経済活動の共通の基盤であるとともに、地域の自然環境を構成する貴重な資源でもあります。まちづくりの基盤である土地の利用については、自然環境への影響にも配慮しながら社会的な必要性に適切に対応し、総合的かつ計画的な視点から整備・開発・保全を進めていく必要があります。

そこで、市域を「都市的利用地域」「農業的利用地域」「自然地域」の3地域に区分し、それぞれの地域の特性に応じた土地利用を進めていきます。

(1) 都市的利用地域

① 商業等集積地域

商業系とその周辺の住居系用途地域からなる中心市街地部については、住民の利便性に寄与する店舗、事務所等の各種サービス施設の集積を誘導し、将来に渡り市の発展を支える中核的な役割を果たす区域として位置づけます。

② 住宅地域

既に住宅が集積している区域及び今後宅地化が想定される区域を住宅地域として位置づけ、生活環境の維持・向上を図るとともに周辺の環境と調和した良好な住環境の形成を目指します。

③ 工業地域

既存の工業団地については、工業地域として他の土地利用への干渉・影響を抑制し、工業生産活動の拠点として、産業構造の変化に対応出来る生産基盤の整備・確保に努めます。

(2) 農業的利用地域

東京圏への生鮮食料供給基地として、農業生産基盤の維持・整備に努め、優良農地の保全を図ります。

(3) 自然地域

林業生産の場のみならず保養・レクリエーションの場等、多様な利用を促進するとともに、恵まれた自然環境の保全に努めます。

基本計画

1. 前期基本計画の構成

将来都市像である「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち」の実現をめざし、政策・施策の体系を次のように定めます。

1 子育て・教育

- (1) 健やかに産み育てられる環境づくり
- (2) 確かな土台を育む学校教育
- (3) 生涯学習・スポーツの推進

2 福祉・健康

- (1) 誰一人取り残さない社会福祉の推進
- (2) 生きがいをもたらす高齢者福祉
- (3) 保健・医療体制の充実と健康づくり

3 産業・地域資源

- (1) 持続と発展の農林水産業
- (2) 地域経済を支える商工業
- (3) 魅力あふれる地域資源の活用

4 環境・安全

- (1) 次世代に継承する自然環境の保全
- (2) 安心して日常を過ごせる地域の構築
- (3) いのちとくらしを守る災害対策

5 都市基盤

- (1) 安全で快適な交通環境の充実
- (2) 魅力ある良好な都市の形成
- (3) 良好な上下水道サービスの提供

6 行政経営

- (1) 成果を重視し自立した行財政経営
- (2) 誰もが恩恵を受けられるあたたかなデジタル化の促進
- (3) 持続可能な地域社会の実現

2. 前期基本計画の重点分野と各種計画との連携

前期基本計画は、各行政分野を総合的に網羅した計画であるため、非常に広範囲な記述となり、何を重点的に取り組みたいのかが伝わりにくい側面があります。また、ヒト、モノ、カネ等の経営資源には限りがあるため、効果的にまちづくりを進めるには、さくら市にとって重要な分野に経営資源を集中することが必要です。そこで、計画期間における『重点分野』を設定し、優先的に取り組みます。

また、前期基本計画は、全施策のめざす姿を網羅した最上位計画として位置づけ、『さくら市の経営計画』として、【政策推進】【行政改革（行政経営）】【健全財政】の3側面を包含した計画としています。また、前期基本計画と担う範囲が重複するとともに、全庁的な政策推進や事業計画にも大きく影響する『行政改革大綱』『国土強靱化地域計画』と一体的な策定及び運営を行います。

総合計画の施策体系と各計画の該当分野の一覧は次の施策体系一覧に記載のとおりです。

■施策体系一覧と重点分野、全庁的計画との連携一覧表

政策名	施策名	基本事業名	重点分野	行政改革	国土強靱化	
1 子育て・教育	1 健やかに産み育てられる環境づくり	1 幼児教育・保育サービスの充実	●		●	
		2 こどもの居場所づくり	●		●	
		3 子育てのための経済支援	●			
		4 切れ目のない支援	●			
		5 女性とこどもの人権尊重	●			
		6 次世代育成のための家族形成の支援	●			
	2 確かな土台を育む学校教育	1 確かな学力の育成	●			
		2 豊かな心の育成	●			
		3 健やかな体の育成	●			
		4 安全・安心な教育環境の実現	●	●	●	
		3 生涯学習・スポーツの推進	1 学ぶ機会と交流機会の充実	●		●
			2 芸術文化活動の充実	●		
3 スポーツに取り組む機会の充実	●			●		
2 福祉・健康	1 誰一人取り残さない社会福祉の推進	1 地域での福祉活動の推進			●	
		2 障がい者（児）支援の充実	●		●	
		3 生活保護制度の適正実施				
		4 生活困窮者自立支援制度の適正実施				
		5 公営住宅の提供		●	●	
	2 自分らしい暮らしの継続のための高齢者福祉	1 社会参加の促進	●			
		2 介護予防の推進				
		3 介護サービスの適正利用			●	
	3 保健・医療体制の充実と健康づくり	1 生活習慣の改善と病気の早期発見・早期治療の推進	●			
		2 こころの健康づくりの推進				
		3 感染症予防対策の充実			●	
		4 地域医療体制の整備			●	

政策名		施策名	基本事業名	重点分野	行政改革	国土強靱化		
3	産業・地域資源	1 持続と発展の農林水産業	1 持続可能な農業の推進	●		●		
			2 農産物の付加価値の向上	●		●		
			3 環境負荷低減の推進	●				
			4 地産地消と食育の推進	●		●		
			5 森林経営管理の推進	●		●		
		2 地域経済を支える商工業	1 中小企業の経営基盤の強化支援(地元企業の個別支援)	●				
			2 企業の誘致・立地の促進	●				
			3 創業の促進	●				
		3 魅力あふれる地域資源の活用	1 魅力発信の充実	●				
			2 観光資源の充実と施設の適正管理	●		●		
			3 歴史的文化的資源の保存・継承・利活用	●		●		
			4 栃木SCと連携した事業の推進	●				
			5 桜の郷づくりの推進	●				
		4	環境・安全	1 次世代に継承する自然環境の保全	1 地域脱炭素化への取組推進	●		
					2 循環型社会の実現	●		●
3 安心・快適な生活環境の保全	●							
2 安心して日常を過ごせる地域の構築	1 市民一人ひとりの人権尊重							
	2 犯罪に強い地域づくりの推進							
	3 交通安全対策の推進							
3 いのちとくらしを守る災害対策	1 市民の防災意識の向上					●		
	2 地域防災力の強化					●		
	3 災害情報の充実					●		
	4 土砂災害・浸水対策の整備					●		
	5 住宅の耐震化促進					●		
5	都市基盤			1 安全で快適な交通環境の充実	1 公共交通機関の確保	●		
					2 安全で快適な道路の整備	●		●
					3 道路・橋梁の長寿命化と維持管理	●		●
					4 拠点への移動円滑化の推進	●		●
		2 魅力ある良好な都市の形成	1 コンパクトなまちづくりの推進					
			2 氏家駅東地区の魅力向上	●				
			3 空き家対策の推進			●		
			4 緑の憩い空間の形成			●		
		3 良好な上下水道サービスの提供	1 管路の維持管理・更新			●		
			2 取水・浄水・配水施設等の維持管理			●		
			3 水道事業の安定経営		●			
			4 下水道の利用促進					
			5 合併処理浄化槽による汚水処理の推進			●		
			6 汚水処理施設の適正な維持・管理			●		
			7 下水道事業の安定経営		●			
6	行政経営	1 成果を重視し自立した行財政経営	1 行政経営の推進		●			
			2 適正な人事管理		●			
			3 持続可能な財政運営		●	●		
			4 公共施設等マネジメントの推進		●	●		
			5 広報・広聴の充実		●	●		
		2 誰もが恩恵を受けられるあたたかなデジタル化の促進	1 行政手続きのオンライン化		●			
			2 行政事務のデジタル活用	●	●			
			3 デジタル格差の解消		●			
			4 地域社会における DX の促進	●	●			
		3 持続可能な地域社会の実現	1 地域コミュニティ活動の活性化		●	●		
			2 市民活動の活性化		●	●		
			3 多様性を認め合う社会の推進		●			

3. 前期基本計画の各ページの読み方

「政策」の名称です。

政策実現の手段となる「施策」の名称です。

政策 1 子育て・教育

1-1 健やかに産み育てられる環境づくり

施策のめざす姿

子育て支援サービスが充実し、市民が安心して子どもを産み、育てています。

施策を実施することでめざす将来の姿です。

施策の成果指標

	指標名	めざす方向	現状値	目標値
重点	子育て支援のサービス・環境が充実していると思う中学生以下の保護者の割合	→	81.4% (R7年度)	85.0% (R12年度)
重点	合計特殊出生率 ^{#1}	→	1.18 (R5年度)	1.20 (R11年度)
	市内で子育てをしたいと思う乳幼児の保護者の割合	→	96.9% (R6年度)	97.0% (R12年度)

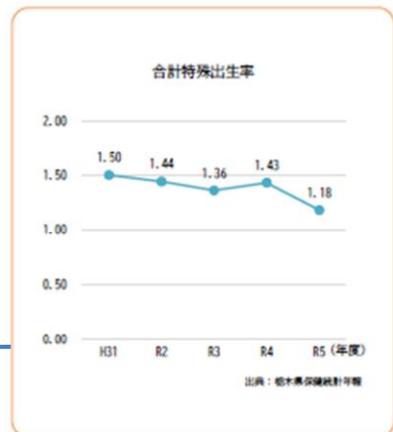
施策のめざす姿の達成度(成果)を示す指標(モノサシ)と現状値、目標値です。

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 令和5年、子どもに関する政策を総合的に推進するための子ども家庭庁が発足し、「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱の下、こどもまんなか社会の実現を目指す「こどもまんなか実行計画2025」では、困難に直面する子ども・若者への支援や少子化対策の推進などに重点的に取り組むこととしています。

本市の出生数は年々減少しており、子ども・若者へのライフステージを通じた支援や子育て当事者への支援など、少子化対策に引き続き取り組んでいきます。
- 子ども家庭センターを拠点に、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、切れ目のない支援を行い、子育て不安の解消に取り組んでいきます。
- 婚姻率の低下傾向を抑制するために、結婚を望む男女に幅広く出会いの機会を提供し、出会いから結婚に繋がるプロセスの支援を推進していきます。

施策のめざす姿を実現するに当たっての環境変化と課題を示しています。



施策の成果や現状を示すグラフです。

施策の個別計画（又は関連計画）

(仮称)さくら市こども計画 (R8-R11)
第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画 (R7-R11)
第5次男女共同参画計画 (R6-R10)

本施策推進のための個別計画や関連する計画です。

国連サミットで採択された17の持続可能な開発目標(SDGs)について、関係性が深い分野を表示しています。

基本事業のめざす姿の達成度(成果)を示す指標(モノサシ)と現状値、目標値です。

「国連の持続開発17の目標(SDGs)と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 行政手続きのオンライン化 市民が時間や場所にとらわれず、行政手続きを行うことができます。	行革 オンラインで完結できる行政手続きの数	→	43件 (R6年度)	68件 (R12年度)
基本事業 2 行政事務のデジタル活用 デジタル技術を用いた効率的な行政事務により、質の高い行政サービスが提供されています。	重点 行革 デジタル活用により合理化された事務手順数	→	16件 (R6年度)	26件 (R12年度)

施策の目指す姿を達成するための手段となる「基本事業」名称とめざす姿です。

その指標の値について、高い方がよい指標なのか、低い方がよい指標なのかを示しています。

専門用語に関する解説です。

成果指標が重点分野に該当するか、全庁的各種計画との関連性があるかを示しています。

- 重点** 総合計画の重点分野の指標
- 行革** 行政改革大綱の指標
- 強靱化** 国土強靱化地域計画の指標 (K P I)

用語解説

DX	読み方はデジタル・トランスフォーメーション。デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを指す。デジタル変革と呼ばれることもある。
デジタル格差	デジタルデバイスとも呼ばれる。インターネットなどデジタル技術にアクセスできる人、使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報や機会の格差のこと。
生産性が向上	ここでは、市のデジタル化支援の補助金の活用＝デジタル化支援により生産性が向上した、と捉える。

1-1 健やかに産み育てられる環境づくり

施策のめざす姿

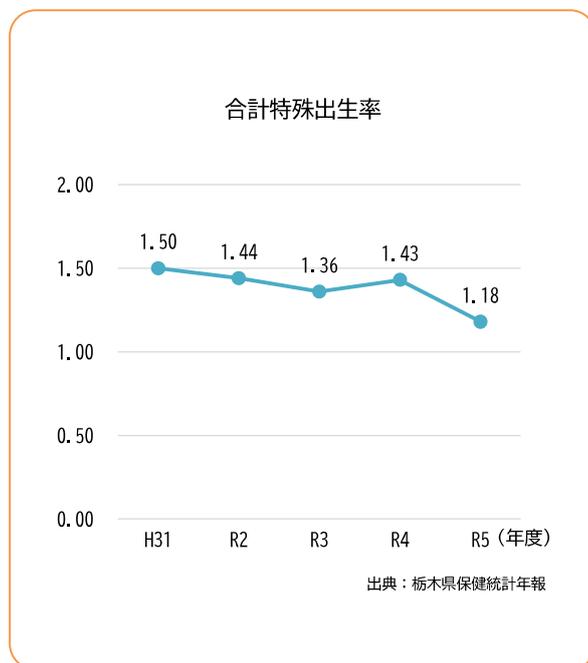
子育て支援サービスが充実し、市民が安心して子どもを産み、育てています。

施策の成果指標

指標名	めざす方向	現状値	目標値
重点 子育て支援のサービス・環境が充実していると思う中学生以下の保護者の割合	↑	81.4% (R7年度)	85.0% (R12年度)
重点 合計特殊出生率※1	↑	1.18 (R5年度)	1.20 (R11年度)
市内で子育てをしたいと思う乳幼児の保護者の割合	↑	96.9% (R6年度)	97.0% (R12年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 令和5年、子どもに関する政策を総合的に推進するための子ども家庭庁が発足し、「子ども大綱」が閣議決定されました。子ども大綱の下、子どもまんなか社会の実現を目指す「子どもまんなか実行計画2025」では、困難に直面する子ども・若者への支援や少子化対策の推進などに重点的に取り組むこととしています。
本市の出生数は年々減少しており、子ども・若者へのライフステージを通じた支援や子育て当事者への支援など、少子化対策に引き続き取り組んでいきます。
- 子ども家庭センターを拠点に、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、切れ目のない支援を行い、子育て不安の解消に取り組んでいきます。
- 婚姻率の低下傾向を抑制するために、結婚を望む男女に幅広く出会いの機会を提供し、出会いから結婚に繋がるプロセスの支援を推進していきます。



施策の個別計画（又は関連計画）

(仮称)さくら市子ども計画 (R8-R11)
 第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画 (R7-R11)
 第5次さくら市男女共同参画計画 (R6-R10)

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)と関連性」



基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 幼児教育・保育サービスの充実 乳児・幼児の保護者が安心して子どもを預けられ、地域の身近な場を通じた支援が充実しています。	強靱化 保育所・認定子ども園・地域型保育事業所 ^{**2} の待機児童数(4月1日現在)	↓	0人 (R6年度)	0人 (R12年度)
	子ども誰でも通園制度の利用率	↑	—	10% (R12年度)
基本事業 2 こどもの居場所づくり 家庭、学校等以外にもこどもの安全な居場所が確保されています。	強靱化 放課後児童クラブ ^{**3} の待機児童数(4月1日現在)	↓	0人 (R7年度)	0人 (R12年度)
	子ども食堂等のこどもの居場所数	↑	11箇所 (R7年度)	15箇所 (R12年度)
基本事業 3 子育てのための経済支援 子育ての経済的負担が軽減されることで、保護者が子どもが健やかに育てることができます。	子どもひとりあたり児童医療費助成額	↑	28,000円 (R6年度)	29,000円 (R12年度)
基本事業 4 切れ目のない支援 出産・子育てに関する悩みを気軽に相談でき、子育ての不安や負担が軽減されるとともに、健やかな成長への健康管理ができています。	出産後、保健師等からの指導・支援を十分に受けることができた保護者の割合	↑	94.6% (R6年度)	95.0% (R12年度)
	育児に関する悩みの相談先、解決する方法等を知っている保護者の割合	↑	92.1% (R6年度)	93.0% (R12年度)
	乳幼児健診の平均受診率	↑	99.6% (R6年度)	99.6% (R12年度)
	虫歯がない3歳児の割合	↑	88.4% (R6年度)	89.0% (R12年度)
基本事業 5 女性とこどもの人権尊重 女性、こどもの人権が尊重されています。	児童相談のうち終結した件数の割合	↑	54.4% (R6年度)	54.5% (R12年度)
	女性相談のうち対応した件数の割合	↑	100.0% (R6年度)	100.0% (R12年度)
基本事業 6 次世代育成のための家族形成の支援 結婚したい・子どもを産みたいという機運が醸成されます。	重点 年間婚姻数	↑	159件 (R6年度)	160件 (R12年度)

用語解説

合計特殊出生率	1人の女性が15歳～49歳に出産する子の数の平均。全国的に用いられる指標。
地域型保育事業所	地域における多様な保育ニーズに対応するため、保育所より小人数で0歳から2歳の乳幼児を保育する事業所。
子ども誰でも通園制度	0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもが、就労要件を問わず月一定時間まで保育施設などを利用できる通園制度。
放課後児童クラブ	学童保育とも呼ばれ、小学校1年生から6年生までの児童を対象に放課後・土曜日・学校の長期休暇等に適切な遊び場と生活の場を与える。

1-2 確かな土台を育む学校教育

施策のめざす姿

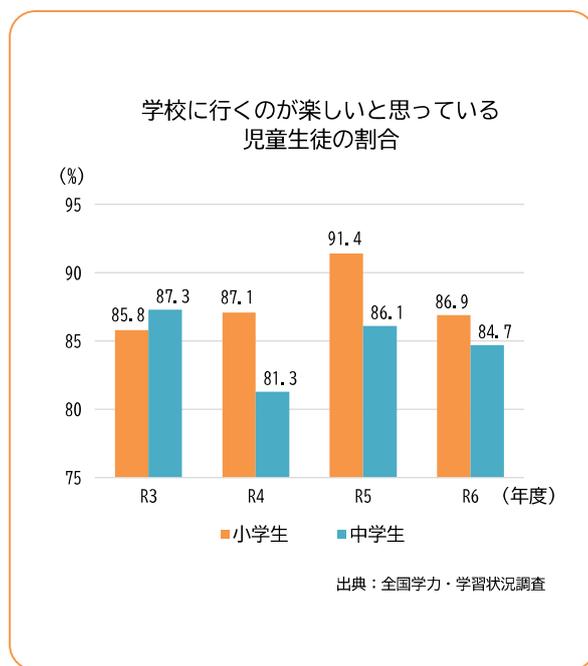
児童・生徒が学校で楽しく学びながら、気力・体力・学力を身につけます。

施策の成果指標

	指標名	めざす方向	現状値	目標値
重点	学校に行くのが楽しいと思っている児童の割合	➡	90.3% (R6年度)	93.0% (R12年度)
重点	学校に行くのが楽しいと思っている生徒の割合	➡	87.2% (R6年度)	90.0% (R12年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 急速に変化する社会で、子どもたちが自己実現を目指し成長していくため、主体的で深い学びに向けた授業改善を通して、確かな学力の定着を図ります。
- 学びを活かし協働して物事を成し遂げるためには、豊かな人間性の育成が大切です。相手を思いやる心を育む教育を推進し、豊かな心の形成に取り組んでいきます。
- 市内小中学生の体力格差の解消が重要な課題です。効果的な体力向上策を推進し、子どもたちの健康な生活を支えます。
- 不登校は全国的に増加傾向にあり重要な課題です。市内不登校児童生徒に対し多角的な支援を行い、多様な学びの場を確保し、社会的自立を支えます。
- 教育環境の充実として、学校施設の老朽化が進む中、各種保守点検や修繕等を適宜実施し、児童生徒が安全で安心して学べる環境づくりに取り組みます。また、教職員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、時間外労働時間の削減を図ります。



施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市教育大綱・教育振興基本計画（R6-R10）



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1				
確かな学力の育成 児童・生徒の確かな学力が育成されてい ます。	小学 6 年生の国語の市学力調査※ ¹ における全国平均正答率との差	↑	0.1Pt (R6 年度)	5.0Pt (R12 年度)
	小学 6 年生の算数の市学力調査に おける全国平均正答率との差	↑	4.6Pt (R6 年度)	5.0Pt (R12 年度)
	中学 2 年生の国語の市学力調査に おける全国平均正答率との差	↑	2.0Pt (R6 年度)	3.0Pt (R12 年度)
	中学 2 年生の数学の市学力調査に おける全国平均正答率との差	↑	3.4Pt (R6 年度)	5.0Pt (R12 年度)
基本事業 2				
豊かな心の育成 児童・生徒の豊かな心が育成されていま す。	自分には、よいところがあると思 っている児童の割合	↑	83.9% (R6 年度)	88.0% (R12 年度)
	自分には、よいところがあると思 っている生徒の割合	↑	89.3% (R6 年度)	90.0% (R12 年度)
基本事業 3				
健やかな体の育成 児童・生徒の健やかな体が育成されていま す。	小学 5 年生の全国体力・運動能力 調査※ ² の全国平均点との差	↑	1.5 点 (R6 年度)	3.0 点 (R12 年度)
	中学 2 年生の全国体力・運動能力 調査の全国平均点との差	↑	-1.3 点 (R6 年度)	2.0 点 (R12 年度)
基本事業 4				
安全・安心な教育環境の実現 児童・生徒が安全・安心な教育環境で学ん でいます。	行革 強靱化 小中学校の校舎・施設の長寿命化 改修件数 (基本計画期間累計)	↑	—	2 件 (R8-12 年度)
	時間外在校等時間 月 4 5 時間未 満の教職員の割合	↑	83.0% (R6 年度)	100.0% (R12 年度)

★県や国との差を取っている指標は、市の指標値が県や国より良ければプラスの値、悪ければマイナスの値としている。

用語解説

市学力調査

市内小中学校の中学 2 年生までを対象に行っている市独自の学力調査。毎年 1 2 月に調査を実施している。

全国体力・運動能力調査

正式名称は全国体力・運動能力、運動習慣等調査。全国の小学 5 年生・中学 2 年生を対象に行われる。一般的には「全国体力テスト」等と呼ばれる。

1-3 生涯学習・スポーツの推進

施策のめざす姿

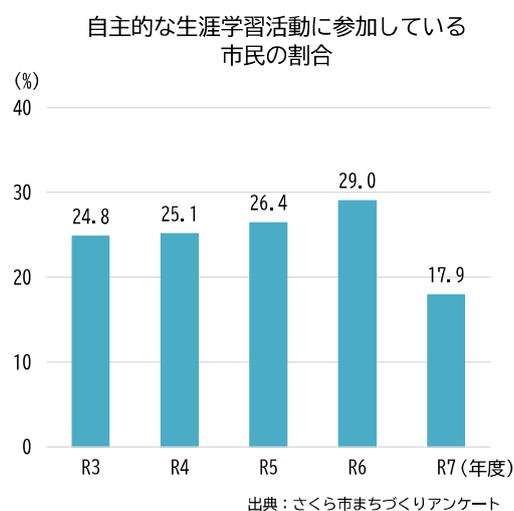
地域・ひと・ものを結び、多様な学びを得て、学びの成果を生かしあっています。
市民が定期的にスポーツを楽しんでいます。

施策の成果指標

	指標名	めざす方向	現状値	目標値
	学習成果を家庭や地域や社会に還元している市民の割合	➡	70.1% (R7年度)	73.0% (R12年度)
重点	週1回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	➡	30.2% (R7年度)	35.0% (R12年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 社会の変化に対応し生きがいのある生活を送るためには、主体的・協働的に学び、社会に参画していくことが求められます。誰もが「いつでも・どこでも」学ぶことができる多様な学習機会を提供していきます。
- 少子高齢化、ライフスタイルの多様化等により地域における交流機会が減少し、つながりが希薄化しています。多様な人々との交流や学びを通じてつながりを作り、学びあい支えあう地域づくりを進めるための学習機会を充実させます。
- 文化芸術は、人々の心にゆとりと潤いを与え、豊かな感受性を養います。市民が文化・芸術に触れ、地域の歴史を紐ときアイデンティティ※1を見出すために芸術文化活動の充実を図るとともに、地域の歴史や伝統等郷土の文化資源を守り育て継承し、地域の一員としての意識や地域への愛着と誇りの持てる人材を育てます。
- スポーツの多様化が進み、市民が参加するスポーツ活動の幅が広がっています。誰もが、それぞれの体力や年齢、興味、目的等に応じて、スポーツに親しむことができる環境を充実させます。



施策の個別計画（又は関連計画）

第二次さくら市生涯学習推進計画〔後期計画〕(R4-R8)
さくら市生涯スポーツ振興に向けた基本方針 (H25～)

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs) と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 学ぶ機会と交流機会の充実 市民の生涯学習機会や交流機会が充実し、生涯学習に取り組んでいます。	重点 強靱化	自主的な生涯学習活動 ^{※2} に参加している市民の割合	 17.9% (R7 年度)	23.0% (R12 年度)
基本事業 2 芸術文化活動の充実 市民が、市内で芸術文化に触れる機会が充実しています。		芸術・文化・歴史に関する事業に参加している市民の割合	 44.2% (R7 年度)	49.2% (R12 年度)
基本事業 3 スポーツに取り組む機会の充実 市民が多様な生涯スポーツ ^{※3} に取り組む機会が充実しています。		各種スポーツ教室・大会の延べ参加者数	 103 千人 (R6 年度)	105 千人 (R12 年度)
	強靱化	市内の体育施設の年間延べ利用者数	 290 千人 (R6 年度)	324 千人 (R12 年度)

用語解説

アイデンティティ	自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。
自主的な生涯学習活動	ここでは、自発的に実施している習い事やイベント、文化・地域活動、ボランティア活動を指す。
生涯スポーツ	健康維持・増進やレクリエーションを目的とし、誰もが年齢や体力、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむこと。

2-1 誰一人取り残さない社会福祉の推進

施策のめざす姿

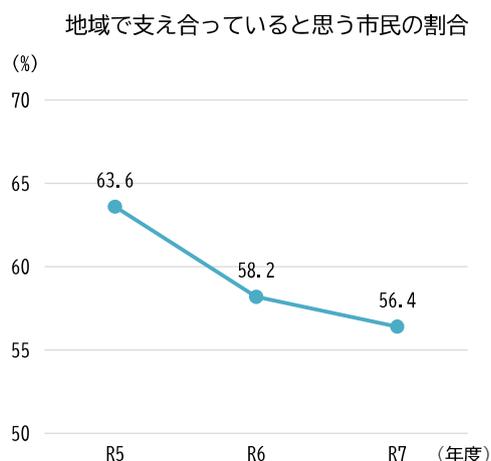
市民が相互の助け合いと公助により、地域で安心して生活しています。

施策の成果指標

指標名	めざす方向	現状値	目標値
地域の住民が互いに支え合っていると思う市民の割合		56.4% (R7 年度)	63.6% (R12 年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ひきこもりやケアラー^{※1}、孤独・孤立など、複雑化・複合化した問題が増加しています。「断らない相談窓口」の設置など、各分野でのサポート充実を進め、地域共生社会^{※2}の実現を目指します。
- 地域での福祉活動の推進は、住民同士の支え合いが重要です。そのため、住民同士の交流を深めるボランティア活動や地域の集まりを促進します。
- 障がい者（児）支援の充実については、障がいの有無に関わらず市民誰もが共に支え合い、健やかに安心して暮らすことのできる地域づくりに取組んでいきます。
- 生活保護制度については、適切な保護の実施により市民の最低生活を保障し、稼働能力に応じた就労支援や他法他施策の活用により利用者の自立を促進します。
- 生活困窮者自立支援制度^{※3}については、そのままでは最低限度の生活維持が困難となりうる者に対し、予防的で包括的な支援を行い相談者の生活状況改善を図ります。
- 住宅については、良好な住環境を維持するため、公営住宅長寿命化計画に基づいた修繕対策に取り組んでいきます。



出典：さくら市まちづくり市民アンケート

施策の個別計画（又は関連計画）

第3次さくら市地域福祉計画（R4-R9）
 さくら市再犯防止推進計画（R3-）
 さくら市重層的支援体制整備事業実施計画（R6-R9）
 第9期さくら市高齢者総合保健福祉計画（R6-R8）

さくら市第5期障がい者計画（R8-R12）
 さくら市第7期障がい福祉計画（R6-R8）
 さくら市第3期障がい児福祉計画（R6-R8）
 さくら市公営住宅長寿命化計画（R3-R12）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs) と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 地域での福祉活動の推進 市民が支え合いの重要性を理解し、福祉活動に積極的に参加するだけでなく、多様な仕組み・サービスで、見守られています。	強靱化 地域で福祉活動・福祉ボランティアを行っている市民の割合	↑	7.7% (R7 年度)	13.3% (R12 年度)
	強靱化 社会福祉協議会・民生委員児童委員・市による見守り事業ののべ利用者数	↑	2,133 人 (R6 年度)	2,726 人 (R12 年度)
基本事業 2 障がい者（児）支援の充実 障がい者等の自立と社会参加が促進され、障がいに応じて、住み慣れた地域で適切な生活を送っています。	重点 強靱化 地域移行 ^{※4} ・一般就労 ^{※5} への移行人数（基本計画期間累計）	↑	—	40 人 (R8-12 年度)
	強靱化 就労している障がい者数	↑	1,606 人 (R6 年度)	1,825 人 (R12 年度)
基本事業 3 生活保護制度の適正実施 生活保護世帯の最低限度の生活が保障されるとともに、社会的・経済的自立が図られています。	自立による生活保護廃止件数（基本計画期間累計）	↑	—	34 人 (R8-12 年度)
基本事業 4 生活困窮者自立支援制度の適正実施 個人の状況に応じた支援を受け、自立の推進及び困窮状態に陥るのを防ぎます。	支援により生活困窮状態が改善された件数（基本計画期間累計）	↑	—	16 人 (R8-12 年度)
基本事業 5 公営住宅の提供 計画的な修繕・改善により、安全な市営住宅が提供されています。	行革 強靱化 長寿命化を実施した公営住宅戸数の割合	↑	55.9% (R6 年度)	91.9% (R12 年度)

用語解説

ケアラー	家族や身近な人の介護・看病・世話をしている人のこと。身体的な疲れ・精神的なストレス・仕事や学業の両立の困難・経済的な負担などの問題を抱える傾向がある。
地域共生社会	制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域をともに創っていく社会を指す。
生活困窮者自立支援制度	生活保護に至る前の段階の生活困窮者を対象に実施する事業。自立相談支援事業、住宅確保給付金等のメニューがある。
地域移行	施設や病院から住まいを元の家庭に戻すだけでなく、障がい者が自ら選んだ住まいで、安心して自分らしい暮らしを実現すること。
一般就労	障がい者の働き方には、訓練を受けながら働く「福祉的就労」と、企業や官公庁で働く「一般就労」がある。

2-2 自分らしい暮らしの継続のための高齢者福祉

施策のめざす姿

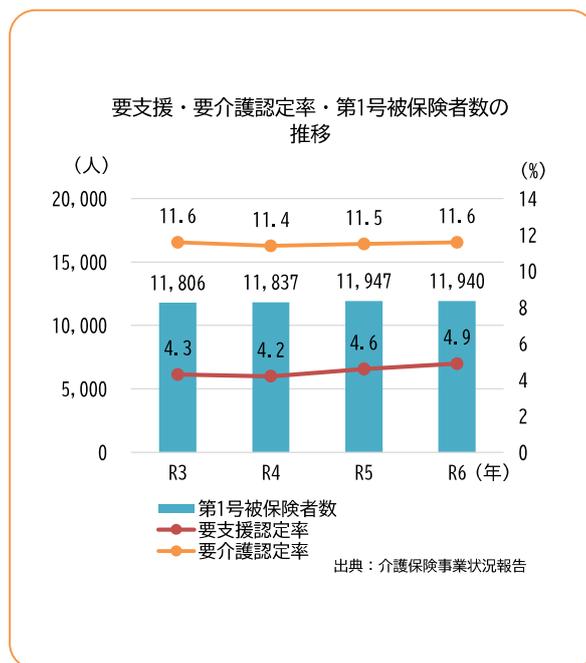
高齢者が生きがいを持って暮らしています。
介護状態になっても住み慣れた地域で暮らせます。

施策の成果指標

指標名	めざす方向	現状値	目標値
生きがいを感じている高齢者の割合		75.1% (R7年度)	76.0% (R12年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 高齢者のウェルビーイング※1の向上は、高齢化が進展する本市において重要な課題となっています。高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域とつながり、健康で自分らしく社会で活躍できる環境づくりを進めます。
- 要介護状態になる前の段階で、高齢者一人ひとりが健康を意識し、維持・向上させることが求められています。高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を継続できるよう介護予防に取り組みます。
- 高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数や認知症高齢者数も増加しています。必要な介護サービスを適切に利用できるよう、公的なサービスのみならず多様な主体（ボランティア、NPO、自治会等）によるサービスの充実を図るなど、適正な介護サービス提供体制を確保します。また、「新しい認知症観※2」の理解促進を図り、認知症になっても生きがい・やりがいを持って自分らしく暮らせる地域づくりを進めます。



施策の個別計画（又は関連計画）

第3次さくら市地域福祉計画（R4-R9）
第9期さくら市高齢者総合保健福祉計画（R6-R8）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 社会参加の促進 地域社会の一員として、様々な活動に参加し、役割を果たしたり、社会参加しています。	重点 社会参加している高齢者の割合	↑	49.7% (R7 年度)	56.0% (R12 年度)
	就労等をしている高齢者の割合	↑	35.3% (R6 年度)	41.6% (R12 年度)
基本事業 2 介護予防の推進 高齢者が要介護状態の予防や軽減・悪化防止に取り組んでいます。	介護認定を受けている高齢者の平均年齢	↑	86.6 歳 (R6 年度)	87.0 歳 (R12 年度)
基本事業 3 介護サービスの適正利用 介護の必要な状態になった市民が、介護サービスを適正に利用することで安心して暮らしていけます。	強靱化 高齢者 1 人当たりの介護保険の給付額 <月額> の栃木県との差 ★	↓	202 円 (R6 年度)	0 円 (R12 年度)

★市の介護保険給付額-県内市町の平均介護保険給付額で計算し、栃木県平均より市の給付額が高ければプラス、低ければマイナスの値となる。

用語解説

ウェルビーイング

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

新しい認知症観

認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

2-3 保健・医療体制の充実と健康づくり

施策のめざす姿

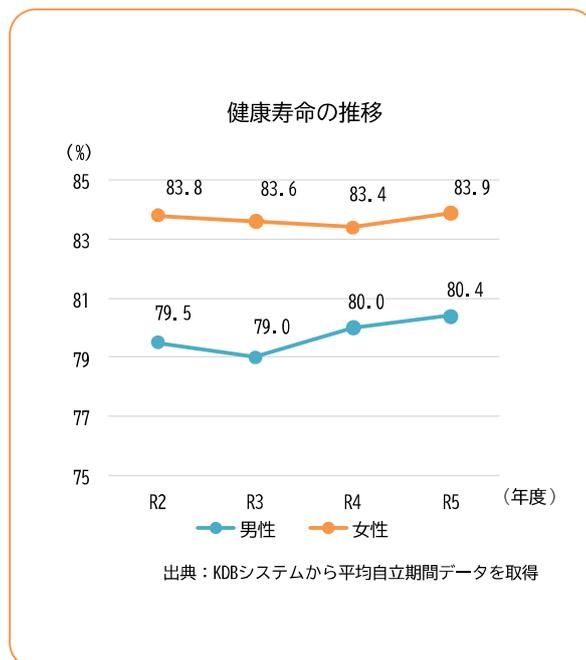
健康な心身で生活を送ることで、病気での死亡率を減らし、市民の健康寿命が延伸します。

施策の成果指標

指標名	めざす方向	現状値	目標値
健康寿命※ ¹ （男性）	↑	80.4 歳 (R5 年度)	82.5 歳 (R11 年度)
健康寿命（女性）	↑	83.9 歳 (R5 年度)	83.9 歳 (R11 年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 食生活、運動習慣等のライフスタイルの変化とともに、糖尿病、脳卒中、心臓病等の生活習慣病が増加しています。各種健診、健康相談等の実施によりこれまで以上の生活習慣病予防の徹底が必要です。また、さくら市健康ポイントを導入し、健康習慣の見える化や、正しい健康知識の普及啓発に取り組んでいきます。
- こころの健康は、ライフステージを問わず、すべての人に関りのある大切なテーマです。地域社会全体で心の健康を支える社会環境の整備に取り組んでいきます。
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験や課題を踏まえて、有事の際の対応策を整理し、平時から備えておくことが重要です。大規模な感染症の発生やまん延を防止するため、予防や啓発に継続して取り組んでいきます。
- 高齢者の救急搬送が増加し、塩谷管内の病院での受入れが困難になっています。日頃の予防や早期発見の取り組みを促進するとともに救急医療の適正利用や適切な医療機関への受診について普及啓発を図ります。



施策の個別計画（又は関連計画）

健康21 さくらプラン（第3期）（R7-R17）
 第3期さくら市データヘルス計画・第4期さくら市特定健康診査等実施計画（R6-R11）
 さくら市新型インフルエンザ等対策行動計画（H26-R7）
 さくら市第3次食育推進計画（R7-R12）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1	重点 健康に良い生活習慣の平均実践項目数 (全 9 項目)	↑	4.0 項目 (R7 年度)	5.0 項目 (R12 年度)
生活習慣の改善と病気の早期発見・早期治療の推進 市民一人ひとりの健康意識が高まり、主体的に健康づくりに取り組んでいます。	メタボリックシンドローム ^{※2} に該当する市民 (国民健康保険被保険者) の割合	↓	21.1% (R6 年度)	17.1% (R12 年度)
	市民 (国民健康保険被保険者) の特定健康診査の受診率	↑	47.8% (R5 年度)	70.0% (R11 年度)
基本事業 2				
こころの健康づくりの推進 市民の心の健康が保たれています。	自殺死亡率 ^{※3}	↓	13.6 人 (R5 年度)	13.0 人 (R11 年度)
基本事業 3				
感染症予防対策の充実 感染症の予防・啓発に努め、発生・まん延を防ぎます。	強靱化 市内の感染症死亡者数	↓	28.0 人 (R5 年度)	0 人 (R11 年度)
基本事業 4				
地域医療体制の整備 市民がいつでも身近な場所で安心して医療を受けることができる体制が整っています。	かかりつけ医がいる市民の割合	↑	74.2% (R7 年度)	80.0% (R12 年度)
	強靱化 市内の医療機関の医師数 ^{※4}	↑	108.5 人 (R4 年度)	108.5 人 (R10 年度)

用語解説

健康寿命	ここでは国保データベース(KDB)システムを用いて算出される 0 歳児が要介護 2 以上の状態になるまでの平均自立期間を用いる。
メタボリックシンドローム	一定以上の腹囲があることに加え、脂質代謝・血圧・血糖値のうち 2 つ以上に異常が確認されること。糖尿病、脳卒中等の生活習慣病を発症する可能性が高まる。
自殺死亡率	人口 10 万人あたりの自殺者数。全国的に用いられる指標。
市内の医療機関の医師数	人口 10 万人あたりの医師数。

3-1 持続と発展の農林水産業

施策のめざす姿

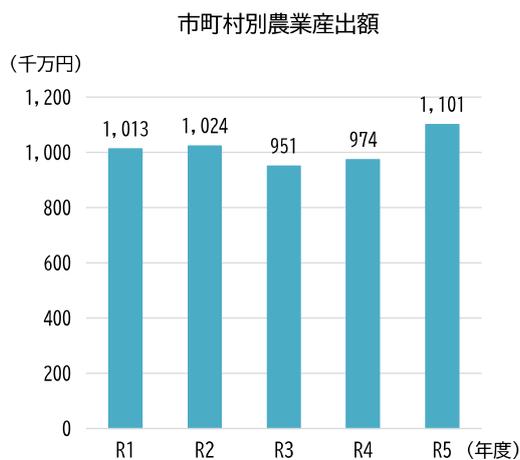
農林水産物の産出額が増加し、安定した農業経営が図られています。

施策の成果指標

	指標名	めざす方向	現状値	目標値
重点	市町村別農業産出額		1,101 千万円 (R5 年度)	1,211 千万円 (R11 年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 担い手不足が深刻な中、新規就農者の確保に向け就農相談イベント等により就農×移住を推進します。
- 持続可能な農業の実現に向け、農業DX^{※1}・スマート農業^{※2}など新技術の導入により省力化・効率化・低コスト化を図り生産性向上を目指す取組みを支援します。
- 農業経営の安定化に向け、農産物のブランド化や販路拡大の取組みのほか加工・販売などの6次産業化^{※3}への取組みを支援します。
- 環境負荷に配慮し、有機農業や化学肥料・化学合成農薬を低減する取組みを支援します。
- 学校給食への地元農産物の使用割合を増やし、地産地消及び食育を推進します。
- 森林を適切に管理し景観を保全するため、森林経営管理制度を推進します。



出典：市町村別農業産出額（農林水産省統計）

施策の個別計画（又は関連計画）

地域計画（R7-R16）
 さくら市第3次食育推進計画（R7-R12）
 さくら市森林整備計画（R3-R12）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 持続可能な農業の推進 新たな担い手が確保・育成され、効率的な農地利用と最新技術の導入により生産性の高い農業が実践されています。	重点 新規就農者数（基本計画期間累計）	↑	—	30人 (R8-12年度)
	重点 担い手（個人・法人）への農地の集積率 ^{※4}	↑	58.5% (R6年度)	60.0% (R12年度)
	重点 スマート農業に取り組む農業者数（基本計画期間累計）	↑	—	15件 (R8-12年度)
基本事業 2 農産物の付加価値の向上 地元農産物がブランド化され、付加価値の向上が図られています。	さくらブランド ^{※5} に認定された農産物等の数（基本計画期間累計）	↑	—	5件 (R8-12年度)
	強靱化 作付推奨作物（さつもいも、ねぎ）の作付面積	↑	41.3ha (R6年度)	43.3ha (R12年度)
基本事業 3 環境負荷低減の推進 環境負荷の低減を実践する農業が展開されています。	環境保全型農業 ^{※6} への取組面積	↑	108.7ha (R6年度)	115.0ha (R12年度)
基本事業 4 地産地消と食育の推進 地産地消の理解が深まるとともに、学校給食による食育が実践されています。	強靱化 学校給食で使用される地元農産物の割合(重量ベース)	↑	48.0% (R5年度)	62.0% (R11年度)
基本事業 5 森林経営管理の推進 森林経営管理制度の推進により、適切な森林経営が行われ、景観が保たれています。	森林経営管理意向調査で市に管理委託希望があった面積割合(基本計画期間累計)	↑	—	20.0% (R8-12年度)
	強靱化 森林整備面積(基本計画期間累計)	↑	—	20.0ha (R8-12年度)

用語解説

農業 DX	生産、流通、販売を含めた農業全体をデジタル技術により変革すること。
スマート農業	農業 DX の一部であり、具体的に生産現場での技術（ロボット技術、ICT 等）を導入し、作業の省力化、産物の高品質化を図る取組み。
6次産業化	農林漁業（1次産業）を営む者が、単なる生産だけでなく、それを原材料にした製品の製造（2次産業）・販売（3次産業）まで行うこと。「6次」の6は1次産業・2次産業・3次産業の数字を掛け合わせたもの。
さくらブランド	市の知名度向上や地域活性化を図る目的で、市内で生産、製造または加工された農林水産物や特産品などを認証したもの。また、市の生産物を主たる材料として製造または加工されたものもさくらブランドとして認証される。
担い手への農地集積率	農業の担い手となる認定農業者、認定新規就農者等が耕地面積全体のうちどれだけの割合を耕作しているかを示す。持続可能な農業の生産基盤の維持を進める取組を示すもので、全国的に用いられる。
環境保全型農業	標準より化学肥料等を原則 5割以上低減する取組に加えて、地球温暖化防止に効果の高い営農活動や生物保全等に効果の高い営農活動を行う農業のこと。

3-2 地域経済を支える商工業

施策のめざす姿

市内の商工業者が高い経営力を備え、安定した経営基盤のもと、雇用が創出されています。

施策の成果指標

	指標名	めざす方向	現状値	目標値
	法人市民税額	➡	536.3 百万円 (R6 年度)	537.0 百万円 (R12 年度)
重点	就業している 20～64 歳の市民の割合	➡	87.7% (R6 年度)	90.0% (R12 年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

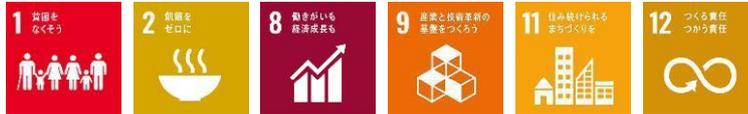
- 中小企業や小規模企業においては、人口減少や高齢化、海外との競争の激化等、経営環境の変化に直面しており、売上げや事業所数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えています。中小企業・小規模企業の経営基盤の強化を図るため、国・県や金融機関等との連携による融資制度や信用保証料補助等により、円滑な資金調達を支援します。
- デジタル技術の革新により新技術・新商品が開発されていますので、競争力の高い工業機能の強化に向けて、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の取得、販路の開拓・拡大等の取組みへの支援を行います。
- 既存工業団地の分譲が完了し新規立地が難しい状況にありますので、産業団地の新規造成の準備を進めていきます。



施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市企業誘致推進計画（R8-R17）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 中小企業の経営基盤の強化支援(地元企業の個別支援) 市内の中小企業が安定した経営を行っています。	経営状況が黒字である市内の事業者の割合	↑	31.3% (R6 年度)	33.0% (R12 年度)
基本事業 2 企業の誘致・立地の促進 市内の企業の生産性・規模の拡大及び新規企業の市内進出が成されます。	重点 誘致した企業数 (基本計画期間累計)	↑	—	10 社 (R8-12 年度)
	重点 製造品出荷額等	↑	232,363 百万円 (R5 年度)	332,800 百万円 (R11 年度)
基本事業 3 創業の促進 市内企業の創業等が成されることにより、市民の雇用機会が確保されています。	市内の法人設立件数 (基本計画期間累計)	↑	—	100 件 (R8-12 年度)

3-3 魅力あふれる地域資源の活用

施策のめざす姿

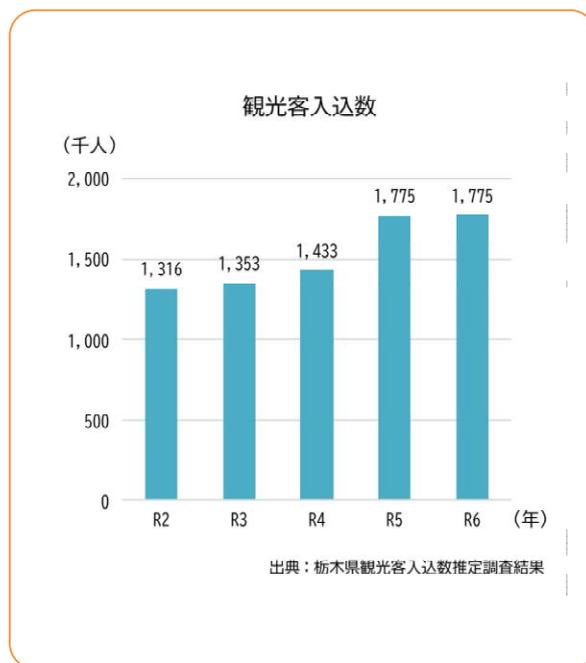
市の魅力が市内外で広く認識され、地域資源の活用が進んでいます。

施策の成果指標

	指標名	めざす方向	現状値	目標値
重点	観光客入込数		1,775 千人 (R6 年度)	2,300 千人 (R12 年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 地域資源を活用して、シビックプライド^{*1}醸成と市の認知度やイメージ向上を図り、関係人口^{*2}の増加につながる取組を推進します。
- 市民が地域の歴史や文化を大切に愛着を高めるよう文化的資源を活用した各種イベント等の内容充実を図ります。
- 市内外からの新たな観光客の誘客を目的に豊富な地域資源や歴史を活用した周遊観光ルートを整備し、魅力ある観光の創出を推進します。
- プロサッカーチーム栃木SCの練習拠点施設の整備に伴い、市内外からの誘客のため栃木SCと連携した事業に取り組んでいきます。
- 市民が桜によりシビックプライド持つことができ、市外からは「さくら市」の桜を見に行こうと選ばれるような桜の郷づくりに取り組んでいきます。



施策の個別計画（又は関連計画）

第二次さくら市生涯学習推進計画（H29-R8）
桜の郷づくり計画

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1	重点 市の公式 SNS 等のフォロワー、登録者等の数	↑	16,422 人 (R6 年度)	20,000 人 (R12 年度)
魅力発信の充実 市の魅力を容易に入手できるよう発信をしています。	重点 観光団体の公式 SNS 等のフォロワー、登録者等の数	↑	9,439 人 (R6 年度)	15,000 人 (R12 年度)
	さくら市観光ナビ**3 のアクセス件数	↑	498 千件 (R6 年度)	750 千件 (R12 年度)
基本事業 2				
観光資源の充実と施設の適正管理 イベントの魅力向上、観光施設のリニューアル、適正な維持管理により、多くの観光客が来訪されます。	強靱化 イベント及び観光・体験施設の年間利用者数	↑	178,500 人 (R6 年度)	200,000 人 (R12 年度)
基本事業 3				
歴史的文化的資源の保存・継承・利活用 歴史的資源文化的資源が適正に保存・継承・利活用され、興味・関心を持ち、多くの方が訪れます。	強靱化 文化財の来訪者及び文化財のイベント参加者数	↑	28,000 人 (R6 年度)	30,800 人 (R12 年度)
基本事業 4				
栃木 SC と連携した事業の推進 市民と共に栃木 SC と連携した事業を実施することにより、市内外に市の魅力が知られ、交流人口の増加に繋がります。	栃木 SC 連携事業のべ参加者数	↑	1,115 人 (R6 年度)	5,400 人 (R12 年度)
基本事業 5				
桜の郷づくりの推進 桜が適正に管理され、市民が誇る「桜の郷」になっています。	市が適正に管理する桜の本数	↑	2,377 本 (R6 年度)	2,438 本 (R12 年度)

用語解説

シビックプライド	住民が自らの住む地域に対して持つ誇りや愛着、そして発展に貢献しようとする当事者意識を指す。
関係人口	移住した定住人口でも観光に来た交流人口でもない、継続的に地域と多様に関わる人々を指す。地域づくりの新しい担い手として期待されている。
さくら市観光ナビ	さくら市のイベント、観光、温泉、宿泊など様々な観光情報を集約、発信していくウェブサイト。

4-1 次世代に継承する自然環境の保全

施策のめざす姿

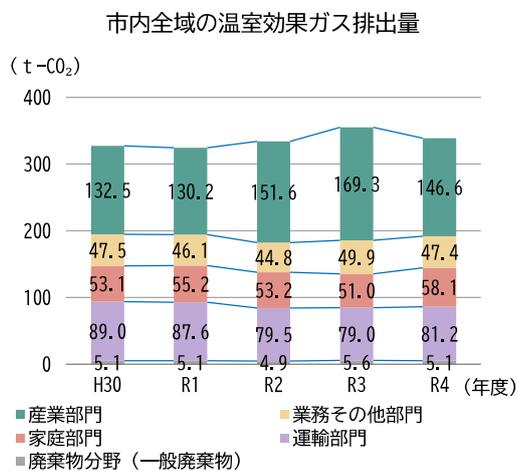
市民・事業者が地球温暖化対策、資源循環化、公害防止に取り組み、豊かな自然環境が次世代に継承されています。

施策の成果指標

指標名	めざす方向	現状値	目標値
市が自然環境に恵まれていると思う市民の割合	↑	93.0% (R7年度)	93.0% (R12年度)
重点 市内全域の温室効果ガス*1 排出削減率 (H25年度比)	↑	4.8% (R4年度)	44.1% (R10年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 国の2050年カーボンニュートラル宣言を受け、本市では「さくら市気候変動対策推進計画」を策定し、2050年までにゼロカーボンシティを目指す旨を宣言いたしました。市民・事業者と協働し、計画を推進していきます。
- 脱炭素社会構築のため、太陽光発電などの再生可能エネルギー導入を進めるとともに、蓄電池や電気自動車を活用した自立分散型エネルギーシステム*2の確立と省エネの導入促進に取り組んでいきます。
- 資源循環型地域社会の実現を目指し、プラスチック資源循環法を踏まえた5R運動と、環境美化運動を取り組み、ごみ減量・資源化を推進します。
- 近年の環境変化や社会情勢を踏まえ、環境基本計画の改定に取り組んでいきます。また、市民に安心安全を提供するため、大気・水質・騒音・生態系の継続的なモニタリングを実施します。



施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市新エネルギービジョン(H29～)
 第2次さくら市環境基本計画(H30-R9)
 一般廃棄物処理基本計画(H30-R24)
 さくら市気候変動対策推進計画(R6-R12)

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1	産業部門の温室効果ガス排出削減率 (H25 年度比)	↑	-20.5% (R4 年度)	27.0% (R10 年度)
地域脱炭素化への取組推進 脱炭素化のために、再生可能エネルギーの活用と省エネが推進されています。	太陽光発電 (10kw 未満) の設置世帯数	↑	1,695 世帯 (R6 年度)	2,195 世帯 (R12 年度)
	重点 設置可能な公共施設の太陽光発電システムの設置率	↑	64.7% (R6 年度)	71.8% (R12 年度)
基本事業 2	強靱化 廃棄物の最終処分量	↓	1181.0t (R6 年度)	1122.0t (R12 年度)
循環型社会の実現 市民が5R (リフューズ、リデュース、リユース、リペアー、リサイクル) の実践により廃棄物を削減し、資源を循環させることにより、環境負荷が軽減されています。	廃棄物の資源化率	↑	11.95% (R6 年度)	12.55% (R12 年度)
基本事業 3	水質の環境基準達成率	↑	88.9% (R6 年度)	90.0% (R12 年度)
安心・快適な生活環境の保全 市民が美しく清潔な地域環境で快適に暮らしています。	空地に関する苦情の解決率	↑	51.2% (R6 年度)	56.2% (R12 年度)

用語解説

温室効果ガス	地球から宇宙へ放出される熱 (赤外線) の一部を吸収して地表を暖める性質を持つ気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。
ゼロカーボンシティ	2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ (カーボンニュートラル) にすることを旨とする地方自治体が宣言した都市のこと。
自立分散型エネルギーシステム	小規模な発電設備や蓄電システムなどをネットワーク化し、地域内で電力を供給する仕組み。災害や事故の際も、地域内で電力を供給できるシステムであり、エネルギーの安定供給や地域経済への貢献が期待されている。

4-2 安心して日常を過ごせる地域の構築

施策のめざす姿

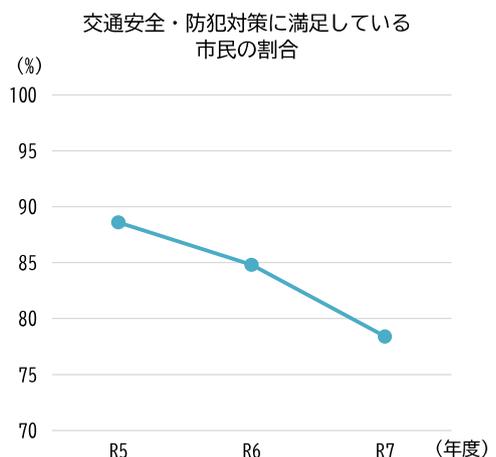
事件、事故にあわず、人権が侵害されずに安心して日常を過ごせるまちになっています。

施策の成果指標

指標名	めざす方向	現状値	目標値
人権が侵害されたと思う市民の割合	↓	7.5% (R7 年度)	6.8% (R12 年度)
市内で発生した刑法犯数	↓	260 件 (R6 年度)	200 件 (R12 年度)
市内での交通事故（人身事故）件数	↓	94 件 (R6 年度)	80 件 (R12 年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 交通安全については、住宅地や商業施設の新規建設に伴い、交通環境が変化しているため、交通ルール遵守の啓発、カーブミラーの設置等を実施し、交通環境の改善を図ります。
- 防犯対策については、特殊詐欺^{※1}等の犯罪の手口が巧妙化していて、犯罪の発生を抑制する意識を高めることが重要となっており、防犯カメラ等の対策機器の導入支援や防犯意識の啓発に努め、市民の防犯に対する意識の向上を図ります。
- 人権尊重については、社会情勢の変化に伴い、多様化する価値観への理解、対応等が求められており、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待等のない、あらゆる人権を尊重した明るい社会の実現を図ります。



施策の個別計画（又は関連計画）

第3次さくら市地域福祉計画（R4-R9）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 市民一人ひとりの人権尊重 市民に一人ひとりの人格と個性を尊重する意識が定着しています。	他人の人権を侵害する言動をとってしまったと思う市民の割合	↓	10.4% (R7 年度)	7.0% (R12 年度)
	人権が侵害されたと感じた市民のうち、そのことを誰かに相談できた市民の割合	↑	43.9% (R7 年度)	50.0% (R12 年度)
基本事業 2 犯罪に強い地域づくりの推進 市民の防犯に関する意識や知識が向上し、犯罪の発生しにくい環境が整備されています。	防犯灯や防犯カメラ等の設置による防犯性が高まった箇所数（基本計画期間累計）	↑	—	100 箇所数 (R8-12 年度)
	この1年間に消費生活トラブルに巻き込まれたことがある市民の割合	↓	2.8% (R7 年度)	2.0% (R12 年度)
基本事業 3 交通安全対策の推進 交通ルールの遵守と交通安全施設 ^{※2} 等の整備により、交通事故が起きにくくなっています。	交通安全のために実践している事項 ^{※3} 数（全 12 項目）	↑	6.7 項目 (R7 年度)	8.4 項目 (R12 年度)

用語解説

特殊詐欺	被害者に身分を偽り電話をかけるなどして信頼させ、不特定多数の者から現金などをだまし取る犯罪のこと。オレオレ詐欺、還付金詐欺などがこれにあたります。
交通安全施設	交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目的として整備される施設で、道路管理者が整備するガードレール、カーブミラー、公安委員会が整備する信号機や標識、横断歩道などがある。
交通安全のために実践している事項	「急」のつく運転は避ける、自転車の運転時はヘルメットを着用する、など交通安全に関する取組の状況を市民アンケートにより把握するもの。取組項目が多いほど、市民の交通安全意識が高まっていることを示す。

4-3 いのちとくらしを守る災害対策

施策のめざす姿

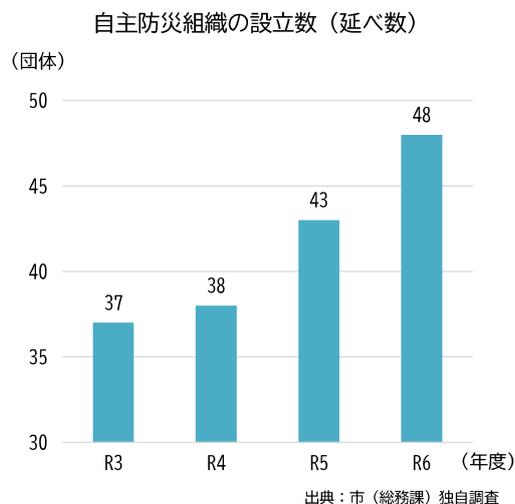
市民が防災意識を高め、防災・減災対策を推進し、災害時の被害が減少しています。

施策の成果指標

	指標名	めざす方向	現状値	目標値
強靱化	災害死傷者数	↓	0人 (R6年度)	0人 (R12年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 市民の防災意識を高めるため、防災教育や広報、市のイベント等を通じて、日頃からの備え、地域の災害リスクの把握、災害時の情報収集方法について周知を図ります。
- 自主防災組織^{※1}について、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を促進するため、自主防災組織の設立や地域での防災訓練の支援に取り組んでいきます。
- 豪雨の際には、浸食により土砂が流出する可能性があります。土石流災害を防ぐため、県と連携し、危険想定箇所の整備を計画的に実施してまいります。
- 大規模地震による建物の倒壊、火災の発生等の危険から市民の生命・財産を守るため、住宅の耐震化に取り組んでいきます。



施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市建築物耐震改修促進計画(第4期)(R8-R12)

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs) と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1				
市民の防災意識の向上 市民一人ひとりが防災に関心を持ち、自らの問題として災害に備えています。	強靱化 市民が防災対策として実践している項目数 (全 13 項目)	↑	3.96 個 (R7 年度)	4.00 個 (R12 年度)
基本事業 2				
地域防災力の強化 「自分達のまちは自分達で守る」という意識が向上し、地域コミュニティでの防災活動が推進されています。	強靱化 規約に基づいた自主防災組織の結成数	↑	48 団体 (R6 年度)	60 団体 (R12 年度)
	強靱化 市、行政区 (自治会) 等が主催した防災訓練等の参加人数	↑	826 人 (R6 年度)	1,000 人 (R12 年度)
	強靱化 消防団の充足率	↑	95.3% (R7 年度)	100.0% (R12 年度)
基本事業 3				
災害情報の充実 危険予知等の情報収集が行われ、その内容が市民に迅速かつ確実に伝わっています。	強靱化 市民が災害情報取得のために利用している手段数 (全 6 手段)	↑	1.57 手段 (R7 年度)	1.57 手段 (R12 年度)
基本事業 4				
土砂災害・浸水対策の整備 土砂崩れ、豪雨被害、浸水被害等が発生しないような対策が進められています。	強靱化 道路冠水箇所数	↓	0 箇所 (R6 年度)	0 箇所 (R12 年度)
	強靱化 建物浸水箇所数 (床下以上)	↓	0 箇所 (R6 年度)	0 箇所 (R12 年度)
	強靱化 対策工事により基大な被害が発生するリスクが軽減された世帯数 (基本計画期間累計)	↑	0 世帯 (R6 年度)	16 世帯 (R8-12 年度)
基本事業 5				
住宅の耐震化促進 大規模地震から市民の生命・財産を守るため、住宅の耐震化が進められています。	強靱化 住宅の耐震化率	↑	92.7% (R6 年度)	96.0% (R12 年度)

用語解説

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織であり、さくら市では全 75 行政区 (自治会) での設立を目指している。

5-1 安全で快適な交通環境の充実

施策のめざす姿

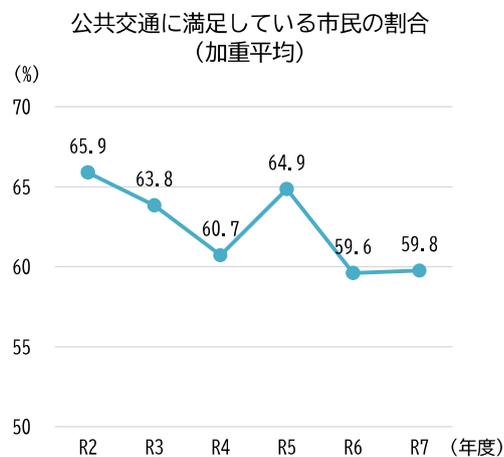
市民が公共交通機関、道路施設等を利用し、安全で快適に移動しています。

施策の成果指標

	指標名	めざす方向	現状値	目標値
重点	公共交通に満足している市民の割合（交通機関利用者別加重平均）	➡	59.8% (R7年度)	65.0% (R12年度)
	道路整備に満足している市民の割合	➡	73.4% (R7年度)	75.0% (R12年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 市の地域交通の活性化のための基幹計画として、令和5年度に策定したさくら市地域公共交通計画に基づき、路線バス・デマンド交通^{*1}の改善を図ります。
- 通学路における安全性の向上を図るため、合同点検等の結果に基づいた安全施設等の整備を推進します。
- 道路施設の安全性を確保し、その機能を発揮し続けるため、舗装、橋梁等の定期点検を実施するとともに、その結果に基づいた修繕に取り組んでいきます。
- 市民の利便性向上と地域産業の活性化に資するため、高速道路へのアクセス向上（スマートIC等）を目指します。
- 市道に認定されていない生活道路について、維持修繕と利便性向上を求められていることから、沿線住民による舗装新設や修繕を支援します。



出典：さくら市まちづくり市民アンケート

施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市道路整備基本計画（H31-R10）
 さくら市橋梁長寿命化修繕計画（H30-R9）
 さくら市舗装長寿命化修繕計画（R3-R7）



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 公共交通機関の確保 車を運転しない市民も日常生活で利用できる公共交通手段が確保されています。	買い物、通院等の交通手段がなく困っている市民の割合	↓	13.1% (R7 年度)	11.0% (R12 年度)
	通勤・通学に困っている、不便だと思ふ市民の割合	↓	17.7% (R7 年度)	16.0% (R12 年度)
基本事業 2 安全で快適な道路の整備 道路整備等の推進により、すべての人が安全で快適に道路を通行しています。	強靱化 市道の拡幅を実施した道路の延長 (基本計画期間累計)	↑	—	3,500m (R8-12 年度)
	強靱化 通学路安全対策を実施した箇所数 (基本計画期間累計)	↑	—	5 箇所 (R8-12 年度)
	認定外道路 ^{※2} の沿線住民による整備箇所数 (基本計画期間累計)	↑	—	75 箇所 (R8-12 年度)
基本事業 3 道路・橋梁の長寿命化と維持管理 道路施設が常に安全で、十分にその機能を発揮しています。	強靱化 危険な橋りょう数 (健全度 ^{※3} Ⅲ及びⅣ判定)	↓	3 橋 (R6 年度)	0 橋 (R12 年度)
	強靱化 計画的な舗装修繕を実施した道路の延長 (基本計画期間累計)	↑	—	10,000m (R8-12 年度)
基本事業 4 拠点への移動円滑化の推進 市外から産業、観光、生活拠点への移動及び市内から市外へのアクセスが向上し、移動が円滑になります。	強靱化 新規産業団地～東北自動車道までの移動時間	↓	24 分 (R6 年度)	9 分 (R12 年度)
	強靱化 道の駅きつれがわ～東北自動車道までの移動時間	↓	31 分 (R6 年度)	19 分 (R12 年度)

用語解説

デマンド交通	決まった路線を持たず、利用者の予約や需要に応じて運行経路や時刻を柔軟に変更する、乗り合い型の地域公共交通サービス。
認定外道路	幅が狭いなどの理由により道路法の認定要件を満たさない (認定されていない) 道路。建築基準法上の道路ではないため、接道していても建物が建てられないなどの制約がある。
橋梁の健全度	さくら市では橋梁の点検の結果の健全度を I, II, III, IV の 4 段階で評価しており、そのうち、健全度 III, IV は早期に対応すべき状態とされている。

5-2 魅力ある良好な都市の形成

施策のめざす姿

魅力ある良好な都市が形成されています。

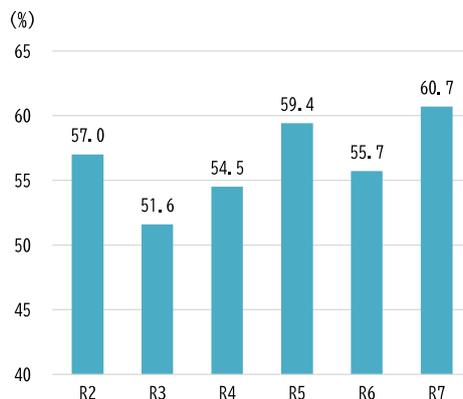
施策の成果指標

指標名	めざす方向	現状値	目標値
良好な都市の構築のため、計画的な土地利用が行われていると感じる市民の割合		60.7% (R7年度)	65.0% (R12年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するため医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを推進していきます。
- 令和7年から立地適正化計画に基づき、「コンパクト+ネットワーク」の都市の実現を目指します。
- 市の中心拠点である氏家駅東地区では、空き家・空き地・空き店舗の増加、朝夕の駅利用に伴う交通混雑など多くの課題が生じています。市の中心地としての発展と活力と魅力にあふれた賑わいのある街を目指し、計画的な整備に取り組んでいきます。
- 適切に管理されていない空家等は、保安上の危険や近隣住民の生活環境へ悪影響を及ぼす恐れがあることから、適正な管理や利活用の推進を図ります。
- 市民の憩いの場など様々な役割を果たす緑地が、適正かつ安全に確保できるよう取り組んでいきます。
- 高齢者や障がい者等を含む全ての人々が安全に快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮した公園を整備促進します。

良好な都市の構築のため、計画的な土地利用が行われていると感じる市民の割合



施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市都市計画マスタープラン（R3-R22）
氏家駅東地区魅力向上まちづくり基本計画（R7）
さくら市緑の基本計画（R8-R17）

さくら市立地適正化計画（R7-R27）
さくら市空家等対策計画（第2次）（R8-R12）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 コンパクトなまちづくりの推進 地域の特性や人口規模に応じた都市基盤の整備と生活基盤の集約・確保により、持続可能で魅力的なまちづくりが進められています。	居住誘導区域 ^{*1} 内の人口割合	↑	33.5% (R2 年度)	34.9% (R12 年度)
基本事業 2 氏家駅東地区の魅力向上 さくら市での暮らしを楽しむ魅力あるまちづくりが進められています。	重点 氏家駅東地区周辺の安全性・利便性・賑わいに満足している市民の割合	↑	29.1% (R6 年度)	35.0% (R12 年度)
基本事業 3 空き家対策の推進 空き家の適正管理が促進され、良好な住環境が保たれています。	強靱化 管理や利用状態が改善した空き家数（基本計画期間累計）	↑	—	45 件 (R8-12 年度)
基本事業 4 緑の憩い空間の形成 市内全域が緑に彩られ、様々な世代が多様に楽しみ憩うことができる公園となっています。	緑地 ^{*2} 面積 ユニバーサルデザイン ^{*3} に対応した施設がある公園数	↑ ↑	7460.4ha (R6 年度) 9 箇所 (R6 年度)	7440.4ha (R12 年度) 11 箇所 (R12 年度)

用語解説

居住誘導区域	人口減少の中にあっても人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続されるように居住を誘導するすべき区域として、立地適正化計画により設定された区域を指す。
緑地	ここでは、施設緑地（公園、グラウンド、スポーツ関連施設、社寺境内、ゴルフ場等）と地域制緑地（農地、河川、森林等）を言う。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体状況などにかかわらず、誰もが利用しやすいように設計されたモノやサービスを指す。

5-3 良好な上下水道サービスの提供

施策のめざす姿

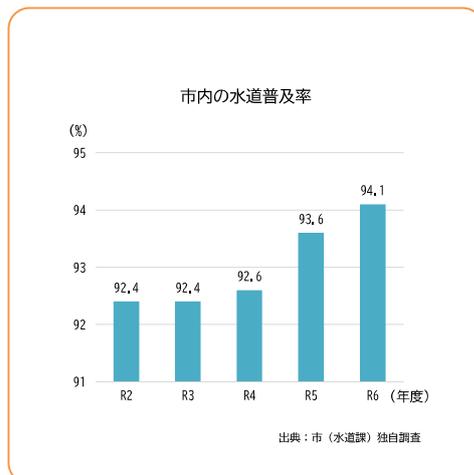
安全な水道水が安定供給され、多くの市民が利用しています。
 汚水処理が推進され、公共水域の水質が保全されます。

施策の成果指標

指標名	めざす方向	現状値	目標値
市内の水道普及率	→	94.1% (R6 年度)	94.8% (R12 年度)
生活排水処理人口の普及率 ^{※1}	→	87.2% (R6 年度)	88.4% (R12 年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 安心・安全なおいしい水道水を市内全域に安定して供給していくため、水道普及率の向上を図ります。
- 快適で衛生的な生活環境づくりや河川等の水質保全を図るため、公共下水道区域内では下水道の利用を促進し、区域外では合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 地震等の災害に対し、強靱な上下水道を構築するため、老朽化した施設・管路の更新や耐震化を計画的に推進していきます。
- 市民に対して将来にわたって持続可能な上下水道サービスを提供するため、地方公営企業の安定した経営に取り組んでいきます。



施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市水道事業経営戦略（R5-R14） さくら市生活排水処理構想（R4-R8）
 さくら市上水道施設管理計画（R4-R13） さくら市下水道事業経営戦略（公共・特環）（R5-R14）
 さくら市下水道事業経営戦略（農集）（R5-R14） さくら市公共下水道ストックマネジメント計画（R4-R15）
 さくら上野地区農業集落排水維持管理適正化計画（R5-R14）

用語解説

生活排水処理人口の普及率 生活排水処理施設（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）により汚水の処理が可能な人口の割合

石綿管 昭和50年代前半頃までに敷設した水道管。地震等の衝撃に弱い。

基幹管路 導水管(水源から浄水場まで水を送る管)・送水管(浄水場から配水場まで水を送る管)・配水本管(配水場から各地域まで水を送る管)の総称。各家庭が接続する配水支管は含まない。

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 管路の維持管理・更新 水道施設が適切に維持管理・更新・修繕されています。	強靱化 石綿管 ^{※2} の残存延長	↓	17,253m (R6年度)	11,685m (R12年度)
	強靱化 基幹管路 ^{※3} の耐震化率	↑	36.4% (R6年度)	47.9% (R12年度)
基本事業 2 取水・浄水・配水施設等の維持管理 施設が適切に維持管理され、故障、事故等を防ぎ、安定的に給水できています。	強靱化 取水・浄水・配水施設の機能不全件数	↓	0件 (R6年度)	0件 (R12年度)
基本事業 3 水道事業の安定経営 水道事業が安定的に経営されています。	行革 水道事業の経常収支比率 ^{※4}	↑	100.9% (R6年度)	109.0% (R12年度)
	行革 水道事業の有収率 ^{※5}	↑	73.3% (R6年度)	74.8% (R12年度)
基本事業 4 下水道の利用促進 下水道の利用が促進され、汚水処理が進んでいます。	下水道が整備された区域内の水洗化率 ^{※6}	↑	93.7% (R6年度)	94.3% (R12年度)
基本事業 5 合併処理浄化槽による汚水処理の推進 合併処理浄化槽の設置により、汚水処理が進んでいます。	強靱化 合併処理浄化槽で汚水処理している世帯数（下水道が整備された区域を除く）	↑	3,812世帯 (R6年度)	4,112世帯 (R12年度)
基本事業 6 汚水処理施設の適正な維持・管理 汚水処理施設が適切に維持管理・更新・修繕されています。	強靱化 管路点検・清掃箇所の延長（基本計画期間累計）	↑	—	25,000m (R8-12年度)
	強靱化 汚水処理施設の老朽・耐震改修箇所数	↑	0箇所 (R6年度)	1箇所 (R12年度)
基本事業 7 下水道事業の安定経営 下水道事業が安定的に経営されています。	行革 下水道事業の経常収支比率	↑	113.1% (R6年度)	100.0% (R12年度)
	行革 下水道事業の経費回収率 ^{※7}	↑	87.3% (R6年度)	95.0% (R12年度)

用語解説

経常収支比率	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す数値。水道事業、下水道事業など公営企業の健全な運営のためには、この数値が100%以上である必要がある。
有収率	配水量(水道水として水道管に配水した水の量)に対する有収水量(実際に家庭、事業所等で利用された水の量)の割合。
水洗化率	下水道が整備された区域内で実際に下水道に接続し、汚水を処理している人口の割合。
経費回収率	汚水処理に要した費用を使用料でどの程度回収できたかを示す指標。数値が大きいほど財政状況が良好。

6-1 成果を重視し自立した行財政経営

施策のめざす姿

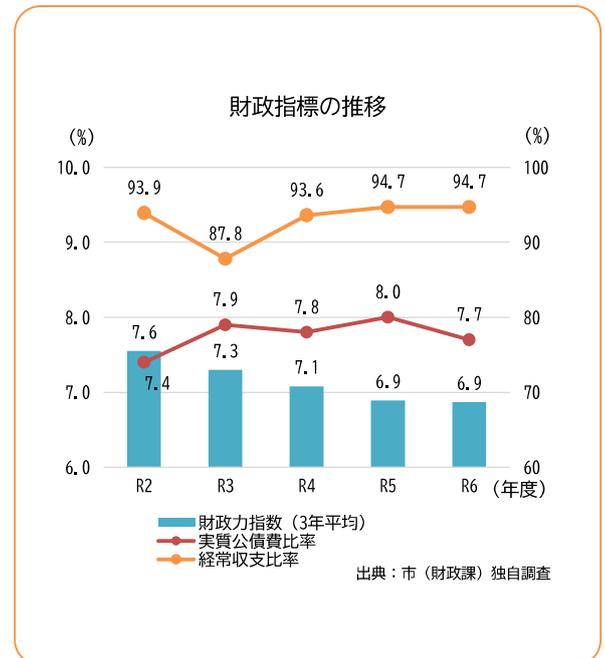
健全な財政運営が行われ、効果的・効率的な行政経営が行われています。

施策の成果指標

	指標名	めざす方向	現状値	目標値
	総合計画の成果指標が基準値より向上・進展している割合	➡	0.0% (R7年度)	100.0% (R12年度)
行革	実質公債費比率※ ¹	➡	7.7% (R6年度)	10.2% (R12年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 最小の経費で最大の効果をあげるため、行政評価制度を活かし、より成果を重視した効果的・効率的な行政経営を進めます。
- 人口構成の変化により、全国的に人手不足が進行しています。一方、高度化・多様化する市民や社会のニーズに応えるために質の高い人材の確保、育成が必要であることから、働きやすい職場環境の構築を進めます。
- 限られた財源の中で持続可能な行政サービスを確保するため、市役所庁舎をはじめとした老朽化した公共施設について、機能集約・複合化・民間活用等の手法を検証し、地域の実情に応じた質の高い施設整備・再編を図ります。
- 単独の自治体では成果をあげることが難しい課題に対しては、広域的な視点に立ち、周辺自治体と連携を深め、課題の解決を図ります。
- 市政情報が、全世帯に伝わる仕組みの再構築をおこないます。また、広聴については、これからのさくら市を担う世代を含めて多くの市民の意見を聴く機会をデジタル技術を活用して進めます。



施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市公共施設等総合管理計画（H29-R38）
さくら市持続可能な財政基盤確立基本方針（R7～）



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 行政経営の推進 限りある行政資源の有効活用のためにPDC Aを意識したマネジメントを実践しています。	行革 効果的・効率的なまちづくり（行政経営）が進められていると思う市役所職員の割合		57.0% (R7年度)	60.0% (R12年度)
基本事業 2 適正な人事管理 適正な職員数で質の高い行政サービスが提供されています。	行革 労働安全衛生管理上の基準を超えた延べ職員数		138人 (R6年度)	100人 (R12年度)
基本事業 3 持続可能な財政運営 健全な財政運営のため、さまざまな財源が確保されるとともに、歳出が適正化されています。	行革 自主財源比率※4		46.9% (R6年度)	52.3% (R12年度)
	行革 強韌化 財政調整基金※5 割合		20.6% (R6年度)	20.0% (R12年度)
基本事業 4 公共施設等マネジメントの推進 公共施設が適正、計画的に管理されています。	行革 強韌化 公共施設等マネジメント※6により廃止等された施設の延べ床面積（基本計画期間累計）		—	1575㎡ (R8-12年度)
基本事業 5 広報・広聴の充実 幅広い市民が、市政情報の入手を容易・迅速におこなえとともに、幅広い市民の声が市政に届いています。	行革 強韌化 市政情報の提供の内容等に満足している市民の割合		85.9% (R7年度)	86.0% (R12年度)

用語解説

実質公債費比率	自治体の財政規模に対する、公債費（借り入れた地方債の返還金、利子等）等の割合。3箇年の平均で算出し、数値が小さいほど財政状況が良好。
財政力指数	平均的水準で行政活動を行うために必要な財政需要（基準財政需要額）に対する標準的に収入し得ると考えられる地方税等（基準財政収入額）の割合をいう。数値が大きいほど財政状況が良好。「単年度」と「3年平均」の2つの数値がある。
経常収支比率	一般会計予算のうち人件費、扶助費（社会保障のための経費）等、経常的に支出する経費の割合。数値が小さいほど財政状況が良好。
自主財源比率	自治体の歳入全般に対する自主財源の割合。数値が大きいほど財政状況が良好。
財政調整基金	年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金のこと。
公共施設等マネジメント	地方公共団体等が保有する公共施設を、自治体経営の視点から総合的に企画、管理及び活用する仕組み。さくら市では令和38年度までの間に施設延べ床面積の10%削減等の目標を掲げている。

6-2 誰もが恩恵を受けられるあたたかなデジタル化の促進

施策のめざす姿

誰一人取り残さず、デジタル技術を活用して地域課題を解決している街となっています。

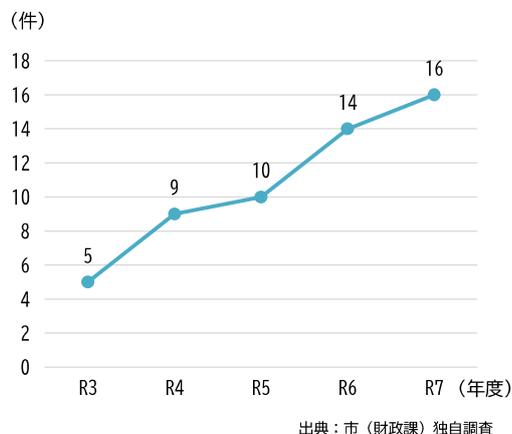
施策の成果指標

	指標名	めざす方向	現状値	目標値
行革	市の主なデジタル活用サービスを利用した市民割合		46.2% (R7年度)	51.0% (R12年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- デジタル技術の活用により、市民が便利で暮らしやすいと感じられるよう、DX※¹（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に取り組みます。DXの推進にあたっては、スマートな小都市（まち）宣言に基づき、人に優しいあたたかなデジタル変革を進めていきます。
- 行政手続きについては、スマートフォンやパソコンからオンラインで可能な手続きをさらに拡大していきます。あわせて、各種支払いのキャッシュレス化も推進します。
- 急速なデジタル化の進展により、年代や地域による格差が生じるおそれがあります。全ての市民が安心して暮らしを楽しめるよう、デジタル格差※²（デジタルデバイド）の解消に取り組んでいきます。
- デジタル技術を活用した先進技術の導入を進める事業者や農業者を支援し、地域産業の発展や、新たな時代の農業経営に取り組む人々をデジタルの側面から支援します。

デジタル活用により合理化された事務手順数（累計）（件）



「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 行政手続きのオンライン化 市民が時間や場所にとらわれず、行政手続きを行うことができます。	行革 オンラインで完結できる行政手続きの数		43 件 (R6 年度)	68 件 (R12 年度)
基本事業 2 行政事務のデジタル活用 デジタル技術を用いた効率的な行政事務により、質の高い行政サービスが提供されています。	重点 行革 デジタル活用により合理化された事務手順数		16 件 (R6 年度)	26 件 (R12 年度)
基本事業 3 デジタル格差の解消 年齢や地域による格差を生むことなく、すべての人がデジタル変革の効果を実感できます。	行革 デジタル格差解消事業実施件数 (基本計画期間累計) (スマホ教室・インフラ整備等)		—	50 件 (R8-12 年度)
基本事業 4 地域社会における DX の促進 デジタル技術活用支援の取り組みにより、地域産業の生産性向上が進みます。	重点 デジタル化支援により生産性が向上 ^{※3} した事業者数 (基本計画期間累計)		—	25 事業者 (R8-12 年度)

用語解説

DX	読み方はデジタル・トランスフォーメーション。デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを指す。デジタル変革と呼ばれることもある。
デジタル格差	デジタルバイドとも呼ばれる。インターネットなどデジタル技術にアクセスできる人、使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報や機会の格差のこと。
生産性が向上	ここでは、市のデジタル化支援の補助金の活用＝デジタル化支援により生産性が向上した、と捉える。

6-3 持続可能な地域社会の実現

施策のめざす姿

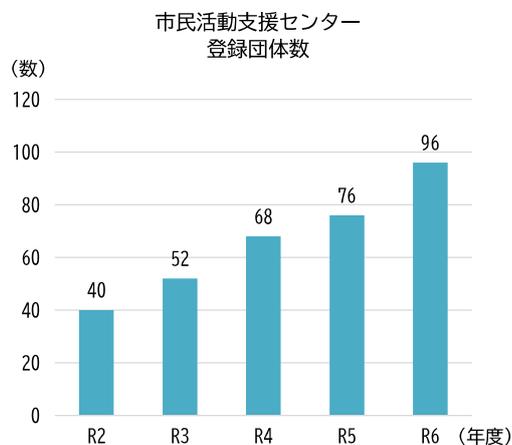
多様性を尊重する市民や団体がまちづくりに参画し、市民と行政が協働してまちづくりをしています。

施策の成果指標

	指標名	めざす方向	現状値	目標値
行革	市民と行政の協働 ^{*1} によるまちづくりが行われていると思う市民の割合	→	61.9% (R7年度)	70.0% (R12年度)
行革	市民と行政の協働により市政が運営されていると思う市役所職員の割合	→	64.2% (R7年度)	70.0% (R12年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- 市民の多様な意見や価値観を尊重し、政策の企画や立案に市民が主体的に関わることができるよう、あらゆる分野で市民参画の機会を拡充させます。
- 令和2年度に開設した市民活動支援センターを拠点に、市民活動団体の支援、ボランティア活動のマッチングを推進していきます。
- 男女間をはじめとした性別や性自認、また、今後増加する見込みの市内在住外国人との文化的な違いをお互い認め合い、多様性を大切にすることで、より創造的で活力のある地域社会の実現を推進させます。
- 少子高齢化、共働き世帯の増加、価値観の多様化などの要因により、地域コミュニティ^{*2}の活力低下が危惧されています。地域住民が主体的に参加し、住民同士の繋がりを深めるため、行政区への加入や活動への参加を促進し、地域住民の活動を支援することで地域コミュニティの活性化を図ります。



出典：市（総合政策課）独自調査

施策の個別計画（又は関連計画）

第5次さくら市男女共同参画計画（R6-R10）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)と関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	めざす方向	現状値	目標値
基本事業 1 地域コミュニティ活動の活性化 幅広い世代の市民が地域コミュニティ活動に参加するとともに、主体的に活動に取り組み、住民同士の繋がりが育まれています。	行政区（自治会）の活動に参加している市民の割合	↑	40.2% (R7 年度)	40.2% (R12 年度)
	行政区（自治会）に加入している世帯の割合	↑	65.7% (R7 年度)	65.7% (R12 年度)
基本事業 2 市民活動の活性化 多様な主体によるまちづくりやボランティア活動が活発に行われ、市民と行政による協働の体制づくりが進んでいます。	ボランティア活動を行っている市民の割合	↑	9.8% (R7 年度)	15.0% (R12 年度)
	市民活動支援センター登録団体数	↑	96 団体 (R6 年度)	100 団体 (R12 年度)
基本事業 3 多様性を認め合う社会の推進 性別、性自認、国籍等の違いなく、お互いが認め合って、生活しています。	行政区・市の委員会等における女性の割合	↑	27.0% (R6 年度)	40.0% (R12 年度)
	多様性・多文化共生に関する行政・地域の取組数	↑	13 事業 (R6 年度)	15 事業 (R12 年度)

用語解説

協働

地域の課題を解決するため、市民、NPO 法人、ボランティア団体、地域団体、企業、行政等の地域社会の構成員が対等な立場で互いを補完し合いながら連携・協力すること。

地域コミュニティ

地域住民同士がお互いにつながりを持ち、協力し合って地域をより良くしていくために活動する集まりや社会のこと。

第2期さくら市 国土強靱化地域計画

令和8年3月

第1章 計画の概要

1-1 策定の背景と目的

国において、平成25年に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）を公布・施行しました。また、平成26年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定しました。そして直近では令和5年7月に2度目となる国基本計画の改訂を閣議決定しています。

栃木県では平成28年2月に国基本計画との調和を図りながら栃木県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定しました。そして令和7年2月に県地域計画の3度目の改訂が行われています。

市においても、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、令和3年3月にさくら市国土強靱化計画（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画は、これまでの市の取り組みの進捗状況を反映し、国基本計画、県地域計画との調和を図るため、改訂するものです。

■ 国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策をまちづくり政策、産業政策等を含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

■ 地域防災計画との違い

「防災」とは、基本的には、地震、洪水等の「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものであり、本市においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、さくら市地域防災計画としてリスクごとに計画が策定されています。

一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事態が発生しても最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済等を事前につくりあげていくものです。

そのため、強靱化の計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、最悪の事態をもたらないよう、リスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、国づくり及び地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたものです。

◆ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

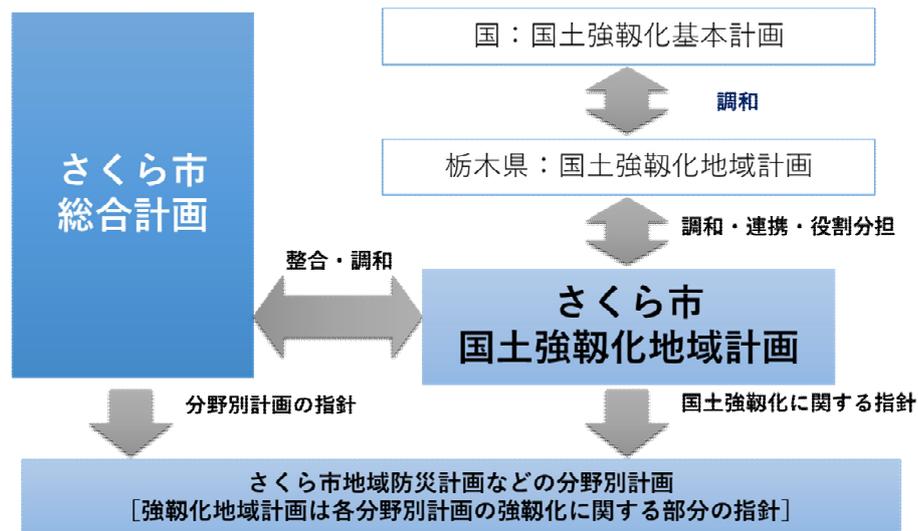
	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し 地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の 対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図る ため、最悪の事態を回避する施策	予防、応急、復旧等の 具体的対策
施策の重点化・指標	○	—

1-2 計画の位置づけ

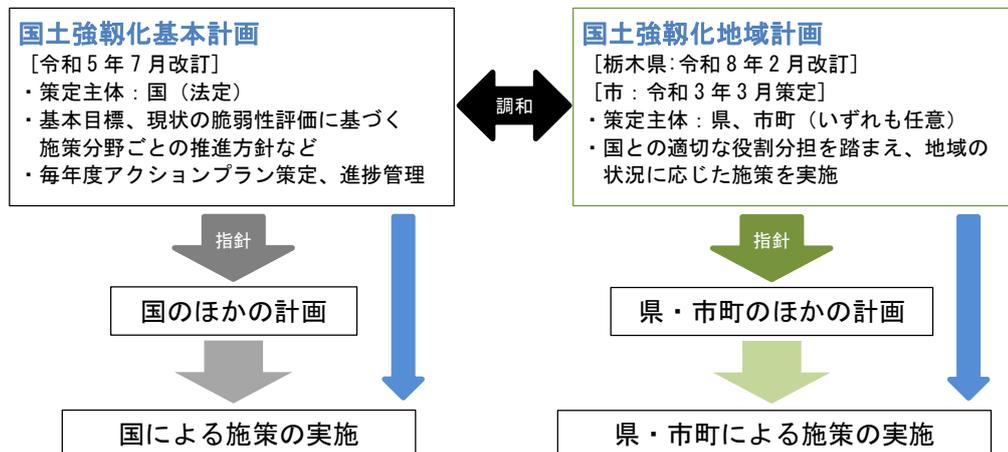
本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に実行するための指針となる計画です。

そのため、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、さくら市地域防災計画、市政の基本方針である第3次さくら市総合計画前期基本計画（以下「総合計画」という。）等とも整合・連携を図りながら、国土強靱化に関して、本市における様々な分野の計画等の指針として位置付けます。

■ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



■ 国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係



【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

1-3 計画の構成

本計画では、本市の災害想定、脆弱性評価及び推進方針を示します。脆弱性低減のために取り組む具体的事業及び改善すべき指標については、別冊の国土強靱化地域計画<実施計画編>に記載します。なお、国土強靱化地域計画<実施計画編>は、必要に応じて、年次更新を行います。



1-4 計画期間

本計画は、総合計画との連動のため、総合計画の計画期間と連動させて策定します。

そのため、総合計画の計画期間と同じく令和8年度から令和12年度までを本計画の計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢の変化、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

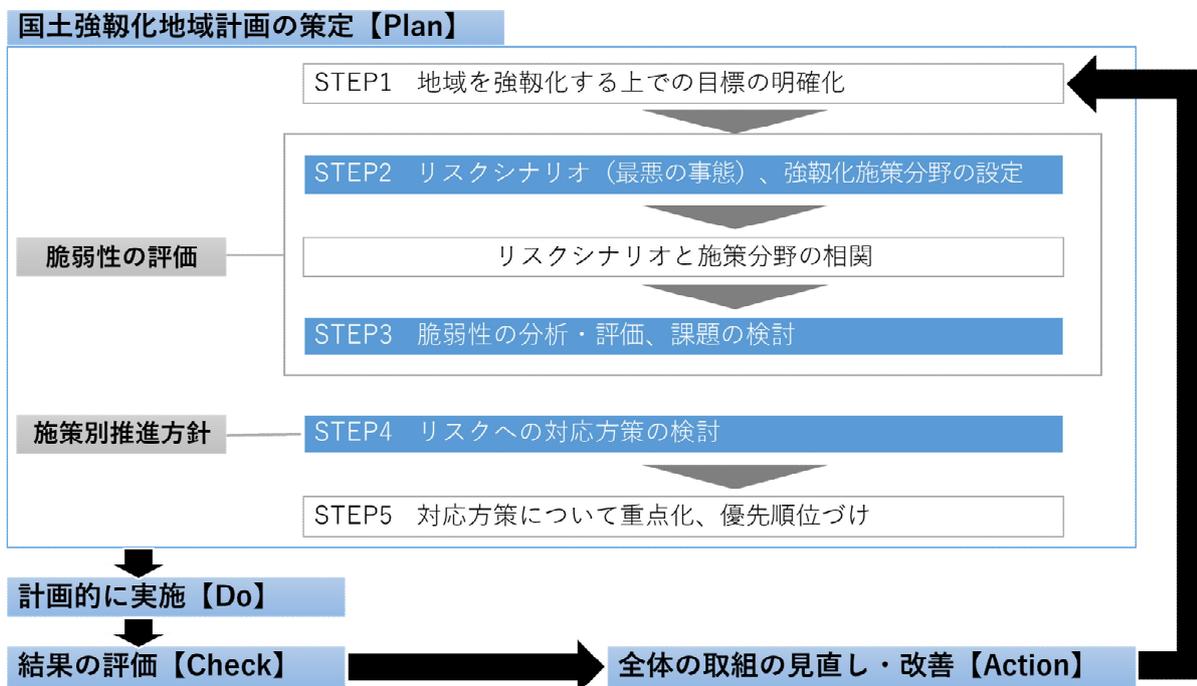
	R3~R7 年度（5年間）	R8~R17 年度（10年間）	
さくら市総合計画	第2次	第3次	
	後期基本計画	前期基本計画	後期基本計画
さくら市国土強靱化地域計画	第1期	第2期	第3期
さくら市国土強靱化地域計画<実施計画>	必要に応じて、毎年見直し（事業の追加等）		

1-5 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。

■計画策定の手順

- STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）の設定・強靱化施策分野の設定
- STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP 4 リスクへの対応方策の検討
- STEP 5 対応方策について重点化・優先順位づけ



第2章 本計画の基本的考え方

国基本計画及び県地域計画との整合・調和を図り、国が掲げる4つの「基本目標」と6つの「事前に備えるべき目標」を設定して取り組みます。

2-1 基本目標

1. 人命の保護が最大限図られる
2. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧・復興

<出典：国土強靱化基本計画（令和5年7月）>

2-2 事前に備えるべき目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<出典：国土強靱化基本計画（令和5年7月）>

2-3 想定する自然災害

住民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本計画では、本市における過去の災害被害及び国基本計画・県地域計画を踏まえ、広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とします。

◇地震

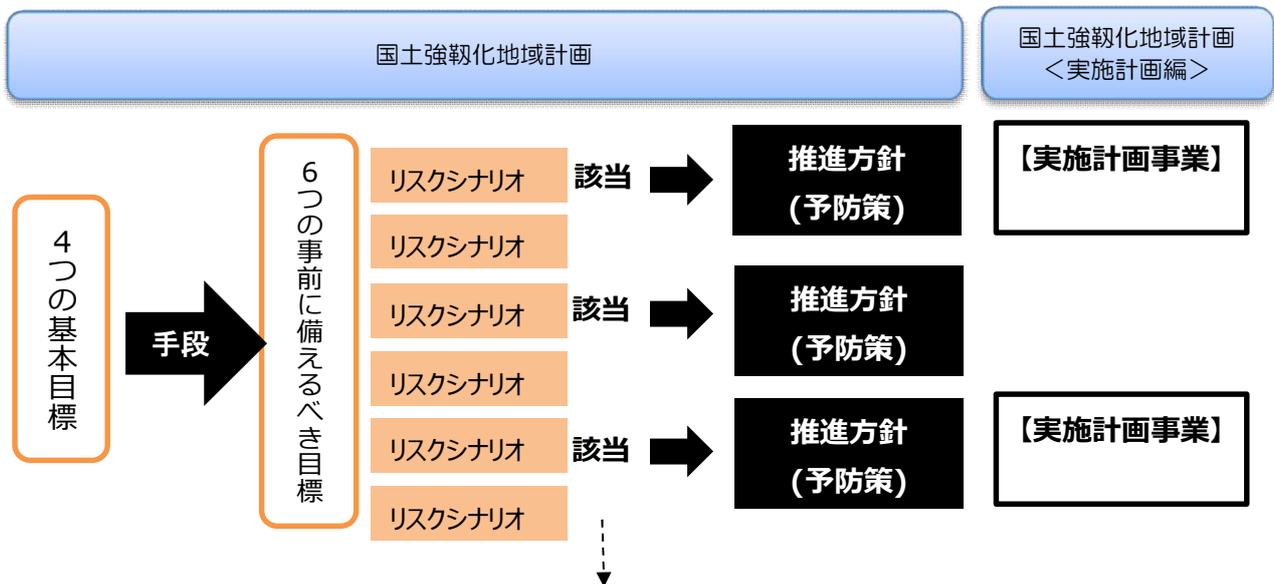
◇風水害（暴風雨、浸水、土砂崩れ）

2-4 リスクマネジメントによるアプローチ

事前に備えるべき目標の達成に向けて、**起きてはならない事態**をリスクシナリオ（起きてはならない**最悪の事態**）として設定します。そのリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について、本市が「該当するか」を明らかにして、**最悪の事態に至らないために事前に取り組むべきことを検討**する、リスクマネジメントのアプローチによる手法で計画を策定します。この手法を、国土強靱化地域計画ガイドラインでは「**脆弱性評価と分析**」と称します。

なお、リスクシナリオに該当する項目、つまり脆弱性があるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について、そこで示された最悪の事態を回避・軽減するための推進方針（予防策）を整理します。

ただし、推進方針を定めても、地域・栃木県との調整、財源の確保等の課題により、すべての予防策をただちに実施することは不可能です。そのため、実現可能性と影響度を踏まえた実施計画編（別冊）を別途設定し、取り組めます。また、実施計画は、災害状況及び財源状況を踏まえ、適宜見直しを行います。



リスクシナリオに該当することを「脆弱性」があると称する

※本計画は、国が設定したリスクシナリオをベースに、本市に該当するものを基本とした内容で策定します。

2-5 総合計画との連携を踏まえた記載方法

本市は、総合計画を基軸とした行政経営に取り組んでいます。そのため、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の回避のための推進方針（予防策）が、総合計画の政策施策体系のどこに該当するかを明確にし、本計画に記載します。

		総合計画での該当分野			
		政策 No.	施策 No.	基本事業 No.	基本事業名称
あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防	1-1	01	01	02	◎◎の充実
		04	02	01	◎◎の推進
	1-2				
1-3					

リスクシナリオ1への対応を総合計画のどの基本事業で対応するかを明確にする

第3章 脆弱性評価と推進方針

3-1 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス

国が設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）をベースに、本市に該当するシナリオの選択により設定した項目で脆弱性評価と分析を行い、推進方針（予防策）を検討しました。

国が設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、国土全域を想定しています。そのため、基礎自治体である本市に該当しない・権限がないと思われるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）については、脆弱性評価を行う項目に該当しないと判断し、本計画に記載していません。

なお、脆弱性評価の表記にあたっては、総合計画との関係性を明らかにするために、リスクシナリオごとに該当する総合計画の基本事業を明示しています。

1. 脆弱性の評価（「現状」と「課題」）

設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について

- ①本市の総合計画のどの基本事業に該当しているか
- ②耐震化等の予防策の実践状況・計画の内容を把握
※事務事業として推進・計画している場合は、該当事業名称及び内容を確認
- ③リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）回避への対応力についての脆弱性を評価



2. 推進方針（予防策・対策の方向性）

「脆弱性評価」を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）単位で、取り組むべき推進方針（予防策・対策の方向性）を設定
※総合計画の基本事業単位で推進方針を記載



別冊として整理

3. 実施計画（具体的な目標・事業計画）

推進方針（予防策・対策）の進捗状況を把握し、計画的に推進するため、目指すべき努力目標である KPI（重要業績評価指標）を設定
※KPI の設定・・・ ①総合計画（基本事業）の成果指標
②事務事業の成果指標

3-2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の一覧

事前に備えるべき目標	さくら市(国)のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
<目標1> あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
	1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
	1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
	1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
<目標2> 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
<目標3> 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	首都圏での中央官庁機能の機能不全
	3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<目標4> 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
	4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3	海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
	4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
<目標5> 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
<目標6> 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

・網掛け部分は、本市での脆弱性評価に該当しない項目

3-3 リスクシナリオと総合計画の相関図

リスクシナリオと総合計画の関係を、次のとおり示します。

本市では、総合計画と国土強靱化地域計画の連動を図ることを策定方針としています。そのため、リスクシナリオと総合計画の関係を一覧化します。

さくら市のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		さくら市総合計画での該当分野			
		政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	基本事業名称
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	1	1	1	幼児教育・保育サービスの充実
		1	1	2	こどもの居場所づくり
		1	2	4	安全・安心な教育環境の実現
		1	3	1	学ぶ機会と交流機会の充実
		1	3	3	スポーツに取り組む機会の充実
		2	1	1	地域での福祉活動の推進
		2	1	2	障がい者(児)支援の充実
		2	1	5	公営住宅の提供
		2	2	3	介護サービスの適正利用
		3	1	1	持続可能な農業の推進
		3	1	2	農産物の付加価値の向上
		3	1	4	地産地消と食育の推進
		3	3	2	観光資源の充実と施設の適正管理
		4	3	2	地域防災力の強化
		4	3	5	住宅の耐震化促進
		5	2	3	空き家対策の推進
		5	2	4	緑の憩い空間の形成
6	1	4	公共施設等マネジメントの推進		
6	3	2	市民活動の活性化		
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	1	1	1	幼児教育・保育サービスの充実
		1	2	4	安全・安心な教育環境の実現
		2	3	99	保健・医療体制の充実と健康づくり
		3	1	1	持続可能な農業の推進
		3	3	2	観光資源の充実と施設の適正管理
		4	3	4	土砂災害・浸水対策の整備
6	1	4	公共施設等マネジメントの推進		
1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生	4	3	4	土砂災害・浸水対策の整備

さくら市のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		総合計画での該当分野			
		政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	基本事業 名称
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	4	3	2	地域防災力の強化
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	2	3	4	地域医療体制の整備
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	1	2	4	安全・安心な教育環境の実現
		4	3	2	地域防災力の強化
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	4	3	2	地域防災力の強化
		5	1	2	安全で快適な道路の整備
		5	1	3	道路・橋梁の改良及び長寿命化と維持管理
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	4	3	2	地域防災力の強化
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	4	3	2	地域防災力の強化
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	2	3	3	感染症予防対策の充実
		4	3	2	地域防災力の強化
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	2	1	1	地域での福祉活動の推進
		4	3	2	地域防災力の強化
		6	1	4	公共施設等マネジメントの推進
4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響	3	1	4	地産地消と食育の推進
4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	3	1	5	森林経営管理の推進
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	2	1	1	地域での福祉活動の推進
		4	3	3	災害情報の充実
		6	1	3	持続可能な財政運営
		6	1	5	広報・広聴の充実
		6	3	1	地域コミュニティ活動の活性化
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	5	3	1	管路の維持管理・更新
		5	3	2	取水・浄水・配水施設等の維持管理
		5	3	5	合併処理浄化槽による汚水処理の推進
		5	3	6	汚水処理施設の適正な維持・管理
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	5	1	2	安全で快適な道路の整備
		5	1	4	拠点への移動円滑化の推進

さくら市のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		総合計画での該当分野			
		政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	基本事業名称
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	4	3	2	いのちとくらしを守る災害対策
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態	2	1	1	地域での福祉活動の推進
		4	3	2	地域防災力の強化
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	4	1	2	循環型社会の実現
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	4	3	2	地域防災力の強化
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	3	3	3	歴史的文化的資源の保存・継承・利活用

3-4 リスクシナリオ別の脆弱性評価と推進方針

国及び栃木県が提示したリスクシナリオ（起きてはならない事態）で、本市に該当するもの（国及び栃木県にないリスクシナリオは独自に追加）についての脆弱性評価・分析を行い、推進方針（課題）を明らかにしました。

なお、脆弱性評価の表記にあたっては、総合計画との関係性を明らかにするため、リスクシナリオごとに該当する総合計画の基本事業を明示しています。

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

01 01 01 幼児教育・保育サービスの充実

【脆弱性評価】 民間の子育て関連施設には、耐震基準を満たしていない施設、浸水想定区域に設置されている施設、老朽化している防災設備等が残存する場合があります。

【推進方針】 各種助成制度等を活用し、施設の耐震化、老朽化した設備の更新等を推進していきます。

01 01 01 幼児教育・保育サービスの充実

01 01 02 こどもの居場所づくり

【脆弱性評価】 子育て関係の公共施設（保育園・児童センター・学童保育施設）は、すべて耐震基準を満たしています。

【推進方針】 今後、施設の老朽化に伴う改修整備が必要になります。公共施設等総合管理個別計画に基づき、計画的に改修を進めていきます。

01 02 04 安全・安心な教育環境の実現

【脆弱性評価】 市立小・中学校の校舎や体育館はすべて耐震基準を満たしていますが、建築後 40 年以上を経過している建物が多く、劣化が進んでいます。
また、さらなる安全性を確保するために定期的な点検を実施しており、その結果を踏まえて外壁や天井など非構造部材の耐震対策も行っています。しかし、バスケットゴールの落下防止措置など、一部では耐震対策が行われていない箇所も残っています。

【推進方針】 長寿命化計画に基づき、市立小・中学校施設の長寿命化改良や予防改修を行い、施設の長寿命化を図っていきます。
また、非構造部材を含めた耐震対策を早急に行います。
なお、各事業を実施する際は、下記の補助事業を活用することとします。

【学校施設環境改善交付金】

1. 長寿命化改良事業（長寿命化）※校舎・屋内運動場等
対象校：氏家小学校、上松山小学校、南小学校、氏家中学校
2. 長寿命化改良事業（予防改修）
対象校：押上小学校（屋内運動場）

01 03 01 学ぶ機会と交流機会の充実

【脆弱性評価】 市公民館・市図書館は、すべて耐震基準を満たしています。ただし、喜連川公民館は、土砂災害警戒区域内に設置されています。

【推進方針】 土砂災害防止工事は、栃木県の所管であるため、安全確保のための工事を速やかに実施するよう、栃木県に要望していきます。

01 03 03 スポーツに取り組む機会の充実

【脆弱性評価】 社会体育施設の耐震化率は42.8%です。
避難所として指定されている河戸体育館・穂積体育館・喜連川高校跡地体育館は、耐震基準を満たしていませんので、その対策が求められています。

【推進方針】 避難所として活用している体育館の耐震化は、公共施設等総合管理個別計画に基づいて進めていきます。

02 01 01 地域での福祉活動の推進

【脆弱性評価】 氏家福祉センターは、耐震基準を満たしている施設です。

【推進方針】 氏家福祉センターの劣化状況調査を行い、公共施設等総合管理計画個別計画と連動した施設改修・更新を進めていきます。

02 01 02 障がい者（児）支援の充実

【脆弱性評価】 民間の障がい者福祉施設には、耐震基準を満たしていない施設、倒壊の危険性のあるブロック塀、老朽化している防災設備等が残存する場合があります。

【推進方針】 各種助成制度等を活用し、施設の耐震化、ブロック塀の除却、老朽化した防災設備等の更新を推進していきます。

02 01 05 公営住宅の提供

【脆弱性評価】 現在、入居者を募集している市営住宅は、すべて耐震基準を満たしています。今後は、既存ストックの有効活用を図るため、公営住宅の長寿命化を推進する必要があります。

【推進方針】 さくら市公営住宅長寿命化計画に基づき、住宅の建替え・修繕・廃止を着実に推進します。

02 02 03 介護サービスの適正利用

【脆弱性評価】 民間の高齢者施設には、耐震基準を満たしていない施設、倒壊の危険性のあるブロック塀、老朽化している防災設備等が残存する場合があります。

【推進方針】 各種助成制度等を活用し、施設の耐震化、ブロック塀の除却、老朽化した防災設備等の更新を推進していきます。

03 01 01 持続可能な農業の推進

【脆弱性評価】 女性アグリセンターは、避難所に指定されていますが、耐震基準を満たしていない施設です。

【推進方針】 女性アグリセンターは、当面は利用を継続しますが、建築後45年が経過し、施設の老朽化から廃止も含めた今後の在り方を検討していきます。

03 01 02 農産物の付加価値の向上

【脆弱性評価】 喜連川農産物加工センターは耐震基準を満たしていない施設です。農産物加工センターアグリ館は、耐震基準を満たしている施設です。

【推進方針】 喜連川農産物加工センターは、当面は利用を継続しますが、建築後 55 年が経過し、施設の老朽化から廃止も含めた今後の在り方を検討していきます。
農産物加工センターアグリ館は、施設の維持管理を適切に行うことで長寿命化を図ります。

03 01 04 地産地消と食育の推進

【脆弱性評価】 氏家地区農産物直売所（菜っ葉館）は、耐震基準を満たしている施設です。

【推進方針】 施設の維持管理を定期的に行うことで長寿命化を図ります。

03 03 02 観光資源の充実と施設の適正管理

【脆弱性評価】 和い話し広場は、大正時代に建築された施設であり、耐震基準を満たしていない施設です。なお、本施設は、市有施設ですが、公共施設ではありません。

【推進方針】 登録文化財（建造物）申請のうえ、耐震診断を実施し、長寿命化の方向性を検討します。

04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 消防団詰所は、すべて耐震基準を満たしています。

【推進方針】 施設の維持管理を定期的に行うことで長寿命化を図ります。

04 03 05 住宅の耐震化促進

【脆弱性評価】 防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図る必要があります。
人的被害の軽減に向け、住宅、ブロック塀の耐震化を進める必要があります。
耐震化に向け、住民のさらなる周知や耐震化に取り組むための動機付けを進める必要があります。

【推進方針】 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、すべての建築物の耐震化を目指した取り組みを推進します。
住宅の耐震化やブロック塀の転落防止等の対策による被害の抑制に向け、国の制度を活用した支援や・活用の啓発より民間建築物の耐震化を一層促進します。

05 02 03 空き家対策の推進

【脆弱性評価】 適正な管理がされていない空家及び空地を把握し、適切に管理・指導等を行う必要があります。

【推進方針】 災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、「さくら市空き家等対策計画」に基づき管理不十分な空き家等について、関係機関と連携し、適切な管理の促進と空き家対策を推進します。

05 02 04 緑の憩い空間の形成

【脆弱性評価】 災害発生時の避難場所となる公園については、維持管理等を考慮し公園の長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行う必要があります。
総合公園は広域防災拠点であり、都市公園は災害時の防災拠点としての役割を担います。また、災害時の避難場所に位置付けられていることから、施設の機能の維持・強化を図る必要があります。

【推進方針】 災害時に避難場所となる公園については、定期点検、日常点検を実施し、損傷・劣化状況等を把握に努め、施設の長寿命化を図ります。
災害時における防災拠点として、また、避難場所として多くの避難者を受け入れる重要な施設であることから、施設の防災機能の充実等の防災・減災対策の充実に努めます。

06 01 04 公共施設等マネジメントの推進

【脆弱性評価】 さくら市の公共施設の耐震化率は88.0%(令和8年4月1日現在)です。
市役所本庁舎・第2庁舎、喜連川支所及び卯の里庁舎は、耐震基準を満たしている施設です。
氏家駅東口公衆トイレ・氏家駅西口公衆トイレ・石町駐車場トイレは、耐震基準を満たしている施設です。
旧喜連川高校は、避難所に指定された施設ですが、その校舎・講堂は、耐震基準を満たしていません。
旧河戸小学校の校舎は、耐震基準を満たさない施設です。
現在は、公共施設ではない普通財産ですが、その一部を市民等が利用しています。

【推進方針】 公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に施設の耐震化を進めていきます。
公共施設を長期的に維持するため、計画的な修繕を実施する必要があります。
旧喜連川高校の校舎・講堂は、取壊しを基本とするとともに、それまでの期間は、文書等の保管施設、避難物資の保管場所等として活用します。また、避難所である体育館だけで避難者の受け入れが困難になった場合は、その補完施設として活用します。
「さくら市建築物耐震改修促進計画」に基づき、防災上重要な市有建築物の耐震化を推進します。
旧河戸小学校の利活用方針が決定するまでは、施設の有効活用の観点から、市民等の利用を受け入れます。
ただし、利用する市民等に対し、安全性、利用に関する責任等の説明責任を果たします。

06 03 02 市民活動の活性化

【脆弱性評価】 市民活動センターは耐震化されていない施設です。

【推進方針】 施設の有効活用の観点から、当面は、利用を継続しますが、施設の移転又は耐震化を行うかを検討します。
また、利用者の安全を確保するため、避難誘導訓練、避難サインの掲示等を行います。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

上記2分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

01 01 01 幼児教育・保育サービスの充実

【脆弱性評価】 避難所に指定されている保育園のうち、あおぞら保育園は3.0m～5.0mの、わくわく保育園は0.5m未満の浸水が想定されます。
また、氏家児童センターは0.5m未満の、喜連川児童センターは3.0m～5.0mの浸水が想定されます。

▼
【推進方針】 浸水が想定されるあおぞら保育園・わくわく保育園は、風水害の発生時は、避難所として活用せず、避難者を他の避難所に誘導します。
児童センターは、利用者が垂直避難できるよう検討をします。
また、児童・利用者が施設内で孤立することがないように、休園・休館の決定を的確に行い、保護者メールの活用等により、その周知を徹底します。

01 02 04 安全・安心な教育環境の実現

【脆弱性評価】 氏家小学校は0.5m未満の、喜連川小学校は0.5m～3.0mの浸水が想定されます。それ以外の市立小・中学校は、浸水想定区域外に立地しています。

▼
【推進方針】 児童・生徒を対象に防災ハザードマップの周知徹底と防災訓練の定期的な実施を行います。

02 03 99 施策の総合推進（保健・医療体制の充実と健康づくり）

【脆弱性評価】 避難所に指定されている氏家保健センター・喜連川保健センターは、それぞれ0.5m未満の浸水が想定されます。

▼
【推進方針】 止水板を設置し、避難所としての機能・安全性の確保を図ります。

03 01 01 持続可能な農業の推進

【脆弱性評価】 農業用ため池の決壊による人的被害が想定される「防災重点農業用ため池」に7箇所のため池が指定されています。

▼
【推進方針】 ため池等ハザードマップを広報紙・ホームページで周知を図ります。
「防災重点農業用ため池」に指定された7カ所のため池については、緊急防災工事計画に基づき工事を実施していきます。
「ため池施設長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を実施していきます。

03 03 02 観光資源の充実と施設の適正管理

【脆弱性評価】 第1温泉浴場（もとゆ温泉）は0.5m～3.0mの、道の駅きつれがわは家屋倒壊の可能性がある浸水が想定されます。

▼
【推進方針】 高床化、止水版の設置等浸水対策を検討していきます。

04 03 04 土砂災害・浸水対策の整備

- 【脆弱性評価】 道路における雨水排水対策として側溝の新設・改修及び卯の里ふれあいアンダー排水ポンプの維持・管理を行っていますが、道路排水の放流先が五行川等の河川となっているため、市街地の浸水を防ぐためには河川の治水対策・農業用水の流入対策が必要不可欠となっています。
- 浸水区域を把握し、災害に対する備えを充実させるため、全市民にハザードマップを配布しています。

- 【推進方針】 雨水排水の放流先である河川の治水対策について、河川管理者である国・栃木県に要望活動を行い、着実な整備の実現に努めます。
- また、農業用水の流入対策について、大雨時に発生する市街地の内水を適切に排水するため、農業用水の流入を極力抑えられるよう堰等の改修を検討します。
- 適切な避難行動が行えるよう、ハザードマップによる避難場所の確認・有事の際に活用できるような避難訓練の実施を行う市民を増やしていきます。

06 01 04 公共施設等マネジメントの推進

- 【脆弱性評価】 市役所本庁舎・第2庁舎及び卯の里庁舎は、0.5m～3.0mの浸水が想定されます。避難所に指定されている鷲宿体育館と、その同一敷地内にある旧鷲宿小学校は0.5m～3.0mの浸水が想定されます。

- 【推進方針】 市役所庁舎が浸水した場合においても2階より上のフロアで業務を継続できるよう、72時間の自動稼働が可能な非常電源を令和2年度に整備し、運用しています。また、洪水発生時には、土嚢や止水板でサーバー室の浸水対策をします。
- 鷲宿体育館は、風水害の発生時は、避難場所として活用せず、避難者を他の避難所に誘導します。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

04 03 04 土砂災害・浸水対策の整備

- 【脆弱性評価】 住民に著しい危害が生じる恐れがある土砂災害特別警戒区域は市内に84箇所あります。土砂災害警戒区域を把握し、災害に対する備えを充実させるため、全市民にハザードマップを配布しています。

- 【推進方針】 土砂災害防止工事は栃木県の所管であるため、栃木県に要望し、着実な整備を行っていきます。
- 適切な避難行動が行えるよう、ハザードマップによる避難場所の確認・有事の際に活用できるような避難訓練の実施を行う市民を増やしていきます。

1-6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生

1-7 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

上記2分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 消防・救急の資機材は、塩谷広域行政組合消防本部・市内消防団が策定した更新計画に基づき、老朽化したものを更新しています。
地域の消防活動を支える消防団員の加入率は95.3%（令和7年4月1日現在）です。

【推進方針】 塩谷広域行政組合消防本部・市の消防団の資機材は、引き続き、更新を推進します。
消防団員の高齢化が進んでいるため、新入団員の確保のための取組を行います。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

02 03 04 地域医療体制の整備

【脆弱性評価】 災害時の医療体制の状況把握は、氏家保健センター（塩谷郡市医師会事務局併設）を拠点に行います。しかし、同センターには非常用電源がないため、停電時の対応が難しい状況です。
また、風水害の発生時は、同センターが浸水想定区域内にあるため、機能の維持が難しくなります。

【推進方針】 地震の発生時は、氏家保健センターで医療体制の状況把握に努めるものとし、そのための非常用電源設備の整備を検討します。
風水害の発生時は、災害対策本部が設置される市役所庁舎に機能を移転します。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

01 02 04 安全・安心な教育環境の実現

【脆弱性評価】 市立小・中学校のすべてが避難所に指定されていますが、学校内のトイレの洋式化率は約8割、LED化率は約5割、多目的トイレ・スロープ設置率は約9割です。
また、各学校の校舎・体育館の空調設備は整備済みですが、校舎の空調設備の一部は更新時期を迎えており、体育館については断熱性能が低いため、今後の避難所を開設した場合の避難者の健康管理に課題が残ります。

【推進方針】 避難所の防災機能を強化するため、学校内のトイレを洋式化し、LEDの改修や多目的トイレ、スロープの設置などを進めていきます。
また、校舎の空調設備の更新や体育館の断熱工事についても検討していきます。
なお、各事業を実施する際には、下記の補助事業を活用することとします。
【学校施設環境改善交付金】
1. 大規模改造（内部環境改善）
対象校：上松山小学校、南小学校、喜連川小学校
2. 大規模改造（バリアフリー化等施設整備工事）
対象校：喜連川中学校

04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、特別なケアを必要とする方を対象にした福祉避難所の開設について、9箇所の社会福祉施設と協定を締結しています。

▼
【推進方針】 開設場所を市有施設とし、協定を締結している社会福祉施設から運営人員を派遣する等の方法により、福祉避難所の開設・運営を図ります。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 災害時の食糧・飲料水等の備蓄品は、東日本大震災の実績から設定した996人×3食×2の数を確保しています。
また、市内外のスーパー、ドラッグストア等と物資提供協定を締結しています。
避難所のうち9箇所には太陽光による蓄電システムが装備されていますが、それ以外の22箇所では非常時電源が未整備です。
なお、自主防災組織による非常用発電機の購入を推奨しています。

▼
【推進方針】 備蓄品の食糧には消費期限があるため、定期的買い替え、常に備蓄率100%を維持します。
非常用電源未整備の避難所への電力供給は、自主防災組織が所有する非常用発電機を活用します。
また、災害協定に基づく電源装置のリース・地域のガソリンスタンドからの燃料提供によりエネルギーを確保します。

05 01 02 安全で快適な道路の整備

【脆弱性評価】 拠点間をつなぐ幹線市道（市道U1-10号、市道K1010号等）には狭隘な区間があるため、円滑な避難、避難物資供給等を阻害する可能性があります。
市街地の道路においては、電柱等の道路占用物件が多数設置された路線があるため、道路占用物件の倒壊による通行不能区間の発生が懸念されています。

▼
【推進方針】 避難、避難物資供給等の円滑性を確保するため、道路の拡幅を行い、狭隘箇所の解消を図ります。
建物が密集する市街地においては、道路占用物件の倒壊による通行不能区間の発生が救助・救急・医療活動を阻害することがないように、電柱地中化等の対策を検討します。

05 01 03 道路・橋梁の改良及び長寿命化と維持管理

【脆弱性評価】 さくら市舗装長寿命化計画・さくら市橋梁長寿命化計画に基づき、5年に1回のサイクルで道路・橋梁の点検を実施し、その結果に基づいた修繕を実施する必要があります。
橋梁について、市内に「レベルⅣ（緊急措置段階）」のものはないものの「レベルⅢ（早期措置段階）」の橋梁が3橋あります（令和7年11月1日現在）。

▼
【推進方針】 道路・橋梁の適切な予防保全のため、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を行います。

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 帰宅困難者になる恐れがある市外からの通勤、通学者等に向け、避難所看板の設置、ホームページに掲載するWEBハザードマップの周知等を行っています。
備蓄品の数は、一定の帰宅困難者が発生することを想定しています。

▼
【推進方針】 一定の帰宅困難者の発生を想定し、備蓄品の確保を継続するとともに、民間宿泊施設との協定等による避難所の確保を検討します。

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 食糧、飲料水等の備蓄品は、備蓄計画に基づき確保し、市内の備蓄倉庫1箇所集中保管を行っています。

▼
【推進方針】 備蓄計画に基づき、食糧、飲料水等の備蓄品を確保していきます。
現在の備蓄倉庫は、災害の状況によっては孤立する可能性があるため、市内各所での分散保管の検討を進めていきます。

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

02 03 03 感染症予防対策の充実

【脆弱性評価】 新型インフルエンザ等の予防・感染拡大防止のための消毒液、マスク等を備蓄し、的確な防疫活動を行うことで被災者の心身の健康を保持することが求められています。

▼
【推進方針】 大規模災害が発災した場合を想定し、備蓄量の数の見直しを行います。
また、関係機関等と連携し、迅速に防疫活動が行えるよう、体制の整備を行うとともに、市民による防疫・保健活動について、普及啓発を行います。

04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 避難所でのより良好な生活環境を確保するため、随時、避難所運営マニュアルを見直し、プライバシーを確保するためのパーティション等の備品を用意します。

▼
【推進方針】 避難所運営マニュアルの見直し後、職員にその内容を適切に周知し、感染予防対策を踏まえた避難所運営を行えるようにします。
また、そのための備蓄品の適正な充足を図ります。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

3-2 首都圏での中央官庁機能の機能不全

上記2分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

02 01 01 地域での福祉活動の推進

【脆弱性評価】 災害ボランティアセンターの設置を予定している喜連川社会福祉センターは、2.0mの浸水が想定されます。

【推進方針】 喜連川社会福祉センターが浸水した場合は、同センター以外の場所での災害ボランティアセンターの設置を検討します。

04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 職員の参集方法等は、災害時職員初動マニュアルによって定めています。令和2年度に職員参集メールシステムによる参集可能時間のシミュレーションを行い、初動体制の見直しを行いました。また、防災対策本部が十分に機能するための広さ・電源を有する会議室等の確保が難しい状況にあります。令和6年度に市役所の業務継続計画（BCP）を変更し、優先業務の位置づけを完了しています。

【推進方針】 被害の程度によっては市外・県外在職員の参集が見込めないため、会計年度職員の参集を検討します。避難所の設営・運営を経験する職員を増やし、不測の事態でも円滑に避難者の受入れが行えるように体制を強化します。また、防災対策本部に参集する人員等を踏まえ、庁内での設置場所の見直しを検討します。市役所の業務継続計画（BCP）の定期的な見直しの実施及び地震・洪水の発生を想定した訓練の実施を検討します。

06 01 04 公共施設等マネジメントの推進

【脆弱性評価】 市役所の業務継続計画（BCP）を令和6年度に改定しています。市役所本庁舎・第2庁舎及び卯の里庁舎は0.5m～3.0mの浸水が想定されます。サーバー室が浸水した場合、各種業務、証明書発行等に支障をきたす恐れがあります。

【推進方針】 洪水発生時には、土嚢や止水板でサーバー室の浸水対策をします。

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

- 4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
- 4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
- 4-3 海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
- 4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

上記4分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

03 01 04 地産地消と食育の推進

【脆弱性評価】 野菜、果実等の集荷場が市内に点在しており、災害発生時の物流拠点がない状況です。

【推進方針】 災害時においても野菜・果物の安定供給を確保するため、耐震基準を満たした新設集荷場の整備を進めていきます。

4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

03 01 05 森林経営管理の推進

【脆弱性評価】 有害鳥獣駆除のための鳥獣侵入防護柵・罠の設置、猟友会による駆除等の対策を講じています。

【推進方針】 農作物被害の減少を図り、住民要望に応えるため、猟友会と連携して鳥獣侵入防護柵・罠の設置を進めていきます。

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

02 01 01 地域での福祉活動の推進

【脆弱性評価】 見守り福祉ネットワークにおいて、避難行動要支援者の災害時の支援を行うための緊急連絡先を登録しています。

【推進方針】 避難行動要支援者に確実に伝達するため、緊急連絡先の定期的な確認を行い、最新の状態を維持できるよう、名簿を更新していきます。

04 03 03 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 防災情報配信システム屋外スピーカーの音達区域以外の住民に対し、戸別受信機を無償で貸与しています。

また、災害情報の多様な入手手段として、市のホームページ、SNS、防災アプリ、防災メール等の活用が求められています。

防災メールのシステムを活用することにより、災害時の避難行動要支援者への情報配信の仕組みを令和2年度から改善しています。

【推進方針】 防災情報配信システムの戸別受信機を貸与するほか、市が複数用意している災害情報ツールの認知率の向上を図り、避難の遅延を防ぎます。

また、浸水想定区域内の避難所に誤って避難しないよう、案内時に的確な避難所を告知し、誘導します。

避難行動時の要支援者に確実に情報が伝達され、避難が迅速に行われるよう、改善した情報配信の利用の登録を促進します。

想定する最大浸水深の被害が発生した場合は、電気基盤の浸水により防災情報配信システムが機能不全になる恐れがあるため、設備の更新を検討します。

06 01 03 持続可能な財政運営

【脆弱性評価】 指定管理者が管理する公共施設が複数ありますが、その多くにおいて、毎年の避難訓練の実施等が仕様書等に明記されておらず、災害時の避難の遅延・市との連携不足が発生する可能性があります。

【推進方針】 今後、指定管理者を募集する場合は、仕様書等に毎年度の避難・防災訓練の実施を明記すると共に、現在、指定管理者となっている施設とは、平常時から連絡を密にし、災害時に連携を取れるようにします。

06 01 05 広報・広聴の充実

【脆弱性評価】 平時の主な広報活動としてはインターネットを使ったホームページ、SNS、防災情報配信システム等がありますが、災害時には通信インフラ障害によりインターネットが使えない可能性があります。

【推進方針】 テレビのデータ放送、広報車（市公用車、緊急車両）、消防団員、行政区の自主防災組織等の物理的な手段や地域に根ざした仕組みを活用して情報の収集・伝達を行います。

06 03 01 地域コミュニティ活動の活性化

【脆弱性評価】 行政区（自治会）における自主防災組織の組織率は64%（令和7年11月1日現在）です。

【推進方針】 全行政区（自治会）で自主防災組織が設立され、多くの市民が参画した防災訓練等を定期的に実施できるように努めます。

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

上記2分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

05 03 01 管路の維持管理・更新

【脆弱性評価】 上水道システムの急所施設（その機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）や避難施設、病院等の重要施設に接続する管路の一部に、耐震基準を満たしていないものがあります。

なお、浄水場等の水道施設・市域全体の基幹管路の耐震化率は約36%です。

【推進方針】 水道水の安定供給を継続するため、水道企業会計の収支を踏まえつつ、「さくら市上下水道耐震化計画」に基づき、水道施設・管路の耐震化・更新を計画的に進めていきます。

05 03 02 取水・浄水・配水施設等の維持管理

【脆弱性評価】 市内5箇所の浄水場のうち3箇所で浸水が想定されます。浸水が発生した場合は、浄水機能が不全になる可能性があります。

【推進方針】 浸水の可能性がある3箇所の浄水場の被害を想定し、必要に応じた整備を検討していきます。

05 03 05 合併処理浄化槽による汚水処理の推進

【脆弱性評価】 単独浄化槽・汲取り槽は、汚水処理能力が低いため、災害時に衛生的な問題が発生する可能性があります。

【推進方針】 老朽化した単独浄化槽・汲取り槽を災害に強い合併浄化槽・公共下水道へ転換するよう、市民に促していきます。

05 03 06 汚水処理施設の適正な維持・管理

- 【脆弱性評価】** 汚水処理施設は老朽化により故障を頻発している設備機器があります。また、一部に耐震基準を満たしていない箇所があります。
- 管路は、耐用年数を超過していませんが、今後年数の経過とともにたるみやクラックなどの不具合が発生する恐れがあります。また、一部に最新の耐震基準を満たしていないものがあります。
- マンホールポンプに非常用発電設備が設置されておらず、停電時に汚水がマンホールから溢水するリスクがあります。

- 【推進方針】** 下水道事業はストックマネジメント計画に基づき、農業集落排水事業は最適整備構想・維持管理適正化計画に基づき計画的に施設や管路の耐震化・設備の更新等を進めるとともに、点検調査を実施し予防的修繕に努めます。
- ポンプに関しては非常用発電設備の設置・可搬式発電設備の設置・電動車両（EV/PHEV）の活用などの整備を進めていきます。

5-5 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

05 01 02 安全で快適な道路の整備

- 【脆弱性評価】** 市街地における狭隘な道路については、沿道の建物倒壊により、通行不能区間が発生する可能性があります。
- 山間部の道路については、法面の崩落による通行不能区間の発生が懸念されています。

- 【推進方針】** 建物が密集する市街地においては、沿道の建物崩壊による通行不能区間の発生が救助・救急、医療活動等を阻害することがないように、狭隘道路の拡幅整備を検討します。
- 避難、避難物資供給等の円滑性を確保するため、山間部における道路法面等の崩壊対策を検討します。

05 01 04 拠点への移動円滑化の推進

- 【脆弱性評価】** 東北縦貫自動車道への接続多様性が低いため、大規模災害等の発生時においては、広域防災拠点であるさくら市総合公園までの道路が占用物件等の倒壊により通行不能になる可能性があります。
- これにより、復旧復興に必要な人材や物資の調達が難航し、復興が大幅に遅れる恐れがあります。

- 【推進方針】** 東北縦貫自動車道への接続多様性を向上させるため、スマートインターチェンジの新設を検討します。

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 事前復興ビジョンは策定していませんが、さくら市地域防災計画において、被災した際の復旧・復興の考え方を示しています。

【推進方針】 地域防災計画の定期的な改訂を行うとともに、必要になった場合に速やかに復興計画を策定できるよう、国土交通省「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を参考に、可能性の高い災害の想定や、基礎データの整備・保全を進めます。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

02 01 01 地域での福祉活動の推進

【脆弱性評価】 災害ボランティアセンターの開設は、さくら市社会福祉協議会が所管します。
災害ボランティアセンターの運営方針・マニュアルの策定は、平成26年度に完了していますが、さくら市では1度しか開設の経験がないため、円滑な運営において課題があります。

【推進方針】 さくら市社会福祉協議会災害担当理事が中心となり、災害ボランティアセンターに関する基本事項を見直し、関係機関と協働しながら災害ボランティアセンターの強化に向けて取り組んでいくほか、災害ボランティアセンターの開設訓練によりシミュレーションを行っていきます。
また、栃木県が主催する研修等に参加し、他自治体の運営事例を学んでいきます。

04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 災害発生時の住宅の危険度判定は判定士の資格を有する市職員（5人程度）が、被害認定調査は、税務担当の市職員等が担当しています。
多大な被害が発生した場合は、判定士等の不足により、復興復旧が遅れる恐れがあります。

【推進方針】 経験を有する市職員の活用に加え、市内業者との協定により判定士・調査員を確保し、迅速な調査終了体制の構築を図ります。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

04 01 02 循環型社会の実現

【脆弱性評価】 平成 29 年度に策定された災害廃棄物処理計画では、風水害の対策が想定されていないため、計画の見直しが必要です。
また、災害廃棄物の仮置場が事前に設定されていない状況です。
エコパークしおやが浸水想定区域内にあるため、風水害が発生した場合は、利用できない可能性があります。

【推進方針】 災害廃棄物の仮置場の事前の確保（場所の特定）・住民への周知を行います。
また、仮置場を運用するための作業員及び重機・運搬の事業者の確保のための協定等の締結を検討します。
エコパークしおやが利用できなくなった場合の対応策を検討します。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

04 03 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 応急仮設住宅の設営の方針・建設候補地が設定されていない状況です。

【推進方針】 応急仮設住宅の設営の方針の策定・建設候補地の選定を検討します。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

03 03 03 歴史的文化的資源の保存・継承・利活用

【脆弱性評価】 さくら市ミュージアム—荒井寛方記念館—は、耐震基準を満たしている施設です。
館内には自動火災報知設備、消火器、ハロン消火設備等が設置されています。
空調の常時運転により、収蔵庫内の気温・湿度の変動を抑制し、夜間機械警備も実施しています。
栃木県指定文化財の木造不動明王坐像は、耐火性の専用収蔵庫で保管されています。
市内の文化財のうち家屋等（堂原地蔵堂を除く）は、住宅火災報知器、消火器等が整備され、夜間は機械警備で防災に対応しています。
瀧澤家住宅の蔵座敷及び木塀の老朽化が進んでいます。
勝山城本丸跡は、一部の整備は行われているものの、大手橋が老朽化しているため、更新の必要があります。
土塁、堀等は地震等で崩落する可能性があります。

【推進方針】 令和元年度に策定した長寿命化計画に基づき、定期的な改修を行っていきます。
大規模な災害の発生により、長期的な停電が発生した場合は、展示物を収蔵庫へ移動させ、毀損しないように処置します。
建物、遺跡、天然記念物等の継続的な維持管理が必要なため、具体的な修繕・整備計画の策定を検討します。
瀧澤家住宅の蔵座敷・木塀の修繕及び敷地整備が必要です。
勝山城本丸跡の橋をはじめとする継続した維持管理・更新が必要です。

第4章 計画の推進及び進捗管理

4-1 計画の推進及び進捗管理

本計画に位置付けられた取組は、本市全体の強靱化に関するものであり、特にさくら市地域防災計画と整合性を保ちながら、総合的かつ効果的な防災・減災対策に資することができるよう、総合計画や分野別計画と連携し、計画的かつ着実に推進していきます。

また、本計画の進行管理は、PDCA サイクルにより、毎年度、各取組の進捗状況の検証を行います。なお、進行管理にあたっては、本市が導入している行政評価の仕組みと連動して市民への説明責任を果たします。

	国土強靱化地域計画		総合計画
計画 (Plan)	① リスクシナリオ単位での推進方針の設定		基本事業及びその成果指標と国土強靱化地域計画との連動
実施 (Do)	各事務事業の実施		
評価 (Check)	① リスクシナリオの脆弱性の状況及び推進方針の進捗を確認 ② 実施計画の KPI を「把握」「公開（説明責任）」		総合計画の成果指標状況公開（まちづくり報告書）において、国土強靱化地域計画の KPI であることを表示 行政評価の実施
改善 (Action)	① 実施計画事業の進め方見直し、事業の追加・削除の実施		行政評価に基づく改善を実施

4-2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国、栃木県等の国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、適宜見直しを行うことを検討します。

參考資料

1 第3次さくら市総合計画前期基本計画策定過程

令和7年度	
4月	第3次さくら市総合計画策定方針の決定
6月	第3次さくら市総合計画の策定に係る庁内説明会を開催
7月	庁議において、第3次さくら市総合計画基本構想案を審議
	庁内で施策別のヒアリングを実施
	第1回さくら市総合計画審議会を開催 基本構想および前期基本計画の策定を諮問
8月	第2回さくら市総合計画審議会を開催（書面） 前期基本計画案を審議
	総合計画の策定に係る市民アンケートを実施
9月	庁議において、前期基本計画案を審議
	第3回さくら市総合計画審議会を開催 前期基本計画案を審議
	議会議員全員協議会において、基本構想・前期基本計画の策定の進捗状況を報告
10月	庁議において、前期基本計画案を審議
	議会議員全員協議会において、基本構想・前期基本計画の策定の進捗状況を報告
	基本構想・前期基本計画の策定に係るパブリック・コメントを実施
11月	第4回さくら市総合計画審議会を開催 基本構想・前期基本計画案を審議
	さくら市総合計画審議会から答申
12月	議会議員全員協議会において、基本構想・前期基本計画案を報告
1月	議会において、基本構想の策定を議決
	第3次さくら市総合計画前期基本計画を策定

※ 「前期基本計画の策定」には、第2期さくら市国土強靱化地域計画の策定が含まれます。

2 さくら市総合計画条例

平成 27 年さくら市条例第 15 号

さくら市総合計画条例

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の定義、構成及び位置付けその他総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、もって総合的かつ計画的な市政運営を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市長が作成する長期的なまちづくりの指針をいう。
- (2) 基本構想 将来の都市像及び市政の方向を定めるための基本的な考え方をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、施策ごとの目標及び体系を明らかにするものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた施策をどのように実施していくかを具体的に示すものをいう。

(構成)

第 3 条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

(位置付け)

第 4 条 総合計画は、全ての施策を網羅した市の最上位の計画と位置付ける。

2 市の各行政分野に関する計画を策定又は変更するときは、総合計画との整合を図らなければならない。

(総合計画審議会への諮問)

第 5 条 市長は、基本構想若しくは基本計画を策定又は変更するときは、あらかじめ、さくら市総合計画審議会条例（平成 17 年さくら市条例第 7 号）第 1 条に規定するさくら市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第 6 条 市長は、基本構想を策定又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第 7 条 市長は、総合計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第 8 条 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その実施状況について公表するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、計画期間が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始される総合計画及びその策定に係る事務について適用する。

(さくら市振興計画審議会条例の一部改正)

2 さくら市振興計画審議会条例の一部を次のように改正する。

[以下略]

さくら市総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 さくら市総合計画条例（平成 27 年さくら市条例第 15 号）第 5 条の規定による諮問に応じ、総合計画を策定するために必要な調査及び審議を行わせるため、さくら市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 関係機関の職員

(委員の任期)

第 3 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、その職を解かれるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び前条第 3 項の会長があらかじめ指名した委員がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(答申)

第 7 条 審議会は、諮問された事項に関し調査及び審議を終了したときは、文書でその結果を市長に答申するものとする。この場合、審議会が必要と認めたときは、少数意見を付することができる。

(幹事)

第 8 条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 22 年さくら市条例第 1 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年さくら市条例第 15 号抄）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、計画期間が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始される総合計画及びその策定に係る事務について適用する。

附 則（平成 29 年さくら市条例第 13 号）

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

4 さくら市総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

職名	氏名	区分	備考
会長	三橋 伸夫	学識経験者	宇都宮大学名誉教授
委員	加藤 誠一	市民	さくら市区長会理事
	笹沼 英次		さくら市区長会理事
	笠井 勇一		さくら市民生委員児童委員協議会連合会長
	田代 宏		さくら市 PTA 協議会長
	谷口 洋子		元まちづくりモニター
	山本 智代		元まちづくりモニター
	嶋村 寿	学識経験者	喜連川工業団地工業会理事長
	見目 貴紀		蒲須坂工業団地連絡会長
	荒井 秀忠		塩野谷農業協同組合代表理事組合長
	磯 充洋		さくら市認定農業者協議会長
	小林 克明		栃木県立さくら清修高等学校長
	中山 早苗		学校法人氏家幼稚園長
	武藤 智浩		さくら市金融団代表
	野上 裕之		株式会社下野新聞社さくら支局長
	池田 章二		関係機関
	塚本 正道	喜連川商工会長	
	渡邊 豪	栃木県総合政策部地域振興課長	
	黒田 敦子	さくら市校長会長	
	二宮 洋子	矢板職業安定所長	
	石岡 祐二	市議会議員	さくら市議会総務常任委員長
角田 憲治	さくら市議会文教厚生常任副委員長		
若見 孝信	さくら市議会建設経済常任委員長		